

自治体における ケアラー支援の方策に関する 調査研究報告書



2023年3月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

自治体における
ケアラー支援の方策に関する
調査研究報告書

2023 年 3 月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

概要版

■本調査研究の背景・目的

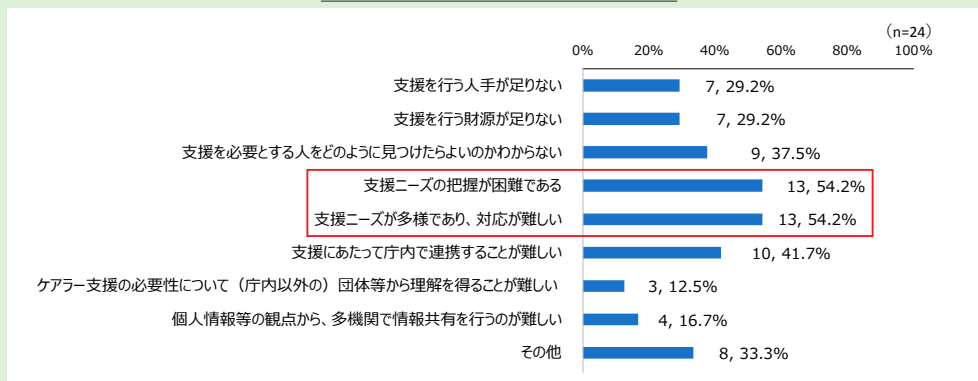
- ケアラーは介護等の負担から心身の健康を害したり、社会的に孤立したりする可能性があり、その結果就業への影響や生活が困窮する場合もある。また、ヤングケアラーについては、ケアによる過度な負担により心身の健康や学業の阻害要因となり、将来の進路への影響も懸念される。
- 本調査研究は、自治体におけるケアラー支援のあり方（支援方策・支援体制など）を示すことを目的とする。

■多摩・島しょ地域の現状

《自治体》

- ヤングケアラーやケアラーに対する支援を実施していると回答した自治体は39自治体中24自治体であった。施策は、「相談窓口の設置」、「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」を行っているという回答した自治体が18自治体であった。
- ケアラー支援の課題は、「支援ニーズの把握が困難である」、「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」の回答割合が最も高かった。

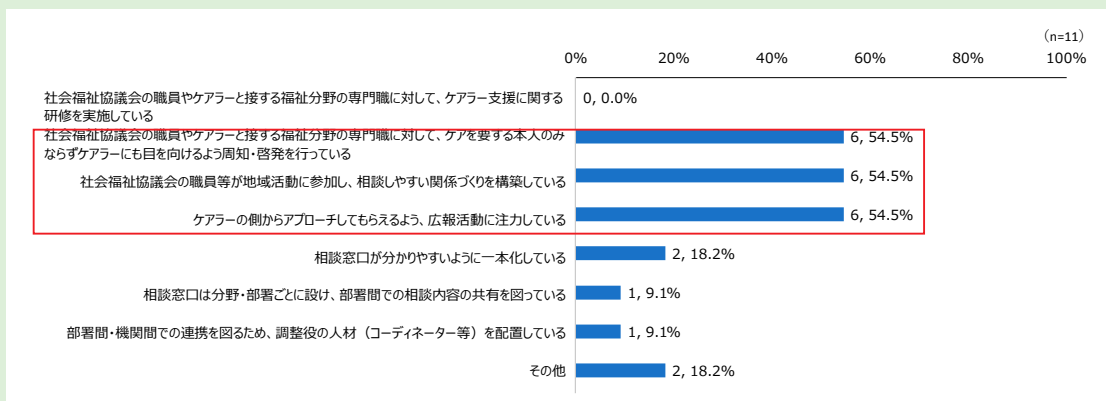
ケアラー支援の課題（複数回答）



《社会福祉協議会》

- ヤングケアラーやケアラーに対する支援を実施しているのはアンケートに回答のあった29団体中11団体であった。
- ケアラーを見つける（把握する）ための工夫は、「職員に対する周知啓発」、「地域活動への参加等の関係づくり」、「広報活動への注力」の回答割合が最も高かった。

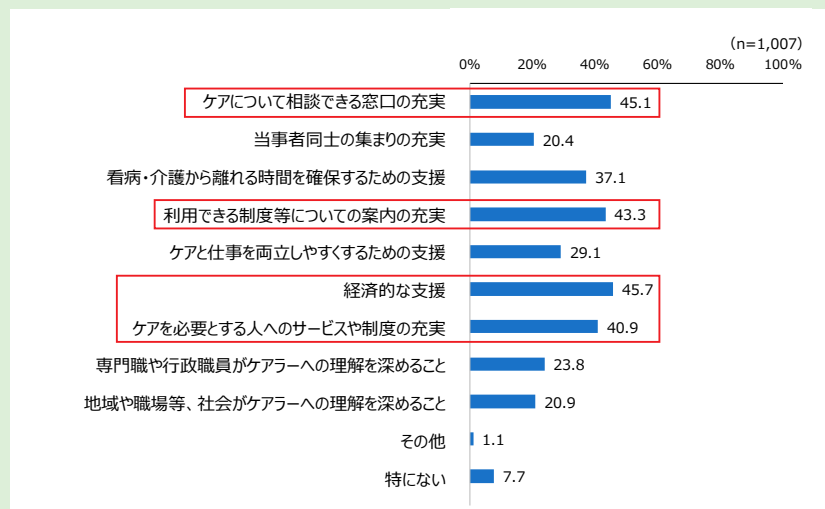
ケアラーを見つける（把握する）ための工夫（複数回答）



《ケアラー（15歳以上の都内在住者）》

- ケアの内容は、家事、身体的介護、外出の付き添い、病院の付き添い、感情面のサポート、見守り等多岐にわたる。
- ケアによる心身の健康状態への影響は、最も回答割合が高いのは「影響はない」（39.8%）であったが、残りの約6割の人は何かしらの不調を抱えている。
- 行政や支援団体、社会へ期待することは、「ケアについて相談できる窓口の充実」、「利用できる制度等についての案内の充実」、「経済的な支援」、「ケアを必要とする人へのサービスや制度の充実」がいずれも4割を超えている。

行政や支援団体、社会に期待する支援や変化（複数回答）



■先進事例の取組

全国でケアラー支援に取り組む先進的な自治体・団体を自治体の人口規模や面積、取組体制等の観点で、多様な事例を取り上げられるよう留意し調査を行った。

先進事例の対象自治体・団体およびその特色

対象		特色
自治体名	埼玉県	日本初のケアラー支援条例制定
	東京都八王子市	重層的支援体制整備事業の枠組みにおいてケアラー支援に取り組む
	三重県名張市	地域共生社会の取組とともにケアラー支援に取り組む
	兵庫県神戸市	ヤングケアラー・若者ケアラー支援が充実
団体名	北海道栗山町社会福祉協議会	社会福祉協議会が主体となりケアラー支援を推進。自治体とも連携している
	東京都昭島市社会福祉協議会	地域包括支援センターと連携し、介護者の会等を実施
	NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン	ケアラー向け相談支援や、支援者養成、交流の場づくり、調査研究等を実施。

- ヒアリングの結果、自治体と社会福祉協議会等の中間団体が適切な役割分担を行い、きめ細やかなアウトリーチ活動を行いつつ、多機関連携等によって多様なケアラーを適切な支援に継続してつなげることの重要性が示唆された。
- ケアラー支援にあたっては、ケアラー本人の意向を尊重することが大切であることや、潜在的にケアの負担を抱えている人へアプローチすることの難しさが明らかになった。

■提言

ケアラーや自治体の現状と課題を踏まえ、ケアラー支援を充実させていくための具体的な取組は以下の内容が考えられる。

現状と課題を踏まえたケアラー支援の具体的取組とその要点



- 具体的取組は、自治体内での複数部署の連携はもとより、社協等の中間団体とも連携し、それぞれの地域特性に合った体制を構築し実施することが重要となる。
- 各施策は、計画を立案し実施した後、ケアラーの負担軽減につながっているか等の観点から効果検証を行い、取組内容の改善を行っていくことが求められる。

■まとめ

- 高齢化の急速な進展や世帯構成の変化を受け、ケアラー支援の重要性はケアの社会化の観点からも今後一層高まっていくと考えられる。
- ケアラー支援においては多機関連携が重要であり、その多機関との調整を行うという点、さらにケアラー向け施策や周知啓発のための予算確保を含めた取組の継続性の担保という点から、自治体の果たすべき役割は大きい。

本編

目 次

第1章 調査研究の背景目的等..... 1

1. 調査研究の背景・目的.....	2
(1) 本調査研究の背景	2
(2) 本調査研究の目的	2
2. 調査研究の実施概要.....	3
(1) 概要調査	3
(2) 自治体アンケート調査	3
(3) 社会福祉協議会アンケート調査	3
(4) 都内在住のケアラーアンケート調査	3
(5) 全国の先進事例に関する調査	4
(6) 有識者ヒアリング	4

第2章 ケアラー支援の概論..... 5

1. ケアラー支援の背景.....	6
2. ヤングケアラー、若者ケアラー、ケアラーの定義・範囲.....	7
3. 国内（国や東京都等）の動向	12
(1) 日本の政策動向	12
(2) 東京都	16
4. 海外の動向（イギリス、オーストラリア）	17
(1) イギリス	17
(2) オーストラリア	19

第3章 現状把握等..... 21

1. アンケート調査の実施概要.....	22
(1) アンケートの目的・方法	22
(2) 集計・分析結果に関する留意点	23
2. 自治体アンケート結果.....	24
(1) 調査結果のポイント	24
(2) 調査結果	24
3. 社会福祉協議会アンケート結果.....	35
(1) 調査結果のポイント	35
(2) 調査結果	35
4. 都内在住のケアラーアンケート結果.....	47
(1) 調査結果のポイント	47
(2) 調査結果	48

第4章 事例分析.....75

1. 先進事例調査の概要.....	76
(1) 自治体事例	76
(2) 支援団体事例	77
2. 自治体におけるケアラー支援の先進事例.....	78
(1) 埼玉県	78
(2) 東京都八王子市	84
(3) 三重県名張市	90
(4) 兵庫県神戸市	96
3. 支援団体の取組動向.....	101
(1) 北海道 社会福祉法人栗山町社会福祉協議会	101
(2) 東京都 社会福祉法人昭島市社会福祉協議会	107
(3) NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン	110

第5章 提言..... 115

1. ケアラー支援の必要性について.....	116
2. ケアラー及びケアラー支援の現状と課題を踏まえた支援の視点.....	118
(1) ケアラーの現状	118
(2) 自治体におけるケアラー支援の現状と課題	120
(3) ケアラーのニーズを踏まえた支援の視点	121
3. 取組体制.....	122
4. ケアラー支援の具体的取組について.....	125
5. 結びに.....	135

付録資料..... 137

第 1 章

調査研究の背景目的等

第1章 調査研究の背景目的等

1. 調査研究の背景・目的

(1) 本調査研究の背景

ケアラーとは「高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者」（埼玉県ケアラー支援条例）とされる。国においても、2021年5月に文部科学省と厚生労働省のプロジェクトチームによるヤングケアラー（家族の介護や世話を担う18歳未満の子ども）支援策を報告書として発表するなど、若年世代も含めたケアラー支援体制整備の必要性が認識されている。

(2) 本調査研究の目的

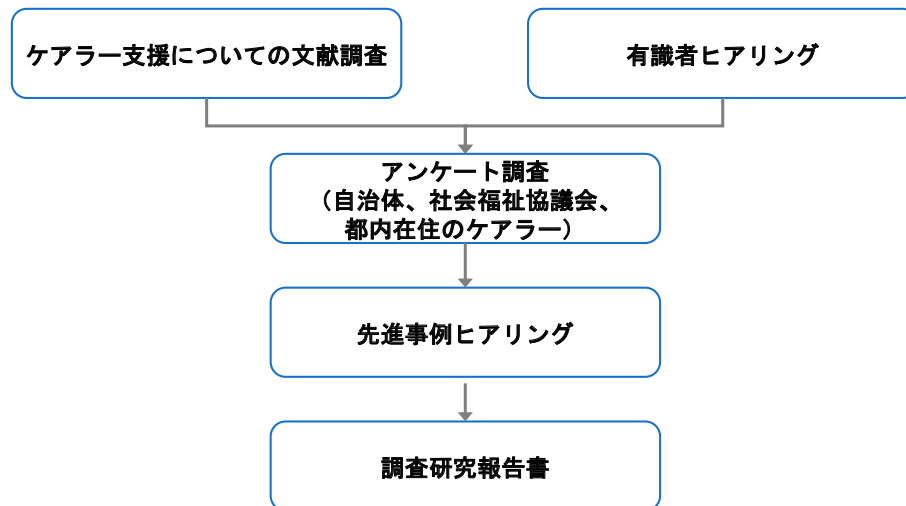
ケアラーは、介護の中で心身の健康を害したり社会的に孤立してしまうなど、一人一人の状況により多様な日々の問題を抱えている。特にケアラーが学齢期の子どもの場合、発達段階にある心身への影響はもとより遅刻、早退や欠席による勉強の遅れや不登校など学業への阻害要因となり、将来の進路への影響も懸念される。全年代的にみても、介護等の負担から就業への影響や生活が困窮する場合もあり、ケアラーに対する自治体の支援の重要性が高まっている。改正社会福祉法によって創設された重層的支援体制整備事業に取り組み始めた自治体もあるものの、多面的なケアラー支援までカバーできている自治体はまだ少数と思われる。

本調査研究は、自治体におけるケアラー支援のあり方（支援方策、支援体制など）を示すことを目的とする。

2. 調査研究の実施概要

本調査研究の構成と各調査方法の関係は以下のとおりである。

図表 1-1：調査研究の実施フロー



（1）概要調査

ケアラーの定義や国内外のケアラー支援の動向、関係法令、制度等について調査・整理を行うため、公開情報調査により概要調査を行った。

（2）自治体アンケート調査

市町村におけるケアラー支援の取組状況・考え方・課題認識等について把握するため、アンケート調査を実施した。

（3）社会福祉協議会アンケート調査

社会福祉協議会（以下、社協という。）におけるケアラー支援の取組状況・考え方・課題認識等について把握するため、アンケート調査を実施した。

（4）都内在住のケアラーアンケート調査

都内在住のケアラーの実態について把握するため、ケアラー、ヤングケアラーの定義に該当する15歳以上の都内在住者約1,000名を対象としてウェブアンケート調査を実施した。

(5) 全国の先進事例に関する調査

ケアラー支援の取組経緯や内容、今後の展望等について把握するため、先進事例調査を行った。調査対象は自治体4件、支援団体3件であり、そのうち自治体3件、支援団体3件についてはヒアリングを実施した。

図表 1-2：先進事例（自治体）

自治体名及び担当部署	ヒアリング実施日
埼玉県 福祉部 地域包括ケア課	2022年7月29日
東京都八王子市 福祉部 福祉政策課 子ども家庭部 青少年若者課	2022年11月4日
三重県名張市 福祉子ども部 医療福祉総務室	2022年8月30日
兵庫県神戸市 福祉局 政策課	

図表 1-3：先進事例（中間支援組織、民間団体等）

団体名	ヒアリング実施日
社会福祉法人栗山町社会福祉協議会	2022年8月25日
社会福祉法人昭島市社会福祉協議会	2022年10月28日
NPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン	2022年7月29日

(6) 有識者ヒアリング

ケアラー支援の専門的な知見を有する有識者3名に、政策動向や自治体に期待すること、支援策検討にあたっての留意点についてヒアリングを実施した。

図表 1-4：有識者ヒアリング

氏名	所属	ヒアリング実施日
澁谷 智子 氏	成蹊大学 文学部 現代社会学科 教授	2022年7月1日
石山 麗子 氏	国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻教授	2022年7月27日
宮崎 成悟 氏	一般社団法人ヤングケアラー協会 代表理事	2022年11月24日

第2章

ケアラー支援の概論

第2章 ケアラー支援の概論

1. ケアラー支援の背景

昨今の国内において高齢化の一層の進展に加え、人口減少社会に転じる中で、高齢者のみの世帯や高齢者と未婚の子のみの世帯が増加する等、世帯構成に大きな変化が生じている。また、家族の介護や看護を理由に「介護離職」をした者は年間約10万人¹、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」を担う推計人口は約25万人²いるとされている。

このほかにも遠距離介護、老老介護、8050問題³、生活困窮、若い世代による介護等、ケアを必要とする方の世帯における課題は多様化している。このような中、ケアを必要とする方と、家族介護者が安定した生活を送るためには、ケアを必要とする方のみならず、家族介護者にも配慮をする必要がある。なぜならば、就労している家族介護者の介護負担が過大となった場合、離職により生活困窮に結びつく可能性があり、それによりケアを必要とする人の生活にも影響が生じるリスク等が想定されるからである。一方で、かつては地域住民同士の相互扶助等による支え合いの機能が存在したが、現代においては自治会、町内会等への加入率の低下など、地域のつながりの希薄化の危機感が高まっていることが指摘されており⁴、ケアを必要とする世帯が地域から支援を受けづらい状況があると推察される。

国による従来の家族介護者支援目標では、要介護者が主、家族介護者は従と捉えられており、支援目標は家族介護力を維持することであった。一方で、上記のような状況を踏まえると、今後、家族介護者支援施策が掲げるべき目標は、『『家族介護と仕事や社会参加、自分の生活を両立すること』と、『心身の健康維持と生活の質の維持・充実（ひいては人生の質の維持・充実）』の両輪がともに円滑にまわりながら、要介護者の介護の質・生活・人生の質もまた同時に確保される『家族介護者支援』を推進すること』⁵であるとされている。

1 総務省「平成29年 就業構造基本調査」

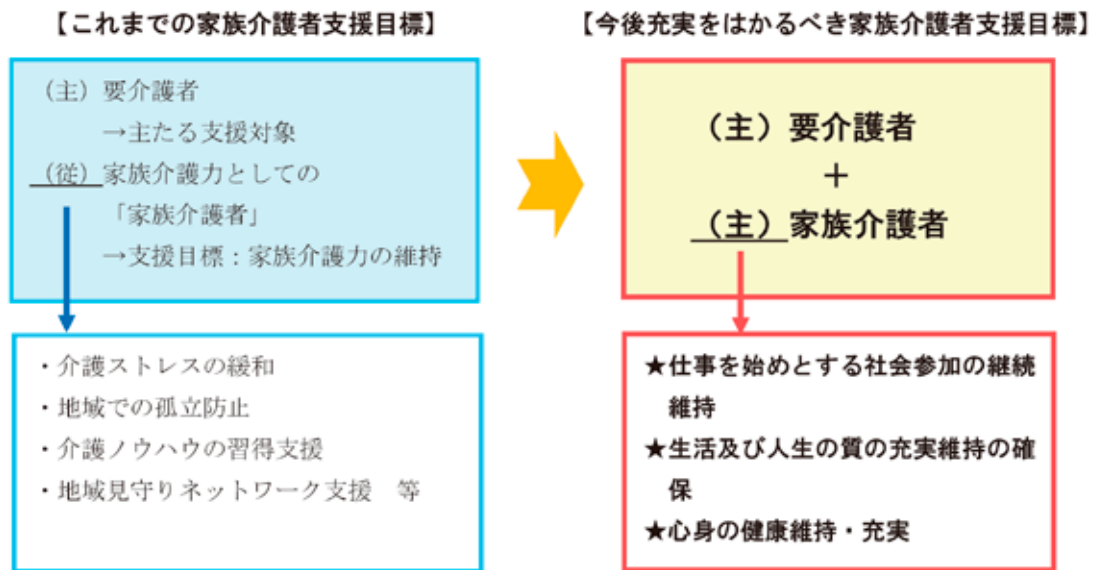
2 内閣府男女共同参画局「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」（2016年4月）

3 80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。世帯としての生活困窮や、親が要介護状態になることによる子どもの離職等、社会的孤立や経済的な窮迫の背景となっている。（厚生労働省平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業 特定非営利活動法人KHJ 全国ひきこもり家族会連合会「長期高齢化する社会的孤立者（ひきこもり者）への対応と予防のための『ひきこもり地域支援体制を促進する家庭支援』の在り方に関する研究 地域包括支援センターにおける『8050』事例への対応に関する調査」報告書（2019年3月）参照）

4 総務省・地域コミュニティに関する研究会「地域コミュニティに関する研究会報告書」（2022年4月）によれば、600市区町村における自治会等の加入率の平均（単純平均）の推移は、2010年に78.0%であったのが、2020年では71.7%となっており、6.3ポイントの低下となっている。

5 厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」（2018年3月）

図表 2-1：家族介護者支援の目標の変化



出所：厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」（2018年3月）

また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）にて定められているゴールのうち、「1 貧困をなくそう」や「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」等はケアラーが抱える問題にも関わりがある。

昨今ではこのような背景・状況を踏まえ、ケアラー支援が着目されている。

2. ヤングケアラー、若者ケアラー、ケアラーの定義・範囲

以下では、ケアラーに関連する用語について、各団体等の定義を確認した上で、本報告書内で用いる際の定義を整理する。

まず、ヤングケアラーについて、国における定義は「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされ、年齢は法令上の定義はないが、18歳未満を基準としている。また、ヤングケアラーに関連する概念として「若者ケアラー」や「ヤング・アダルト・ケアラー」が存在する。18歳未満ではないものの、支援すべき対象として捉えるために設けられている概念と推察される。一般社団法人日本ケアラー連盟（以下「日本ケアラー連盟」という。）では、若者ケアラーは「18歳以上概ね30歳代まで」とされている。「ヤング・アダルト・ケアラー」は、イギリス等一部の国において見られる概念であり、イギリスの場合、年齢の基準は18歳以上25歳未満とされている。

図表 2-2：国内外の主なヤングケアラーの定義

機関名	対象	定義	年齢
厚生労働省	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども ⁶ ※法令上の定義なし	18歳未満
埼玉県	ヤングケアラー	ケアラーのうち、18歳未満の者 ⁷	18歳未満
日本ケアラー連盟	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども ⁸	18歳未満
	若者ケアラー	18歳～概ね30歳代までのケアラー ⁸	18歳～概ね30歳代まで
一般社団法人ヤングケアラー協会	ヤングケアラー 若者ケアラー	学業や仕事のかたわら、障害や病気のある家族のケアをしている子どもや若者 ⁹	※年齢による基準はない ¹⁰
イギリス	ヤングケアラー	他の人のためにケアを提供している、または提供しようとしている18歳未満の者（ただし、ケアが契約に従って行われている場合や、ボランティア活動として行われている場合は除く） ¹¹	18歳未満 ¹²
オーストラリア	ヤングケアラー	病気や障害、精神疾患、あるいはアルコールやドラッグなどの依存症を抱える家族やパートナー、きょうだい、親せきや友達をケアしている 25 歳以下の若者 ¹³	25歳まで

6 厚生労働省「ヤングケアラーについて」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>（2023年1月24日確認）

7 埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画」（2021年）。ケアラーの定義についても、同資料を参照。

8 一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト「ヤングケアラーとは」

<https://carersjapan.com/about-carer/young-adult-carer/>（2023年1月24日確認）

9 一般社団法人ヤングケアラー協会「ヤングケアラーとは」

<https://youngcarerjapan.com/>（2023年1月24日確認）

10 一般社団法人ヤングケアラー協会が運営する「Yangle コミュニティ」は、主に40歳以下のヤングケアラー・若者ケアラーを対象としている。

11 澁谷智子「ヤングケアラーを支える法律」（2017年）

12 18歳以上25歳未満のケアラーについては、「ヤングケアラー」とは区別し、「ヤング・アダルト・ケアラー」として支援の対象としている。

13 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2019年3月）

図表 2-3：日本ケアラー連盟によるヤングケアラーの定義



出所：一般財団法人日本ケアラー連盟ウェブサイト

次に、ケアラーの定義は、国で統一的な定義を設けておらず、ケアラー支援を実施する都道府県や団体においてそれぞれに定義を定めているのが現状である。その場合の定義は概ね共通しており、ケアを必要とする人については、親族、友人・知人、その他身近な人まで含め、特に年齢に関する基準も設けていないことから、ケアラーの対象者も広く捉える意図がうかがえる。

諸外国における定義は、ケアラー支援の先進国であるイギリスにおいてはケアを必要とする人の対象者を成人（18歳以上）としている点から、年齢の基準を設けていない日本やオーストラリア等と比較して、やや限定的な定義となっている。

図表 2-4：国内外の主なケアラーの定義

機関名	定義
厚生労働省	なし
日本ケアラー連盟	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人 ¹⁴
埼玉県	高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者 ⁷
イギリス	他の成人に介護を行う、もしくは、行う意思のある者で、契約に基づき介護を行う（もしくは行う意思のある）者、及びボランティア活動として介護を行う（もしくは行う意思のある）者を除く ¹¹
オーストラリア	障害や健康問題（終末期や慢性疾患を含む）、精神疾患、あるいは、高齢による衰えのある人々に対して、身の回りのケア、支援support、援助assistanceを提供する人々 ¹⁵

図表 2-5：日本ケアラー連盟におけるケアラー定義



出所：一般財団法人日本ケアラー連盟ウェブサイト

14 一般社団法人日本ケアラー連盟ウェブサイト「ケアラーとは」

<https://carersjapan.com/about-carer/carers/>（2023年1月24日確認）

15 木下康仁「オーストラリアのケアラー（介護者）支援」（2013年）

以上を踏まえると、日本ケアラー連盟における定義が対象となるケアの内容やケアラーの対象年齢を具体的に示しており、曖昧さが少ないものと考えられる。従って、本報告書における各用語の定義は、同連盟の定義と同一のものとする。

図表 2-6：本報告書における用語の定義

用語	定義
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども
若者ケアラー	18歳～概ね30歳代までのケアラー

3. 国内(国や東京都等)の動向

本節では、市区町村がケアラー支援に取り組むにあたっての前提となる、国や東京都における制度や支援の取組に関する状況を整理する。

(1) 日本の政策動向

①ケアラー支援の政策、制度、法律・条例の制定状況

現在の日本には、ケアラーを支援するための固有の法制度はないとされているものの、高齢者介護・福祉行政及び労働行政を中心に、ケアラーである家族介護者に対する支援施策が段階的に充実してきている状況である。

まず、高齢者介護・福祉行政の観点では、2000年4月に施行された介護保険法の制度創設段階において、介護用品の支給や介護教室の開催等、ケアラーが行う「介護」そのものに対する支援が中心であった。その後、2016年に「ニッポン一億総活躍プラン」において「介護離職ゼロ」の目標が掲げられたことにより、ケアラーが行う「介護」に対する支援に加えて、ケアラー自身の生活・人生の質の向上を支援する視点が盛り込まれた。

加えて、2017年に「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」が決定され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会が目指されている。このような背景を踏まえ、ケアラー支援についても、地域住民等による関わりが重要とされている。

また、2017年の「第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本方針」では、介護を行う家族への支援・虐待防止対策の推進や「介護離職ゼロ」に向けたサービス基盤の整備等が明記された。これにより、各都道府県・市区町村においては、ケアラー支援の観点を踏まえた施策の検討が求められることとなった。

次に、労働行政の観点では、1995年の介護休業制度創設以降、介護給付の創設、対象労働者の拡大、休業取得の柔軟化等が進められてきた。特に、休業取得の柔軟化については介護休業の分割取得等が可能になったことにより、ケアラーである労働者が就業を継続するための支援体制が整備された。さらに、2014年の「仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマーク（トモニマーク）」の策定、2018年の企業を対象とした「仕事と介護の両立支援ガイド」の作成等を通じて、企業等における就労環境整備の支援が行われてきている。

次の図表のとおり、ケアラー支援は高齢者介護・福祉や介護と仕事の両立の観点から、その必要性を認識の上、支援制度の整備等が進みつつある状況といえる。

一方、ヤングケアラーは、近年、実態把握調査等と並行してヤングケアラーの支援策の検討が始まった段階であり、今後国においても支援策を充実していく必要があると考えられている。

図表 2-7：国政におけるケアラー支援に関する主な動向

年	高齢者介護・福祉行政	労働行政	指針・計画等
1995		育児休業法が育児・介護休業法に改正 (介護休業制度創設)	「高齢社会対策大綱」策定
1999		介護休業給付創設	
2000	介護保険法施行 家族介護支援特別事業の 任意事業化		
2014	介護保険法改正	「仕事と介護を両立できる 職場環境の整備促進のため のシンボルマーク（トモニ ンマーク）」の策定	
2016		育児・介護休業法改正 介護休業給付の給付率引き 上げ（67%）	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
2017	介護保険法改正 第7期介護保険事業（支 援）計画に関する基本方針 新オレンジプラン改定		「『地域共生社会』の実現に 向けて（当面の改革工程）」 取りまとめ
2018		「仕事と介護の両立支援ガ イド」の作成	

出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）介護・労働施策等の活用による家族介護者支援に関する調査研究事業」
「労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける家族介護者支援取組ポイント」
（2021年3月）を参考に株式会社日本総合研究所作成

ヤングケアラーに関する実態把握は、2018年度の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）向け調査¹³が政府における初の全国調査とされている。2020年度においてはヤングケアラーの当事者である中学生・高校生向け調査¹⁶、2021年度においては小学生・大学生向け調査¹⁷が実施されており、全国のヤングケアラーの実態が明らかになりつつある。

実態把握の取組と並行して、2021年3月には厚生労働省及び文部科学省が連携し、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」が立ち上げられ、2021年3月から同年9月にかけて、5回にわたり開催された。

16 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2021年3月）

17 株式会社日本総合研究所「令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2022年3月）

また、国は、地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、2022年度にヤングケアラー支援体制強化事業を新設した。当該事業では、以下の取組に対して財政的支援を行うとしている¹⁸。

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援

②専門組織や専門機関の設置状況、支援状況等

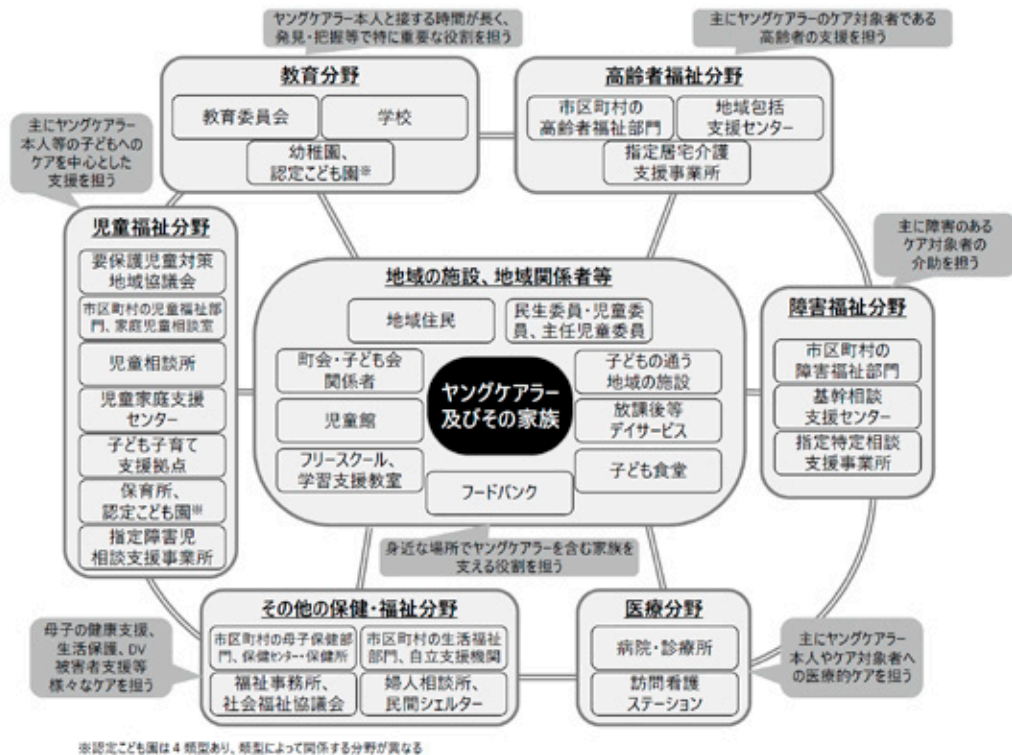
ケアラー支援は、前述のとおり、介護保険制度を中心に組み立てが進んでおり、区市町村及び地域包括支援センターが主な実施主体となり、ケアラーが仕事、育児、社会参加等との両立が可能となるように総合的な相談機能を担っている。また、ケアラーの早期発見や早期対応力を充実強化するために、早期発見活動、早期初期相談とアセスメント、専門職・機関、自治体の所管部署等との連携・協働による継続的・専門的支援の引継ぎを次のように行うことが期待されている。仕事との両立継続や介護離職防止、介護終了後の再就職先としては、自治体の労働・経済・商工部局、ハローワーク、社会保険労務士等、生活困窮には生活保護課、社協等、障害児の療育は障害福祉課、子どもの保育は保育課、無就業の中高年家族介護者の社会参加については福祉事務所等が想定されている⁵。

ヤングケアラーに対する相談支援等の役割を担う機関や団体等は、図表のとおりである。行政の各所管部局や自治体が設置する専門的な機関に加えて、地域の施設や関係者もその役割を担っている。ケアラー支援との比較においては、生徒等との接点を得やすい教育分野の各機関が支援主体の一つとしてその役割を担っている点が特徴といえる。

なお、ケアラー支援においては、福祉・教育の各分野でケアを受ける人の属性に応じて、別々の支援主体が想定されている。ケアを受ける人が、高齢者の場合は介護保険法等、障害者等の場合は障害者総合支援法等、児童の場合は児童福祉法等を根拠法令として、それぞれの法律・制度に基づき設置される機関等が主体となり、支援を行っている状況である。一方で、各機関における対応については限界もあることから、図表2-8にも示されているとおり、必要に応じて多機関・多職種の連携により、効果的な支援を行うことが求められている。

18 厚生労働省子発 0331 第 18 号「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」（2022 年 3 月 31 日）別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」参考

図表 2-8：ヤングケアラー支援において想定される各分野の主体例



出所：有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

また、分野によっては、家族会や患者会等の自助グループが組織されており、公的サービス以外の主体からも相談・支援を受けることに加えて、ケアラー本人が同様の境遇の人たちとつながることができる状況がある。ケアラー支援では日本ケアラー連盟、ヤングケアラー支援においては一般社団法人ヤングケアラー協会が、それぞれ代表的な団体として挙げられる。その他、厚生労働省ウェブサイト等^{5 6}にて、各種支援団体について把握が可能である。

特に日本ケアラー連盟は、ケアラーを支える社会的仕組みを作るため「ケアラー支援法」、「ケアラー支援条例」の制定を目指し、2010年代からケアラーに関する実態調査や政策提言を行っており、2015年には「ヤングケアラープロジェクト」として新潟県南魚沼市にて国内で初めて体系的なヤングケアラー調査を実施している¹⁹。同連盟理事や上記プロジェクトに関わった研究者らは、国や自治体のケアラー関連の有識者会議等にも参画しており、同連盟による取組が現在の国や自治体によるケアラーへの支援につながっていると考えられる。

19 日本ケアラー連盟ウェブサイト「ヤングケアラープロジェクト」プレスリリース

<https://youngcarer.jp/jimdo/free.com/%E7%99%BA%E8%A1%A8%E8%B3%87%E6%96%99/>

(2023年1月24日確認)

(2) 東京都

①ケアラー支援の政策、制度、法律・条例の制定状況

現状、東京都（以下、「都」という。）では、ケアラー支援及びヤングケアラー支援に特化した条例等は制定されていない。ただし、近年、子どもに関する各種課題に取り組む中で、ヤングケアラー支援についても検討がなされているため、以下ではその概要を記す。

都は、2021年4月より「東京都こども基本条例」を施行しており、子どもの最善の利益を優先することを理念として掲げ、都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めている。子供・子育て施策推進本部の下に設置されている施策推進連携部会においてヤングケアラーに関する事項を所管しており、2021年6月にヤングケアラーに関する連絡会を設置している。また、同年7月には、都内におけるヤングケアラーの実態把握を目的として、2020年度に国において実施された調査の都分集計結果を公表している²⁰。

そして2022年4月には、子どもの暮らしや学びを支える政策を強化するため、子どもに関する施策を部局横断で検討する「子供政策総合推進本部」を新たに立ち上げ、初会合を開いたところである。その中で、家族の介護を担う「ヤングケアラー」を早期に発見し、支援につなげるチームを立ち上げ、支援の仕組みづくり等に重点的に取り組んでいくこととなった²¹。

なお、都の総合計画「『未来の東京』戦略version up 2022」（2022年2月）においても、ヤングケアラー支援は「戦略1 子供の笑顔のための戦略」の一つに位置付けられており、2022年度は支援マニュアル作成と団体への支援、2023年度以降における支援の充実を予定している。また、ヤングケアラーが悩みを共有できるオンラインサロンや、ピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援活動を民間団体と連携して推進する旨を記載している²²。

②専門組織や専門機関の設置状況、支援状況等

都のケアラー支援に関わる組織については、前述した高齢者福祉、障害福祉、児童福祉に関する所管部局及び労働部局のほか、都が設置する児童相談所や、公益財団法人東京しごと財団等が挙げられる。都産業労働局は、公益財団法人東京しごと財団と連携して介護休業取得応援事業を実施している。当該事業は、従業員における介護休業の取得率を高め、就業継続につなげる中小企業等に対して奨励金を支給している²³。

20 東京都「ヤングケアラーの実態に関する国調査都分集計」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/young-carer.files/young-carer_tobun-shukei.pdf（2023年1月24日確認）

21 東京都「子供政策総合推進本部会議」（2022年4月28日）資料

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/kodomo-seisaku/shiryou.pdf>（2023年1月24日確認）

22 東京都「『未来の東京』戦略 version up 2022」（2022年2月）

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/versionup2022/index.html#page=1>（2023年1月24日確認）

23 東京都「TOKYO はたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/kaigo/ouen/index.html>（2023年1月24日確認）

4. 海外の動向（イギリス、オーストラリア）

本節では、ケアラー支援の先進国といわれているイギリス及びオーストラリアについて、ケアラー支援が行われてきた背景や経緯、具体的な取組について述べる²⁴。

（1）イギリス

①ケアラー支援の背景

イギリスは世界的にもケアラー支援に早期から取り組んできた国とされており、日本との大きな違いの一つに、公的な介護保険制度がないことが挙げられる。

イギリスでは、高齢者介護は第一義的には本人及び家族の責任とされ、インフォーマルなケアに大きく依存する²⁵とされている。要介護者への支援は、地方自治体が行う社会福祉サービスと国民保健サービスが提供する医療サービスが提供される。

②ケアラー支援施策推進の経緯

イギリスのケアラー支援施策推進の経緯は、図表2-9²⁶のとおりである。現在のイギリスにおけるケアラー及びヤングケアラー支援の法的な根拠は、2014年制定の「2014年ケア法」及び「2014年子どもと家族法」である。前者は18歳以上の成人を対象とした法律であり、これにより、ケアラーが自治体から必要に応じた支援を受ける権利が明確になった。また、後者は18歳未満の子どもを対象とした法律であり、自治体においては地域のヤングケアラー発見に向けた積極的な行動が義務付けられるようになった^{11 27}。

24 本節内での法律名等の和訳については、出所に示した論文・報告書等での和訳をそのまま記している。

25 伊藤善典「イギリスの高齢者介護費用負担制度の改革—責任と公平を巡る17年間の議論—」『海外社会保障研究』193（2016年）

26 法律名の和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「家族介護者支援に関する諸外国の施策と社会全体で要介護者とその家族を支える方策に関する研究事業報告書」（令和元年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）（2020年3月）による

27 独立行政法人労働政策研究・研修機構「ヨーロッパの育児・介護休業制度」（2017年）

図表 2-9：イギリスにおけるケアラー支援施策推進の経緯

年	法律名	ポイント
1986	障害者（サービス、諮問及び代表）に関する1986 年法	要介護者のアセスメントにあたり、ケアラーによる介護の継続可能性を考慮する必要性を明示
1990	国民保険サービスとコミュニティケアに関する1990 年法	ケアラーの問題にふれた最初の法律
1995	ケアラー（認識及びサービス）法	「ケアラーアセスメント」を「ケアラー」の文言とともに制度化
2000	介護者及び障がい児法	ケアラーが自身のアセスメントを自治体に請求する権利（請求権）や、自治体がケアラーに対する直接の支援ができることを規定
2004	介護者（機会均等）法	ケアラー自身がアセスメントを受ける権利を有することの周知や、就労、教育、余暇活動等への参加意思についての確認を自治体に義務付けた
2014	2014 年ケア法	ケアラーが自治体から必要に応じた支援を受ける権利が明確になった
2014	2014 年子どもと家族法	ヤングケアラー発見のための積極的な行動が義務化された

③ケアラー支援の具体的な内容

自治体からの支援は、直接給付である「介護者手当」があり、財政的な支援が行われている²⁷。その他、介護者の休息（ブレイク）、ケアラーが夜間眠れるための見守りサービス、（ケアラーが）教会・病院・美容院・映画などへ行く時間の保障等のサービスを受けることができる。とされている。

また、保険・税制上の優遇もあり、2010年に導入された年金拠出に関する優遇制度（Carer's Credit）では、介護に従事することで支払うことができない国民保険の未払い分が補填され、年金の拠出実績が継続される。

仕事と介護の両立については、1996年の「雇用者権利法」（Employment Rights Act 1996）では、タイム・オフ（time-off）の権利が認められている。タイム・オフの権利は、雇用者の家族等に予期せぬ緊急事態が起きた際に一時的に休業を取得する権利であるが、長期の介護休業や日常的な介護に対応するため等を目的とした、他の特別な休業制度は法制化されていない。

なお、ケアラー支援の責務は自治体にあるが、サービスの実際的な提供者は、民間非営利団体である。具体的には、イギリスにおけるケアラー支援の全国組織であり規模の大きい Carers UK、Carers Trust等が挙げられる。Carers UK は、ケアラーに対する電話相談、地域のボランティアによるピアサポートのほか、ケアラーの組織化や政策立案のための調査研究等を実施している。また、Carers Trustについては、レスパイトサービスを提供しており、特にヤングケアラー支援に先進的に取り組んでいるとされている²⁸。

28 山下亜紀子「イギリスにおけるケアラー支援制度と民間非営利団体によるサービスの実態」（2019 年）

(2) オーストラリア

①ケアラー支援の背景

オーストラリアでは、イギリスと同様に公的な介護保険制度はない。また、長らく介護が必要な高齢者のケアは家族の責任とされていたが、1980年代に生じた障害者に対する権利保障運動を背景に、1990年代以降は介護者たちが連邦政府及び州政府に対して介護者のニーズと権利を求めるロビー活動の展開を始めた。

また、1950年代から1980年代前半にかけては施設重視の施策であったが、膨らんでいく高齢者介護施設に対する支出を抑制することが目指され、1980年代中頃には在宅ケア・地域ケア重視の施策へ転換した²⁹。1985年には、高齢者ケア改革戦略（Aged Care Reform Strategy）がスタートし、「在宅ケア及びコミュニティケア法」が制定され、施設入所の適正化を目的とした専門家チーム（Aged Care Assessment Team; ACATs）によるアセスメントや、連邦政府が6割の財政負担を行い州が実施主体となる地域在宅ケア制度（Home and Community Care; HACC）が創設された¹⁵。

②ケアラー支援施策推進の経緯

オーストラリアのケアラー支援施策推進の経緯については、次頁の図表2-10³⁰のとおりである。

図表 2-10：オーストラリアにおけるケアラー支援施策推進の経緯

年	法律名	ポイント
1997	高齢者ケア法（Aged Care Act）	施設ケア・在宅ケアと並んで介護者支援が施策の柱として盛り込まれた
2009	フェアワーク法	労働法の主軸となる法律であり、介護と仕事の両立に関連して介護休暇等が規定された
2010	介護者貢献認識法（Carer Recognition Act）	ケアラーに関する基本的な考え方を明記し、介護者の概念が大きく広がった

29 鈴木奈穂美「オーストラリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態」（2018年）

30 法律名等の和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「家族介護者支援に関する諸外国の施策と社会全体で要介護者とその家族を支える方策に関する研究事業報告書」（令和元年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業）（2020年3月）による

③ケアラー支援の具体的な内容

具体的な支援施策は、支援連邦政府と全国的な権利擁護団体であるケアラーズ・オーストラリアとの連携により展開されている。ケアラー支援の専門組織は、全国9エリアのエリアごとに設置される「連邦レスパイト・ケアリンク・センター」がレスパイトサービスのマネジメントを主に行っている。また、各州に設置される「ケアラー資源センター」は、一般住民への啓発や情報提供、ケアラーへのカウンセリング等を行っている¹⁵。

ケアラー支援と関わりの深い在宅ケアは、軽度の在宅高齢者向けの連邦在宅支援プログラム（Commonwealth Home Support Program; CHSP）と、中重度の利用者向けの連邦在宅ケアパッケージプログラム（Home Care Packages Program; HCPP）の2つに分けられる。CHSPでは、センターでのレスパイト、短期滞在型レスパイト、フレキシブル・レスパイトなどが、施設ケアとしてはACATsの認定を受けることにより、居住施設でのレスパイト・ケアを受けることもできる。

ケアラーのための経済的支援は、介護者給付（CP）、介護者手当（CA）、介護者上乘せ給付（CS）の直接給付が挙げられる。いずれも社会保障法にて規定されている。例えば、介護者給付（CP）は重度の障害や症状のある人、虚弱な人にフルタイムで日常的な介護を行うため、実質的な有償労働ができない人に対して行われる非課税給付である。

介護と仕事の両立に関しては、2009年3月に成立したフェアワーク法において、病気の家族を介護するための「介護休暇（12カ月あたり10日間付与）」、介護休暇に加えさらに介護が必要な場合の「2日間の無給休暇」、命に関わるけがや病気を負った家族と過ごすための「2日間の特別休暇」等が規定されている。また、「介護者貢献認識法」で定義された介護者には、雇用主に対して柔軟な働き方を要求することも認められている。

第3章

現状把握等

第3章 現状把握等

1. アンケート調査の実施概要

(1) アンケートの目的・方法

市町村及び社協におけるケアラー支援の取組状況・考え方・課題認識等について把握するため、アンケートを実施した。自治体については多摩・島しょ地域39市町村の企画担当部門へ調査票をメール送付し、必要に応じて関係課に内容を確認いただく形式で実施し、社協については社会福祉法人東京都社会福祉協議会へ調査票を送付し、多摩・島しょ地域39市町村の社協へ展開し回答いただく形式にて実施した。

図表 3-1：自治体アンケート概要

調査対象	多摩・島しょ地域39自治体
主な調査項目	- ケアラーへの支援施策の取組状況、内容、課題 - ケアラーへの支援における連携の状況
実施時期・調査方法	2022年8月 メールによる配布・回収
回収状況	39自治体 回収率100%

図表 3-2：社会福祉協議会アンケート概要

調査対象	多摩・島しょ地域39市町村の社会福祉協議会
主な調査項目	- ケアラーへの支援施策の取組状況、内容、課題 - ケアラーへの支援における連携の状況
実施時期・調査方法	2022年8月 メールによる配布・回収
回収状況	29件 回収率74.4%

都内のケアラーの実態を把握するため、ケアラー、ヤングケアラーの定義に該当する15歳以上の都内在住者約1,000名を対象として都内在住のケアラーアンケート調査（以下、ケアラー調査という）を行った。

図表 3-3：都内在住のケアラーアンケート概要

調査対象	ケアラーの定義に該当する15歳以上の都内在住者約1,000名
主な調査項目	- 回答者属性 - 家族等のケアの状況（ケアの対象者/内容/頻度・期間、相談状況、学業や仕事への影響、行政等の支援策の認知度等） - ケアラー支援についての意見や要望等
実施時期・調査方法	2022年9月 ウェブアンケート調査形式
回収状況	1,007件

(2) 集計・分析結果に関する留意点

- 図表中の n はその設問の回答者数を、「SA」は単一回答を、「MA」は複数回答、「FA」は自由記述回答を指す。
- 自由記述式の設問の回答については、回答者が特定されないように回答内容の抜粋・加工を行っている場合がある。
- 集計にあたり四捨五入の関係等で単一回答の設問について各選択肢の回答割合の合計が100%でない場合がある。
- 自治体調査及び社会福祉協議会調査においては、回答数が限られるため、調査結果のグラフでは各選択肢の回答数及び回答割合を併記している。一方、ケアラー調査においては、回答数が多いためグラフ内では回答割合のみを記している。
- ケアラー調査は、ウェブアンケート調査形式にて実施したため、インターネット環境の整った人が回答対象となっている点には留意が必要である。
- ケアラー調査は、ヤングケアラーは「18歳未満」との定義を採用しているが、15歳未満はウェブアンケート調査で回答者数を確保することが難しい、大人と同じ設問で実態を把握することが難しい等の理由から、今回は15歳以上の人を調査対象としている。

2. 自治体アンケート結果

(1) 調査結果のポイント

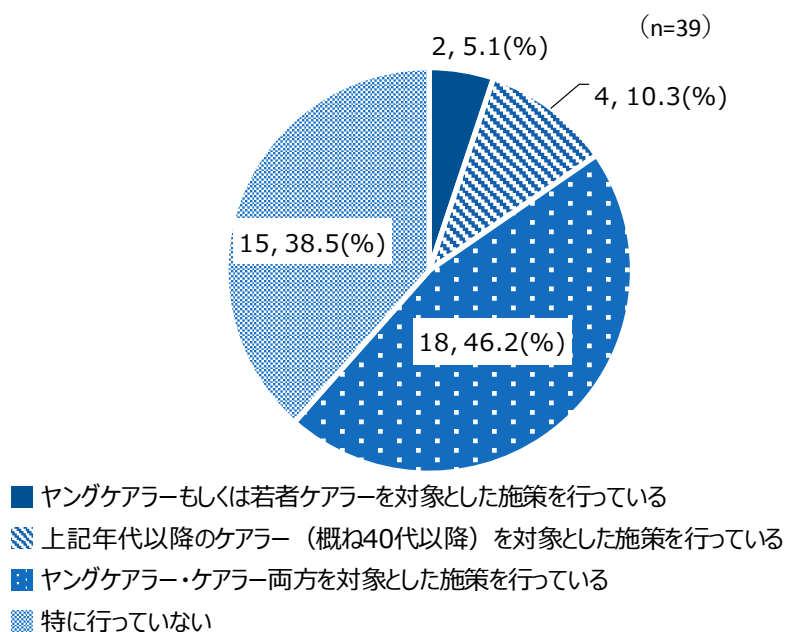
- 多摩・島しょ地域のうち、ヤングケアラーやケアラーに対する支援を実施していると回答した自治体は24自治体であった。
- 多摩・島しょ地域のうち、施策としては、「相談窓口の設置」、「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」について取り組んでいると回答した自治体は18自治体であった。「啓発・広報活動の実施」についても17自治体に取り組んでいる。
- ケアラー支援の課題は、「支援ニーズの把握が困難である」、「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」の回答の割合が最も高かった。
- ケアラーへの支援施策を行っていないと回答した自治体に対し、行っていない理由を聞いたところ、「対応するための財源がないため」の回答の割合が最も高かった。
- ケアラーへの支援施策を行っていないと回答した自治体に対し、今後の取組予定を聞いたところ、「今後検討する」が5自治体、「わからない」が8自治体であった。

(2) 調査結果

設問1. ケアラー支援施策の実施状況

多摩・島しょ地域のうちヤングケアラーやケアラーに対する支援を実施していると回答した自治体は24自治体であった。そのうち、「ヤングケアラー・ケアラー両方を対象とした施策を行っている」自治体の割合が最も高い。

図表 3-4：ケアラー支援施策の実施状況【SA】



地域別にみると、島しょ地域以外では、いずれかの施策を行っている割合（＝「特に行っていない」以外）が60～100%となっている。

島しょ地域では全自治体が「特に行っていない」と回答しているが、ケアラー支援を明示的に打ち出しておらずとも、地域コミュニティの中でケアラーについて把握している可能性がある点には留意が必要である。（後述の設問8にてケアラー支援施策を行っていない理由について聞いたところ、「対応するための財源がないため」「対応するための人手が足りないため」「担当部署が決まっていないため」等他地域でも見られたとの回答をした自治体がある一方で、自由記述にて「小規模自治体のため事例があった場合は随時対応を行っている」、「民生委員等が機能している」等の回答もあった。）

図表 3-5：ケアラー支援施策の実施状況（地域別）【SA】

(n=39)

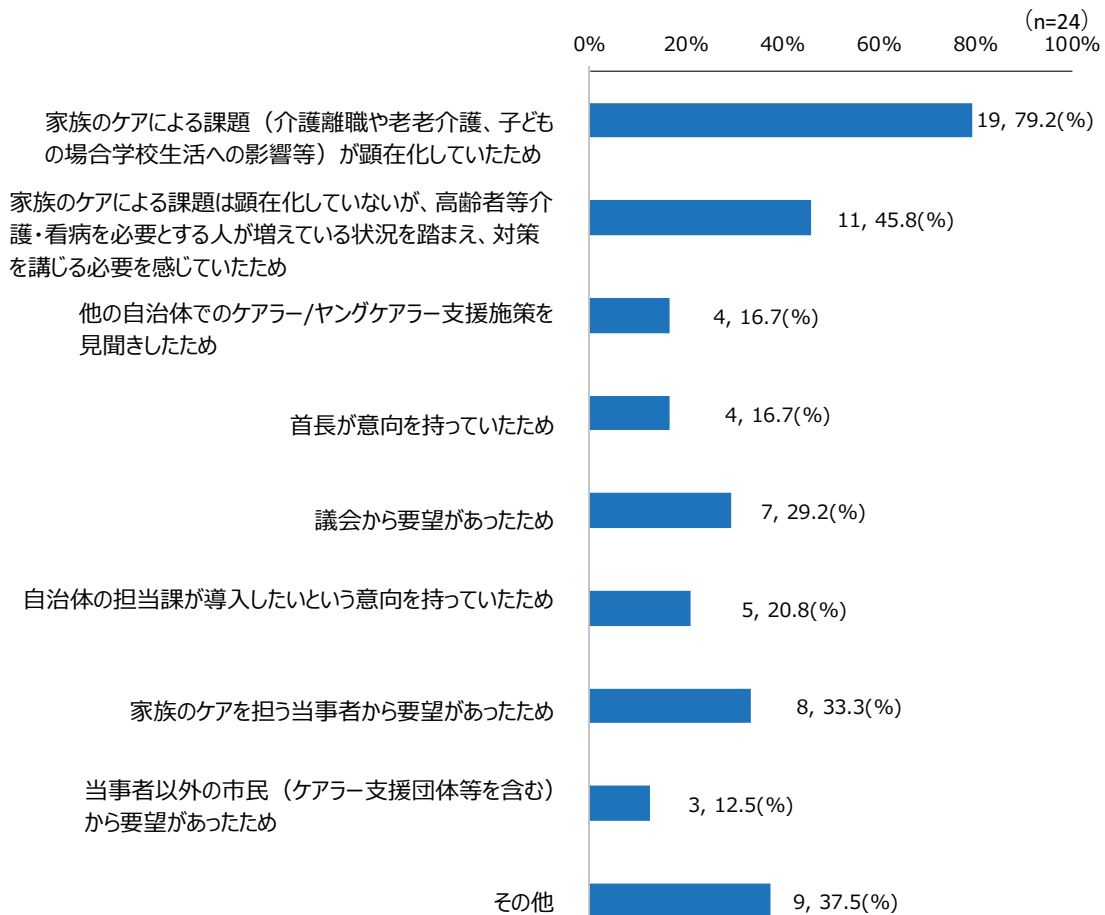
	n数	ヤングケアラーもしくは若者ケアラーを対象とした施策を行っている	上記年代以降のケアラー（概ね40代以降）を対象とした施策を行っている	ヤングケアラー・ケアラー両方を対象とした施策を行っている	特に行っていない
北多摩南	6	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%
北多摩北	5	20.0%	20.0%	60.0%	0.0%
北多摩西	6	16.7%	0.0%	50.0%	33.3%
南多摩	5	0.0%	0.0%	60.0%	40.0%
西多摩	8	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%
島しょ	9	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

北多摩南	…武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市
北多摩北	…小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市
北多摩西	…立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
南多摩	…八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
西多摩	…青梅市・あきる野市・福生市・羽村市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村
島しょ	…大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町・青ヶ島村・小笠原村

設問2. ケアラー支援施策を行っている背景・経緯

ケアラーへの支援施策を行っている背景・経緯は、「家族のケアによる課題（介護離職や老老介護、子どもの場合は学校生活への影響等）が顕在化していたため」の回答の割合が最も高く、次いで「家族のケアによる課題は顕在化していないが、高齢者等介護・看病を必要とする人が増えている状況を踏まえ、対策を講じる必要を感じていたため」となっている。

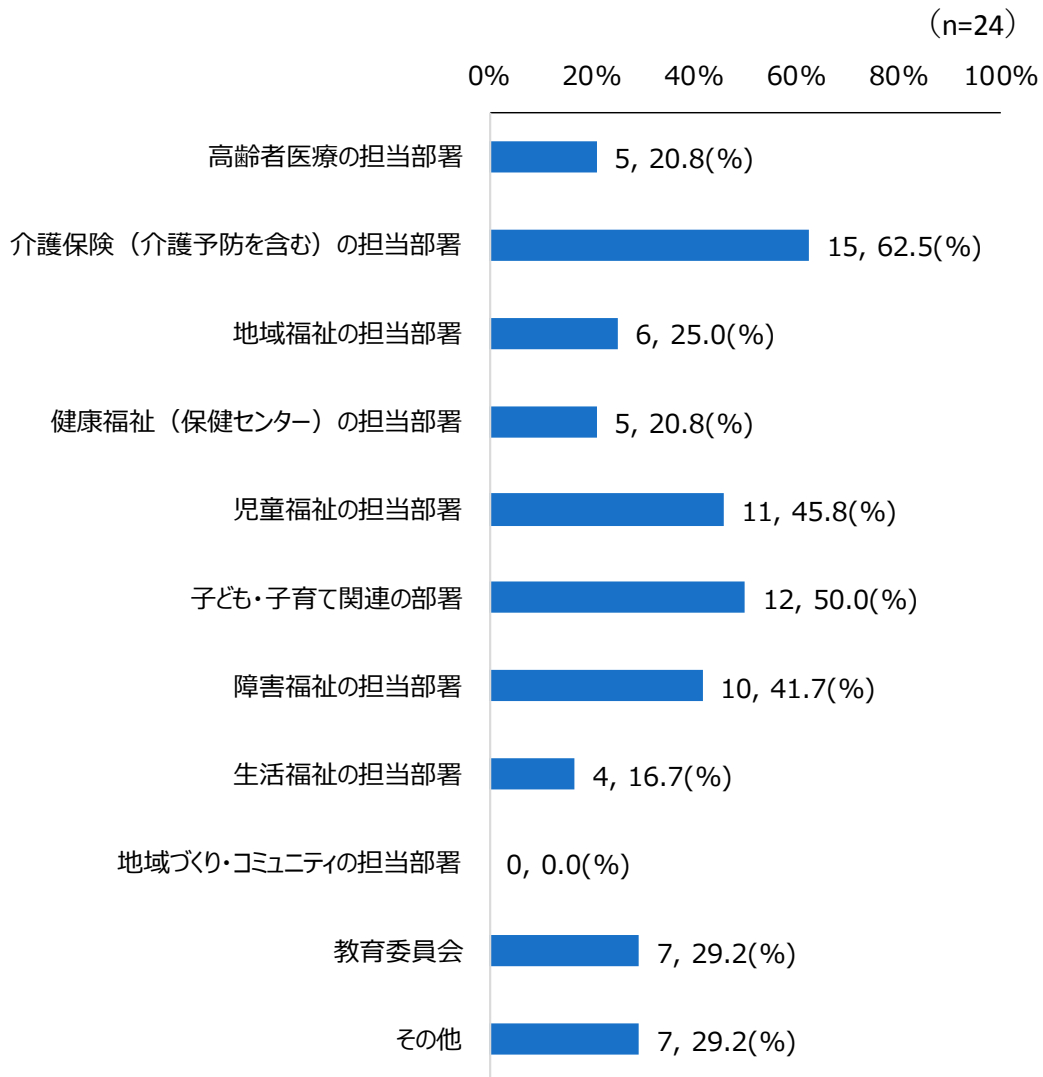
図表 3-6：ケアラー支援施策を行っている背景・経緯【MA】



設問3. ケアラー支援施策を行っている部署

ケアラーへの支援施策を行っている部署は「介護保険（介護予防を含む）の担当部署」、「子ども・子育て関連の部署」が多い。

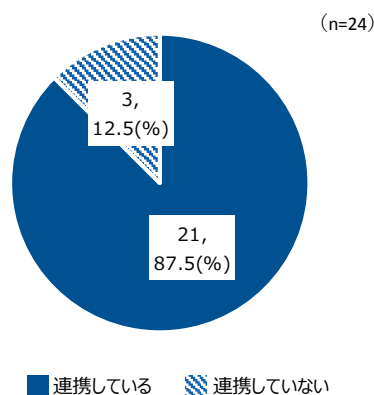
図表 3-7：ケアラー支援施策を行っている部署【MA】



設問4. 外部機関との連携

外部機関と連携をしているとの回答は21自治体であった。

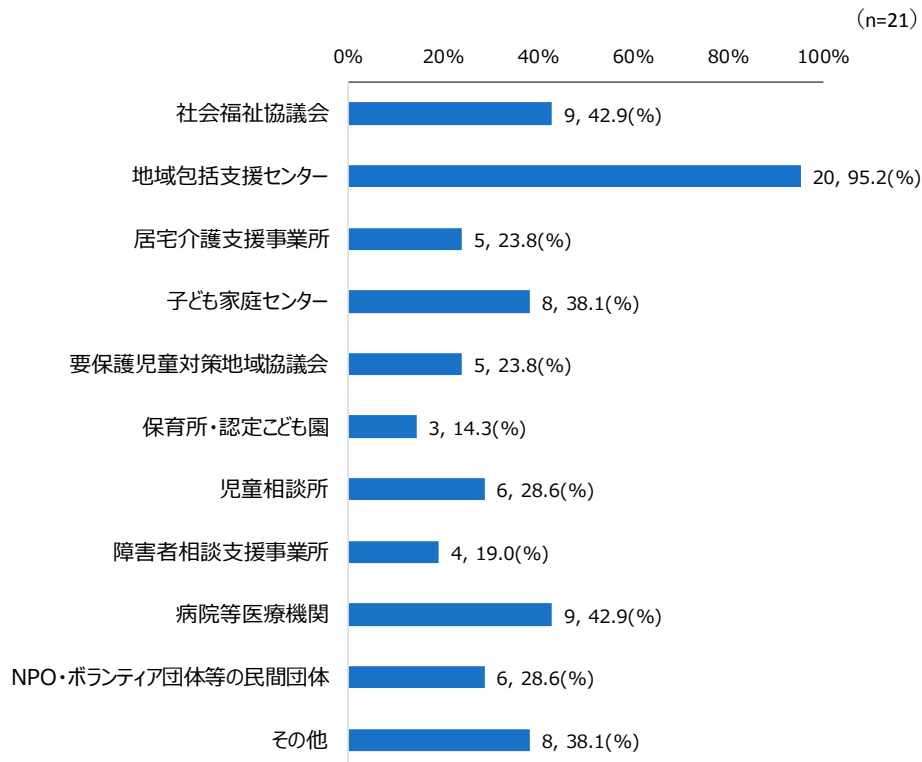
図表 3-8：外部機関との連携【SA】



設問5. 連携先

ケアラー支援を実施している自治体のうち、20自治体が地域包括センターと連携しており、最も多い。そのほかでは社会福祉協議会、病院等医療機関、子ども家庭支援センターが連携先になっている自治体が多い。

図表 3-9：連携先【MA】



設問 6-1. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (1) 調査・体制整備について

※施策実施割合は、母数を対象となる自治体の全数（n=39）としている。

●実施状況

「実態に関する調査」は、11自治体が行っている。「新規部署を設置」と回答した自治体はなかった。

●対象としているケアラーの年代

「会議体を設置」では主にヤングケアラーを対象にしたものが多かった。

図表 3-10：調査・体制整備について

施策名	実施割合（n=39）	実施自治体数	実施状況に関する内訳					
			対象者（MA）			他機関連携（MA）		
			ヤング	若者	左記以外	有	無	
実態に関する調査	28.2%	11	5	2	7	5	7	
条例の制定	0.0%	0	0	0	0	0	0	
会議体（複数の部署が連携）を設置	15.4%	6	6	1	1	3	3	
新規部署を設置	0.0%	0	0	0	0	0	0	
【上記施策に関する自由記述 抜粋】								
〈実態に関する調査〉 ・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査で、介護負担や介護離職等、介護者の状況について実態把握を行っている。令和4年度においても第9期計画策定のための同調査で介護者の状況についての実態及び経年変化を把握予定。 ・地域福祉計画の改定に合わせて実施した市民意識調査の中で、高齢者・障がい者のケアラーの実態調査を行った。 ・ケアラーを支えるグループ・包括・介護事業所に対し、希望する支援・困っていること・相談回数・相談内容・潜在ニーズなどの調査。 ・全市立小・中学校にヤングケアラーの実態把握のためのアンケートを実施した。調査の結果、対象の児童・生徒に対し、個別に対応した。 ・要保護児童対策地域協議会ケース台帳内のヤングケアラー実態、障害福祉に関する調査。								
〈会議体（複数の部署が連携）を設置〉 ・重層的支援体制整備事業の社会福祉法第106条の6に規定された支援会議において、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を実施している。 ・認知症家族サロン実施事業 認知機能の低下がみられる者とその介護者が気軽に交流でき、認知症に関する様々な相談等を行う常設の認知症家族サロンを設置し、ヤングケアラーを含む介護者の負担感の緩和や、認知症を発症しても安心して生活することができる支援環境を整備している。常設の認知症家族サロン以外にも市内にいくつもの「家族介護者の会」があり、その代表が集まって情報交換をする会議がある。 ・市内のヤングケアラーに関わる部署での市内連絡会を実施。年度内に研修会を実施予定。 ・ヤングケアラー支援に関する支援策等（実態調査の方法・項目を含む。）を検討するため、学識経験者や社会福祉協議会及び市内関係部署から構成される検討会を立ち上げている。検討会において、「基本方針（案）」取りまとめる予定である。 ・健康部、福祉部及び子ども家庭部並びに教育部の相談支援に関する業務の総合調整等を行い、福祉に関する相談窓口の総合的な運営を図っている。								

設問 6-2. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (2) ケアラー本人向け施策について
※施策実施割合は、母数を対象となる自治体の全数 (n=39) としている。

●実施状況

「相談窓口の設置」、「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」は18自治体が行っている。

●他機関との連携状況

「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」に取り組んでいる自治体は「他機関と連携」と回答している割合が高い。

図表 3-11：ケアラー本人向け施策について

施策名	実施割合 (n = 39)	実施自治体数	実施状況に関する内訳				
			対象者 (MA)			他機関連携 (MA)	
			ヤング	若者	左記以外	有	無
相談窓口の設置	46.2%	18	14	13	17	11	8
集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置	46.2%	18	10	12	17	13	3
就職支援を実施	2.6%	1	0	1	1	1	0
【上記施策に関する自由記述】 〈相談窓口の設置〉 ・ケアラー支援事業委託先において相談窓口を設置し、電話及び対面での相談を受け付けている。総合福祉センターにおいて、臨床心理士等の相談支援事業を実施。 ・市のHP上にヤングケアラーに関するページを作成し、相談先として子ども家庭支援センターを記載した。包括支援センターで相談を受け付け、相談内容に応じて、市の事業の紹介等を行っている。 ・重層的支援体制整備事業の重点対象者として「ヤングケアラー」を位置づけ、相談を受け付けている。 〈集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置〉 ・認知症家族サロン実施事業：認知機能の低下がみられる者とその介護者が気軽に交流でき、認知症に関する様々な相談等を行う常設の認知症家族サロンを設置し、介護者の負担感の緩和や、認知症を発症しても安心して生活することができる支援環境を整備している。 ・若者総合相談センターでは、利用者が好きな時間を過ごすことができるフリースペースがある。 ・地域支援事業の任意事業うち家族介護支援事業として地域包括支援センターへ委託し、地域毎に年6回実施。家族介護者同士が悩みを話すピアサポートの側面と地域包括支援センター職員や家族介護者OBに相談できる場として運営している。 ・若年性認知症を対象とした当事者、介護者の会、介護をする息子、娘を対象とした家族会ペアレントメンター事業、ピアカウンセリング事業の実施。 〈就職支援を実施〉 ・仕事と介護の両立のためのセミナー・相談会を開催。ハローワーク、社会保険労務士、地域包括支援センター、認知症家族サロン、認知症疾患医療センター共催。 ※若者ケアラー、概ね40歳以上のケアラー対象 ・若者総合相談センターでは、就労を希望する方に対して、併設している若者サポートステーションを紹介している。また、本市では若年無業者就労促進事業を実施し、若者サポートステーションの支援対象外である主婦や学生等も同様の支援が受けられるようにしている。							

設問 6-3. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (3) ケアラー支援者向け施策について
※施策実施割合は、母数を対象となる自治体の全数 (n=39) としている。

●実施状況

「啓発・広報活動の実施」は、17自治体が行っている。

●対象としているケアラーの年代

「自治体職員を対象とした研修の実施」「専門職(自治体職員以外)を対象とした研修の実施」
「啓発・広報活動の実施」ともヤングケアラーを対象としている自治体が多い。

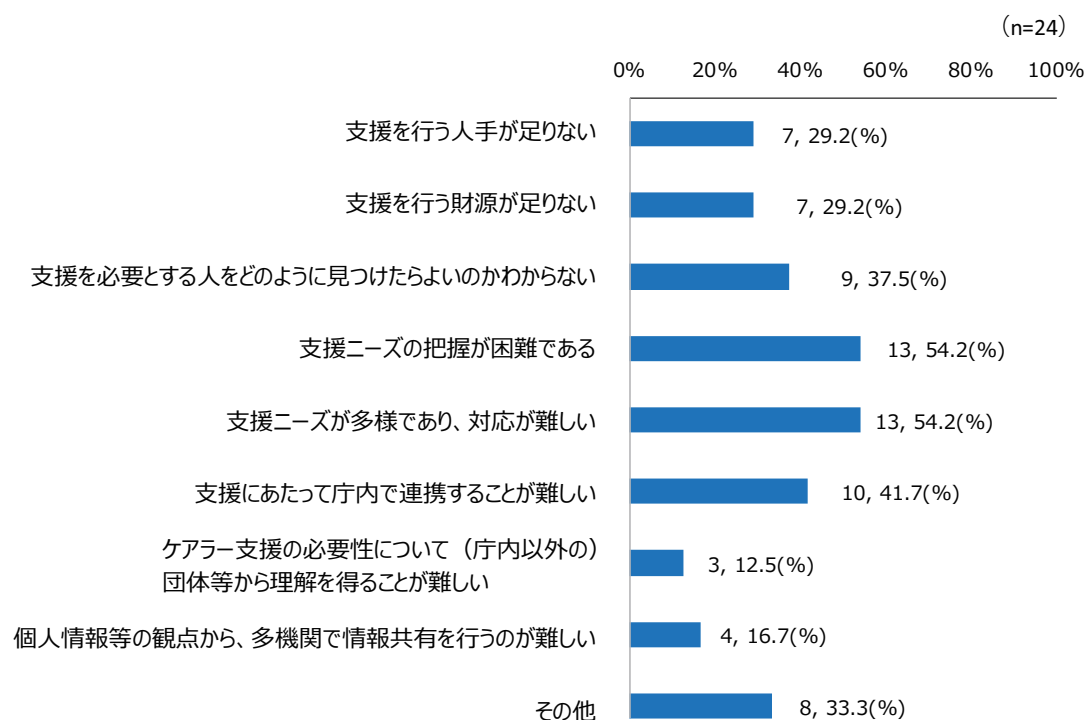
図表 3-12：ケアラー支援者向け施策について

施策名	実施割合 (n = 39)	実施自治体数	実施状況に関する内訳				
			対象者 (MA)			他機関連携 (MA)	
			ヤング	若者	左記以外	有	無
アセスメントシートの作成/活用	5.1%	2	1	2	1	0	2
自治体職員を対象とした研修の実施	12.8%	5	5	2	2	4	3
専門職 (自治体職員以外) を対象とした研修の実施	15.4%	6	5	4	3	4	3
啓発・広報活動の実施	43.6%	17	15	7	10	8	8
【上記施策に関する自由記述】							
〈アセスメントシートの作成/活用〉							
・若者総合相談センターでは、利用者ごとにアセスメントシートを作成し、相談員間での情報共有や支援方法の相談に活用している。							
・障害福祉サービス申請時の調査を活用し、支援の必要なケアラーを把握している。							
〈自治体職員を対象とした研修の実施〉							
・ヤングケアラーの支援についての講演会を一般市民、関係機関向けに実施。また、この講演会を職員研修としても位置付けた。							
・職員がダブルケアについての認知度向上や理解促進を図ることで、問題を抱えた市民に対してより適切な対応を行うことができるよう、外部講師による「ダブルケアサポート研修」を実施した。(自治体職員、専門職共通)							
・在宅医療相談窓口において、多職種連携研修を実施している。(自治体職員、専門職共通)							
・民生委員を対象としたヤングケアラーに関する研修 (元ヤングケアラーが代表を務める支援者団体が講師) に、市職員も参加した。							
・外部機関の講師による研修の実施、子ども家庭支援センターが講師となった教育委員会と教員向けの研修の実施。							
〈専門職 (自治体職員以外) を対象とした研修の実施〉							
・障害により関わりが難しいと感じる家族支援 (社会福祉協議会とケアマネジャーの連携実践) に関する研修実施。							
・ケアプラン指導研修 (対象：ケアマネジャー、地域包括支援センター)。							
・地域包括支援センターと障害分野の相談支援機関に出向いた講義。							
〈啓発・広報活動の実施〉							
・計画相談事業所、ケアマネジャー事業所、民生委員の会議における啓発用リーフレットの配布・説明。							
・ケアラー支援事業委託先においてケアラー支援事業のリーフレットの作成・配布。総合福祉センターにおいて、障害や障害者の介護に関する講座等を実施している。							
・市内小中高校への啓発場体の配布 (SOSカード、ポスター、リーフレット等)。(複数自治体で実施)							
・子ども達に対する啓発も兼ねた小・中学生向けの実態調査実施。市HPにヤングケアラー支援に関する取組についてのページを作成・公開予定。							
・一般市民向けの外部機関の講師による講義及びワークショップ、小中学生及び保護者向けチラシの配布、子ども食堂等へのチラシの配布。							
・高齢者福祉に関する情報等をまとめた冊子、認知症高齢者等を介護するケアラー支援マップ等の作成。(複数自治体で実施)							
・地域包括支援センターが中心となり、在宅で高齢者を介護している家族や介護に関心のある方などを対象に、家庭で介護していく上で役立つ介護や病気の知識、介護保険や福祉サービスの利用の仕方などを学ぶ介護教室を開催している。							
・市民対象に「介護者の心の健康を保つポイント」を認知症疾患医療センターと連携して実施、「知ってもらいたい入院から退院までのおはなし」を市内医療機関と連携して実施。							

設問7. ケアラー支援の課題

ケアラー支援の課題は、「支援ニーズの把握が困難である」、「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」の回答数が最も多く、それぞれ13自治体であった。

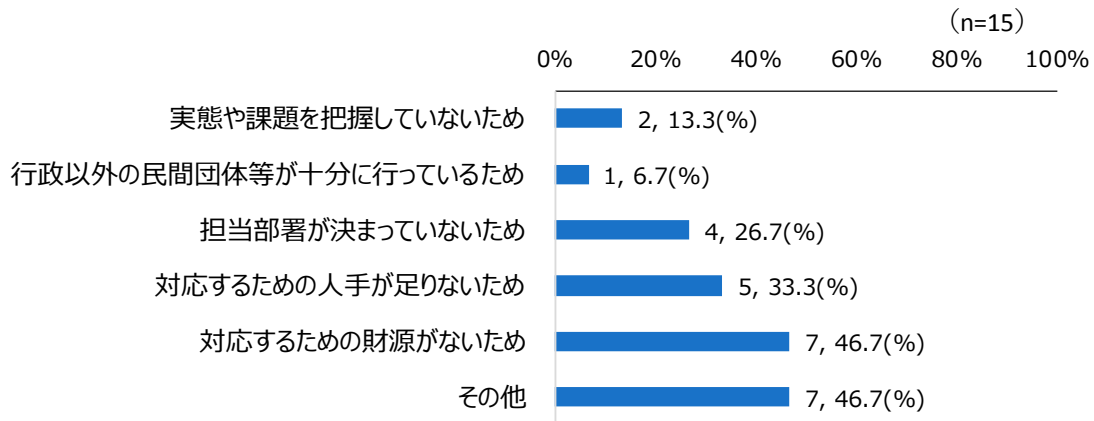
図表 3-13：ケアラー支援の課題【MA】



設問 8. ケアラーへの支援施策を行っていない理由

設問 1 でケアラーへの支援施策を行っていないと回答した自治体に対し、理由を聞いたところ、「対応するための財源がないため」「その他」の回答数が最も多い。

図表 3-14：ケアラーへの支援施策を行っていない理由【MA】

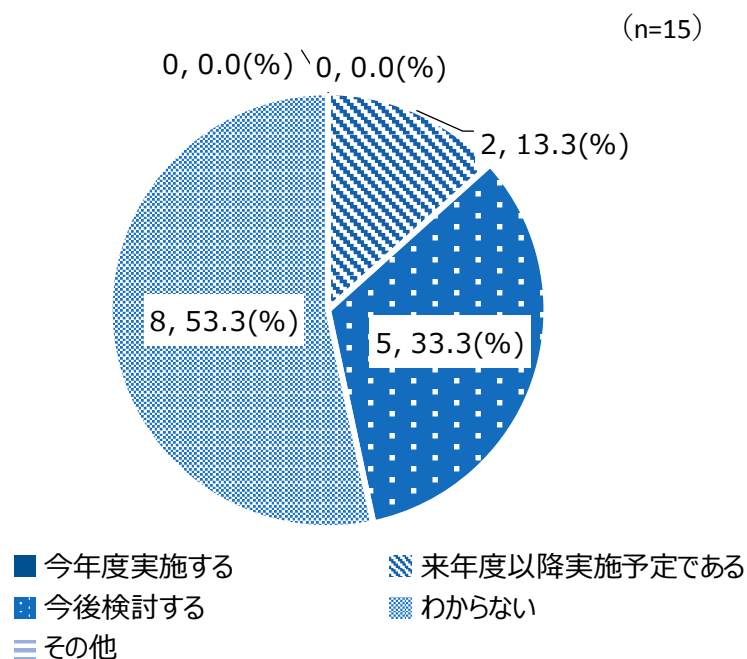


「その他」の自由記述
各部署で家族等介護者支援を行っているため。
支援策について庁内複数部署で連携して検討中のため。
全住民の実態は把握できている上で、支援の必要はないと判断している。
小規模自治体であり、住民同士の助け合いの文化や民生委員等の機能が構築されており課題となっていないため。
ケアラーに特化した施策は行っていないが、各福祉分野（児童・障害・高齢者等）で事例があった場合は随時対応を行っている。
小さい自治体なので事案となりそうな情報提供があれば、各担当部署で対応しているのが現状であるため。
福祉部門において高齢者、児童、障害者本人、家族を把握しており、それぞれ必要があればすぐに関係機関で情報を共有することができるため。

設問9. ケアラーへの支援施策を今後行う予定

設問1でケアラーへの支援施策を行っていないと回答した自治体に対し、今後の取組予定を聞いたところ、「今年度実施する」は0自治体、「来年度以降実施予定である」が2自治体、「今後検討する」が5自治体、「わからない」が8自治体であった。

図表 3-15：今後の取組予定【SA】



3. 社会福祉協議会アンケート結果

(1) 調査結果のポイント

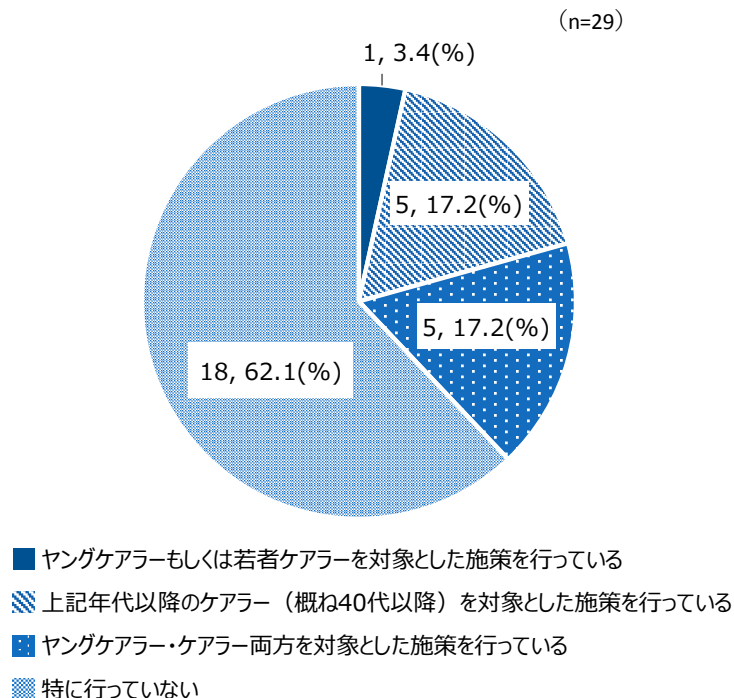
- 回答のあった社協において、ケアラー支援を実施していると回答した社協は11団体であった。
- 施策として、「相談窓口の設置」、「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」については、7団体が取り組んでいる。
- ケアラー支援の課題は、「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」が8団体、次いで「支援ニーズの把握が困難である」「支援を行う人手が足りない」がいずれも6団体が回答した。
- ケアラーへの支援施策を行っていないと回答した社協に対し、今後の取組予定を聞いたところ、「今年度実施する」は1団体、「今後検討する」が5団体、「わからない」が9団体であった。

(2) 調査結果

設問1. ケアラー支援施策の実施状況

回答のあった計29の多摩・島しょ地域の社協のうち、ケアラーの年齢を問わず何かしらケアラー支援を実施しているのは11団体である。

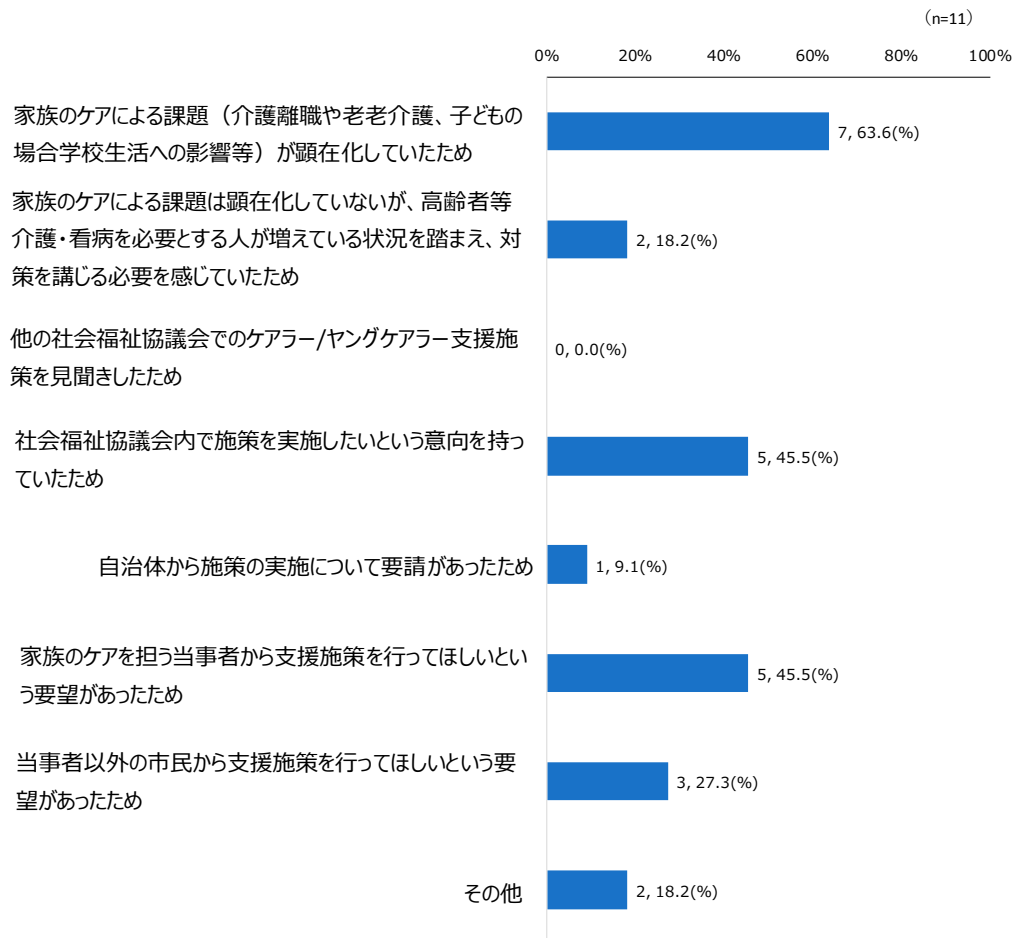
図表 3-16：ケアラーへの支援施策の実施状況【SA】



設問2. ケアラー支援施策を行っている背景・経緯

ケアラーへの支援施策を行っている背景・経緯は、「家族のケアによる課題（介護離職や老老介護、子どもの場合学校生活への影響等）が顕在化していたため」が最も多く7団体であった。次いで「社会福祉協議会内で施策を実施したいという意向を持っていたため」及び「家族のケアを担う当事者から支援施策を行ってほしいという要望があったため」がいずれも5団体となっている。

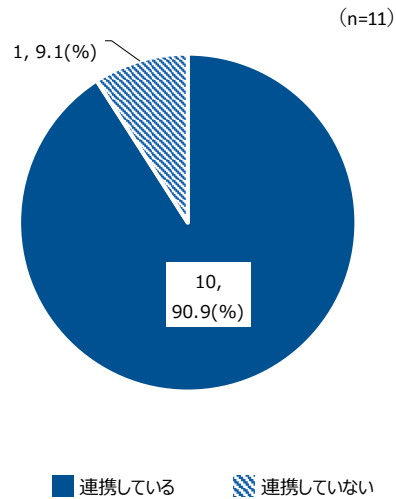
図表 3-17：ケアラー支援施策を行っている背景・経緯【MA】



設問3. 外部機関との連携

外部機関と「連携をしている」との回答は10団体であった。

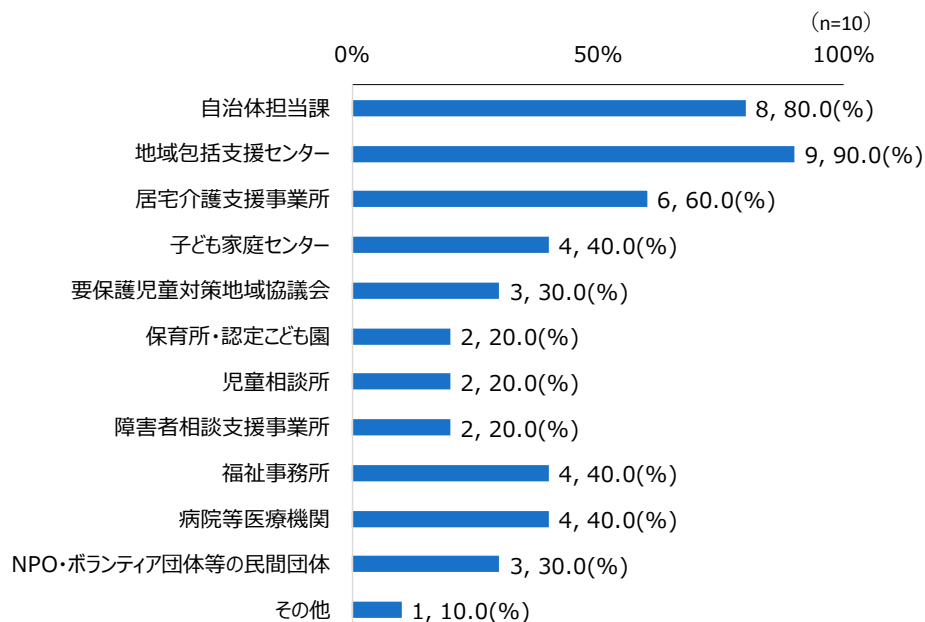
図表 3-18：外部機関との連携の有無【SA】



設問4. 連携先

連携している外部機関は、最も多かったのは「地域包括支援センター」（9団体）であり、次いで「自治体担当課」（8団体）、「居宅介護支援事業所」（6団体）であった。

図表 3-19：連携先【MA】



設問5-1. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (1) 調査・体制整備について

※施策実施割合は、母数を回答のあった社協の全数（n=29）としている。

●実施状況

「支援のための会議体の設置」が最も多く4団体、次いで「支援のための部署を設置」が3団体であった。

●対象としているケアラーの年代

「部署の設置」は全世代を対象とするケースが複数見られる。

●自治体との連携状況

「部署の設置」は実施している全団体において自治体と連携していない。

図表 3-20：調査・体制整備について

施策名	回答のあった社会福祉協議会における 各施策の実施割合（n=29）	実施 社協数	実施状況に関する内訳				
			対象者（MA）			自治体連携（SA）	
			ヤング	若者	左記以外	有	無
実態に関する調査	3.4%	1	0	0	1	1	0
支援のための会議体の設置	13.8%	4	1	1	3	3	1
支援のための部署を設置	10.3%	3	2	2	3	0	3
【上記施策に関する自由記述 抜粋】							
〈実態に関する調査〉 ・地域福祉活動計画策定において、支援を必要と考えられる層や、小学6年生、支援機関等を対象とした調査を実施した。 調査は地域福祉全般に関するものであり、ケアラーの実態のみを把握するものではないが、設問の一部に家族の介護や世話についての項目を設け、 実態の有無を把握し、計画策定につなげていこうとするものである。							
〈支援のための会議体の設置〉 ・地域住民からヤングケアラー支援について話合いたいとの相談があったことがきっかけで、地域で何が出来るかを検討する場を設置した。 ・社会福祉協議会の担当する地域包括支援センターのエリアにおける第2層協議体内で、地域で孤立しがちな男性に関する困りごとについて協議。 男性介護者の孤立化を課題としてとらえ、プロジェクト化して協議を開始した。 ・地域の課題を地域で解決するための仕組みの一つとして協議会立上げの推進を行った。また、協議会の立上げ・運営支援（地域支援）と 家族・個人を支援（個別支援）する地域福祉コーディネーター（生活支援コーディネーター兼務）を11圏域に配置し、相談支援を実施している。							
〈支援のための部署を設置〉 ・重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業・地域づくり事業として実施。 ・「有償在宅福祉サービス事業（市内に住む概ね60歳以上の方及び心身に障害のある方でサービスを必要とする方が対象）」を開始し、サービス を利用される方を「利用会員」、サービス提供に協力する方を「協力会員」とし実施。サービス内容は、訪問・電話・来所相談、家事サービス、 介護サービス、家庭支援サービス、食事サービス、生きがいづくりサービス等を行っている。 ・2020年10月からは包括的支援体制整備に基づく福祉総合相談窓口を設置。							

設問 5-2. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (2) ケアラー本人向け施策について
※施策実施割合は、母数を回答のあった社協の全数 (n=29) としている。

●実施状況

「相談窓口の設置」及び「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」は、回答のあった社協のうち7団体が取り組んでいる。

●対象としているケアラーの年代

「集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置」は、「相談窓口の設置」と比較して、ヤングケアラー・若者ケアラー以外を対象としている社協が多い。

●自治体との連携状況

「相談窓口の設置」及び「集いの場の設置」は、社協が単独で実施するケースと自治体と連携して実施するケースのいずれも存在する。

図表 3-21：ケアラー本人向け施策について

施策名	回答のあった社会福祉協議会における 各施策の実施割合 (n = 29)	実施 社協数	実施状況に関する内訳					
			対象者 (MA)			自治体連携 (SA)		
			ヤング	若者	左記以外	有	無	
相談窓口の設置	24.1%	7	3	3	4	3	4	
集いの場（当事者同士の 相談・語らいの場）を設置	24.1%	7	1	1	6	5	2	
就職支援を実施	3.4%	1	1	1	1	1	0	
【上記施策に関する自由記述】								
〈相談窓口の設置〉 ・地域包括支援センターでの総合相談窓口にて、年代問わずケアラーからの相談を受け、必要に応じて他機関と連携しながら支援をしている。 ・地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターが介護者の相談に随時対応している。 ・基幹型地域包括支援センター（市より社協が受託）の業務として実施している。 ・当協議会創立当初から、市民を対象に地域福祉を推進するための相談支援を実施している。								
〈集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置〉 ・認知症カフェを開催している。認知症の方やその他関心のある高齢者と家族介護者が参加し、相談をしたり、情報交換、語らいができる場所として開催している。 ・介護者の会、男性介護者学習会・交流会を開催し、対象者に包括からも案内してもらっている。 ・社協・基幹型地域包括支援センターにて家族介護者の会の設置・運営を開始、現在は住民ボランティアによる自主的運営に移行している ・社会福祉協議会が担当する地域包括支援センターの第2層協議体での協議をきっかけに男性介護者を対象とした「ケアメンの集い」の講座を開催した。その後、自主グループとして、学習会の他、介護者同士の交流を図る場としても定期開催している。 ・従前より「家族介護者教室」を実施しており、現在は「家族介護者の集い」として、当事者同士の情報共有の場として開催している。								
〈就職支援を実施〉 ・包括的支援体制整備に基づく福祉総合相談窓口を設置し、その中で生活困窮の家庭に対する就職支援についても対応している。								

設問 5-3. ケアラー支援施策を行った/行っている施策 (3) ケアラー支援者向け施策について
※施策実施割合は、母数を回答のあった社協の全数 (n=29) としている。

●実施状況

「啓発・広報活動の実施」は、回答のあった社協のうち3団体が取り組んでいる。

●対象としているケアラーの年代

「アセスメントシートの作成/活用」、「専門職（自治体職員以外）を対象とした研修の実施」「啓発・広報活動の実施」のいずれについても、ヤングケアラー、若者ケアラーを対象としている社協は少ない。

●自治体との連携状況

「啓発・広報活動の実施」は、社協が単独で実施するケースと自治体と連携して実施するケースがいずれも存在する。

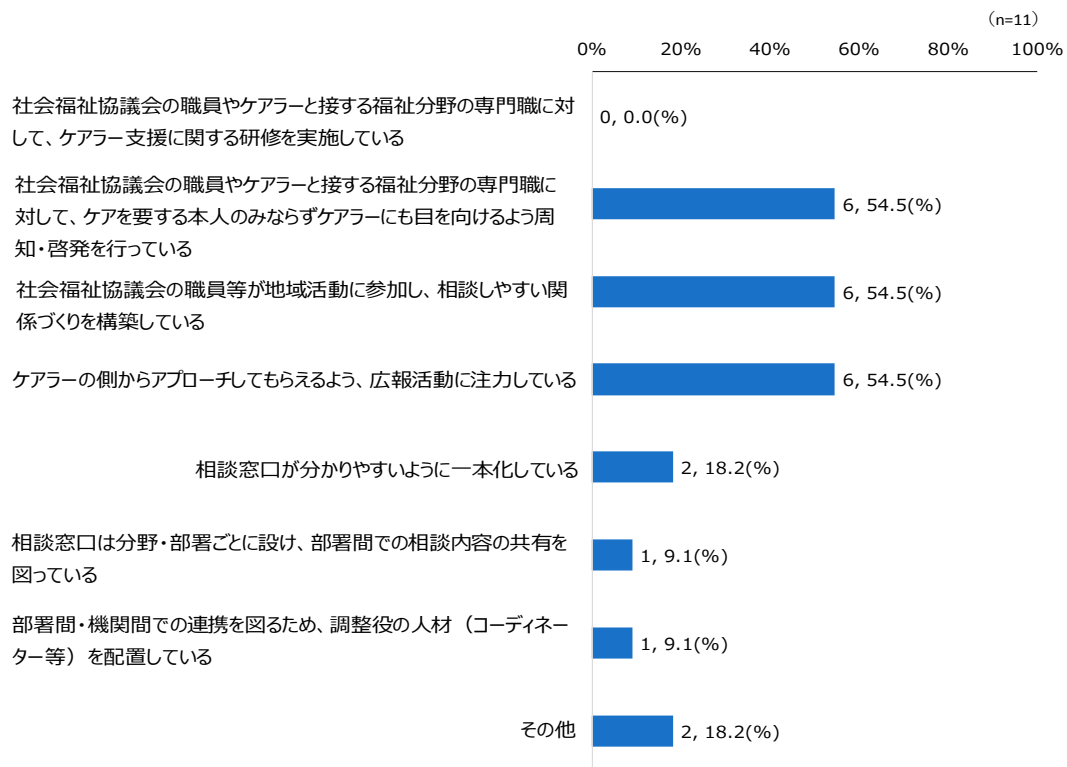
図表 3-22：ケアラー支援者向け施策について

施策名	回答のあった社会福祉協議会における 各施策の実施割合 (n=29)	実施 社協数	実施状況に関する内訳				
			対象者 (MA)			自治体連携 (SA)	
			ヤング	若者	左記以外	有	無
アセスメントシートの作成/活用	3.4%	1	0	0	1	0	1
支援のための専門職（自治体職員以外）を対象とした研修の実施	3.4%	1	0	0	1	1	0
啓発・広報活動の実施	10.3%	3	1	1	3	1	2
【上記施策に関する自由記述】							
〈アセスメントシートの作成/活用〉							
・平成8年度に現在の地域包括支援センターの前身である在宅介護支援センター事業を市から受託し、アセスメントシートを用い、主に高齢者支援を行ってきた。							
〈支援のための専門職（自治体職員以外）を対象とした研修の実施〉							
・市内福祉施設の専門職向け研修の実施や、当協議会の職員向けには内部研修・外部研修をそれぞれの所属の専門性にに応じて、実施や参加をしている。							
〈啓発・広報活動の実施〉							
・2022年度窓口開所に伴い、市報等に掲載。各関係機関にチラシを配布。							
・社協広報ふれあいに年に数回掲載、社協窓口やHPでチラシの案内。							
・当協議会法人化を機に、新聞折り込みの広報誌を全戸配布している。内容は時期に応じてになるが、事業・研修の申込みや事業紹介等、様々な内容を掲載している。							

設問6. ケアラーを見つける（把握する）ための工夫

ケアラーを見つける（把握する）ための工夫は、「社会福祉協議会の職員やケアラーと接する福祉分野の専門職に対して、ケアを要する本人のみならずケアラーにも目を向けるよう周知・啓発を行っている」「社会福祉協議会の職員等が地域活動に参加し、相談しやすい関係づくりを構築している」「ケアラーの側からアプローチしてもらえるよう、広報活動に注力している」との回答がいずれも6団体であった。なお、設問5-3では、「啓発・広報活動を実施」と回答したのは3団体であったが、本設問は「注力している」かどうかを聞く設問であるため、実践の前段階としての「意識している」や「取組のための検討をしている」等の認識での回答が含まれている可能性がある。

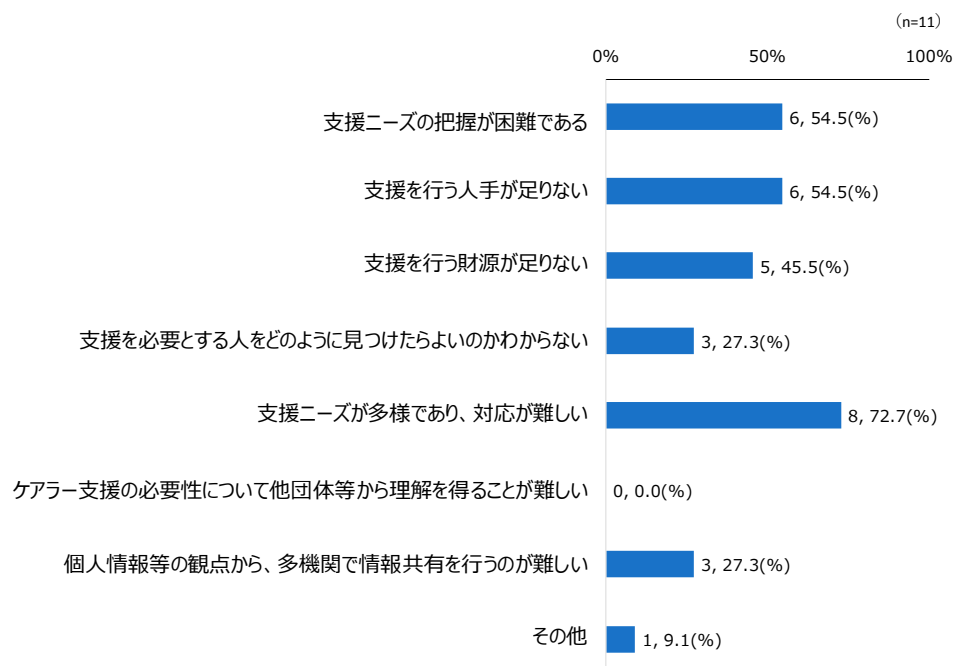
図表 3-23：ケアラーを見つける（把握する）ための工夫【MA】



設問7. ケアラー支援の課題

ケアラー支援の課題は、「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」の回答が最も多く8団体、次いで「支援ニーズの把握が困難である」「支援を行う人手が足りない」がそれぞれ6団体であった。

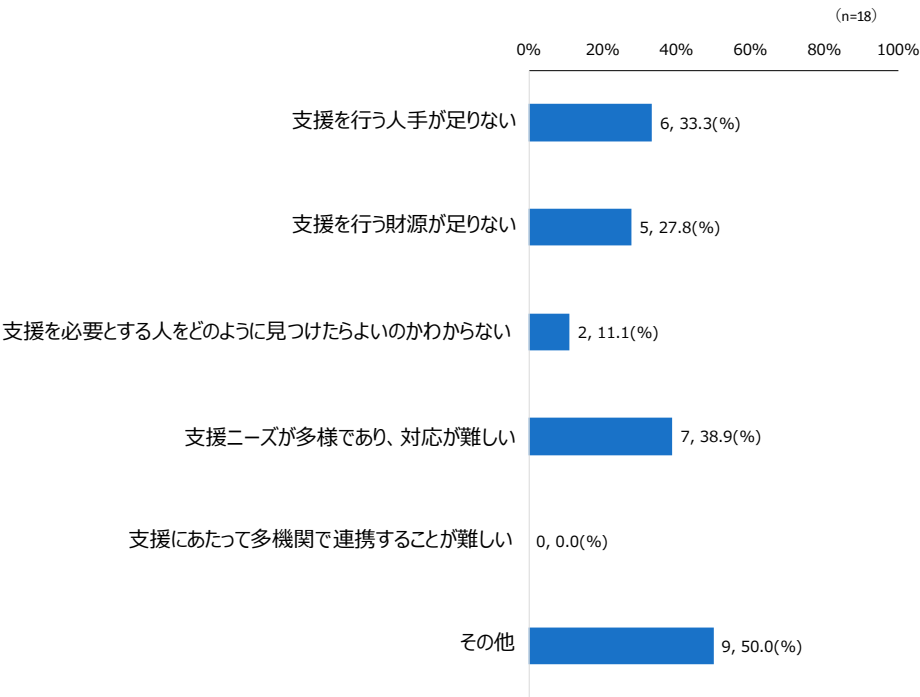
図表 3-24：ケアラー支援の課題【MA】



設問 8. ケアラー支援施策を行っていない理由

設問 1 でケアラーへの支援施策を行っていないと回答した社協に対し、理由を聞いたところ、「その他」を除くと最も回答が多かったのは「支援ニーズが多様であり、対応が難しい」（7 団体）であった。

図表 3-25：ケアラー支援施策を行っていない理由【MA】

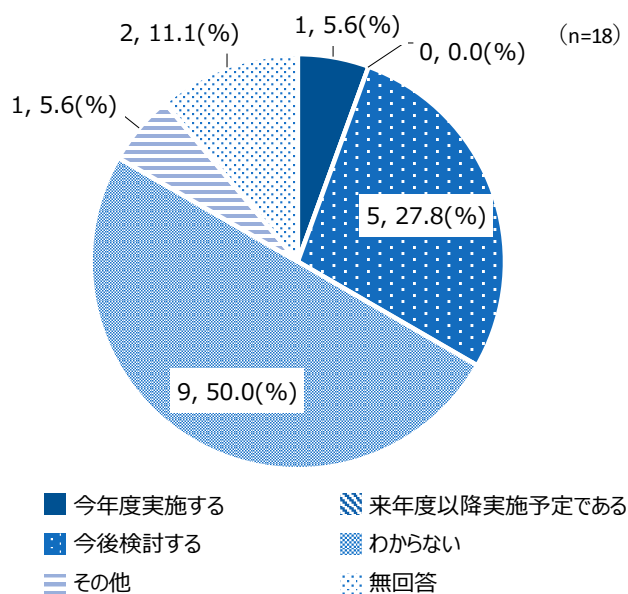


「その他」自由回答の抜粋
支援が必要な人を把握していないため、どのようなニーズがあるか分からない。
生活困窮者自立支援制度の相談の一環として支援を行っているため。
これまで特に事業を行っておらず、新規事業として実施を検討したことがないため。
実施団体等への協力を行っている（地域福祉コーディネーターの関わり、助成金事業、広報の支援等）。
行政が対応している。

設問9. ケアラー支援施策を今後行う予定

設問1でケアラーへの支援施策を行っていないと回答した社協に対し、今後の取組予定を聞いたところ、「わからない」が9団体と最も多く、次いで「今後検討する」が5団体であった。

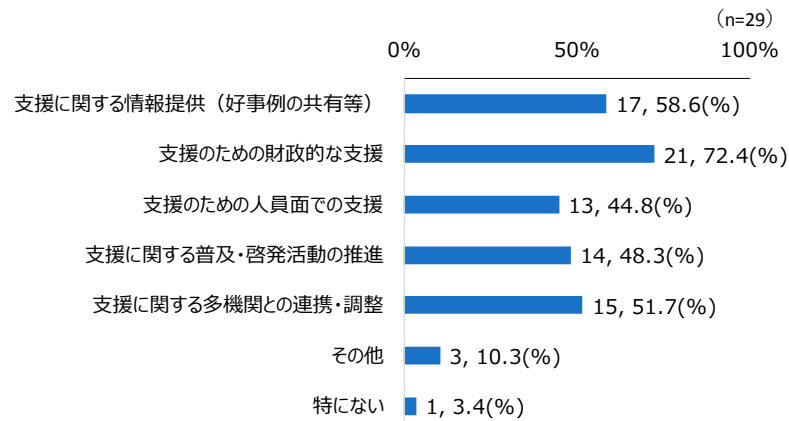
図表 3-26：今後の取組予定【SA】



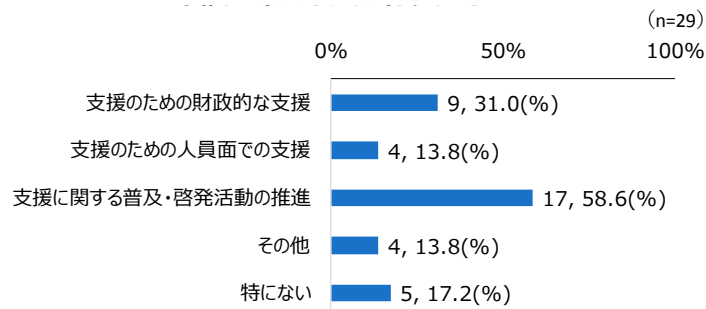
設問10. ケアラー支援について他団体等へ期待すること

社協から期待することについて、自治体に対しては「支援のための財政的な支援」が、民間企業に対しては「支援に関する普及・啓発活動の推進」が、社会福祉法人やNPO法人等に対しては「支援に関する多機関との連携・調整」が最も多かった。

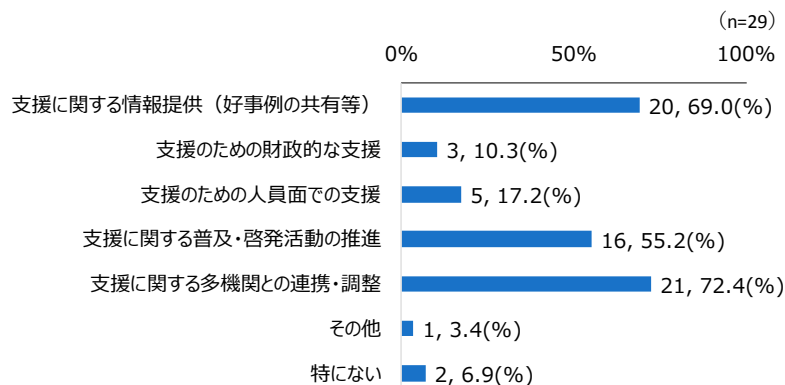
図表 3-27：ケアラー支援について自治体へ期待すること【MA】



図表 3-28：ケアラー支援について民間企業へ期待すること【MA】



図表 3-29：ケアラー支援について社会福祉法人や NPO 法人等へ期待すること【MA】



ケアラー支援の実施有無別にみると、ケアラー支援を実施している社協は、実施していない社協と比べて、各項目が選択される割合が総じて高いことが分かる。ケアラー支援に取り組む中で、具体的な課題が認識され、その結果として期待がより明確に現れているものと推察される。以下では、詳細を記載する。

ケアラー支援について自治体に対して期待することは、ケアラー支援を実施している社協は実施していない社協と比べて、「支援に関する普及・啓発活動の推進」「支援に関する多機関との連携・調整」「支援のための財政的な支援」を期待する割合が高い。

図表 3-30：ケアラー支援の実施有無×自治体へ期待すること

(単位：%)

	n数	支援に関する情報提供（好事例の共有等）	支援のための財政的な支援	支援のための人員面での支援	支援に関する普及・啓発活動の推進	支援に関する多機関との連携・調整	その他	特になし
ケアラー支援を実施している	11	54.5	81.8	45.5	72.7	63.6	9.1	0.0
ケアラー支援を実施していない	18	61.1	66.7	44.4	33.3	44.4	11.1	5.6

ケアラー支援について民間企業に対して期待することは、ケアラー支援を実施している社協は、実施していない社協と比べて、「支援のための財政的な支援」を期待する割合が高い。

図表 3-31：ケアラー支援の実施有無×民間企業へ期待すること

(単位：%)

	n数	支援のための財政的な支援	支援のための人員面での支援	支援に関する普及・啓発活動の推進	その他	特になし
ケアラー支援を実施している	11	45.5	18.2	63.6	9.1	9.1
ケアラー支援を実施していない	18	22.2	11.1	55.6	16.7	22.2

ケアラー支援について社会福祉法人やNPO法人等に対して期待することは、ケアラー支援を実施している社協は実施していない社協と比べて、「支援に関する情報提供（好事例の共有等）」を期待する割合が高い。

図表 3-32：ケアラー支援の実施有無×社会福祉法人や NPO 法人等に対して期待すること

(単位：%)

	n数	支援に関する情報提供（好事例の共有等）	支援のための財政的な支援	支援のための人員面での支援	支援に関する普及・啓発活動の推進	支援に関する多機関との連携・調整	その他	特になし
ケアラー支援を実施している	11	81.8	18.2	18.2	63.6	72.7	0.0	0.0
ケアラー支援を実施していない	18	61.1	5.6	16.7	50.0	72.2	5.6	11.1

4. 都内在住のケアラーアンケート結果

(1) 調査結果のポイント

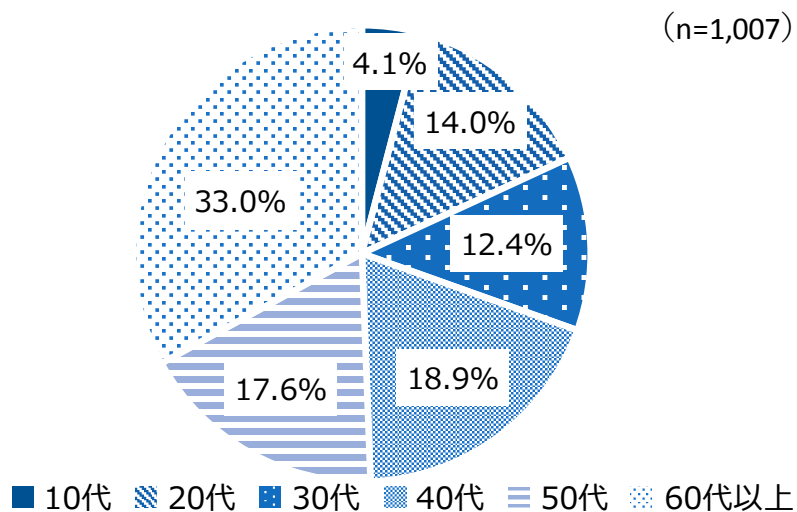
- ケアの内容は、家事、身体的介護、外出の付き添い、病院の付き添い、感情面のサポート、見守り等多岐にわたる。
- ケアは「一人で行っている」が42.5%、「同居家族・親族と一緒にいる」が45.0%であった。ケアをしている頻度は「ほぼ毎日」が47.1%。1日あたりの平均的なケアの時間は「1時間以上3時間未満」が最も高く43.3%。
- ケアによる学業や仕事への影響は、最も回答割合が高かったのは「特にない」(57.6%)だが、影響が出たとする回答がそれぞれ数%~十数%あり、特に「就職したもののケアとの両立のため働き方を変更した(時短勤務や休暇制度の活用等)」(12.4%)が他と比べて高かった。
- ケアによる心身の健康状態への影響について、最も回答割合が高いのは「影響はない」(39.8%)であったが、残りの約6割の人は何かしらの不調を抱えており、「通院はしていないが、精神的な不調を感じている」(24.5%)が高かった。
- 自治体・NPO等でのケアラー支援の認知度について、最も回答割合が高かったのは「知っているが参加/利用したことはない」(45.4%)であった。その理由として最も高かったのは「参加/利用する時間がないため」(39.0%)であった。
- 行政や支援団体、社会へ期待することとしては、「経済的な支援」、「ケアについて相談できる窓口の充実」、「利用できる制度等についての案内の充実」、「ケアを必要とする人へのサービスや制度の充実」がいずれも4割を超えている。

(2) 調査結果

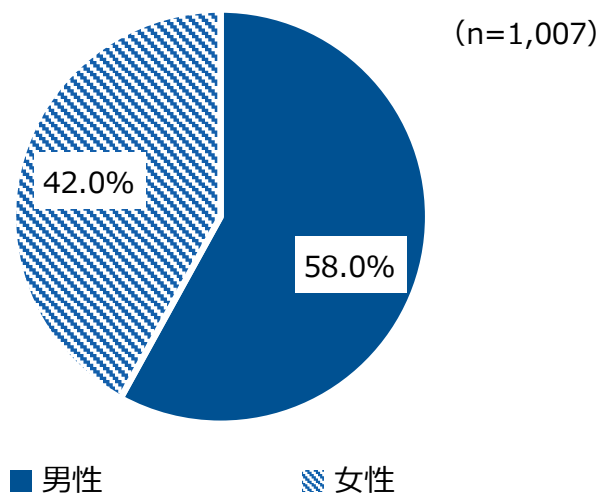
設問1. 回答者属性

今回の調査回答者1,007名の年齢の内訳は、50代以上が約半数を占めており、20代以下の若年層は18.1%となっている。また、性別については、「男性」58.0%、「女性」42.0%と「男性」がやや多くなっている。

図表 3-33：回答者の年齢【SA】



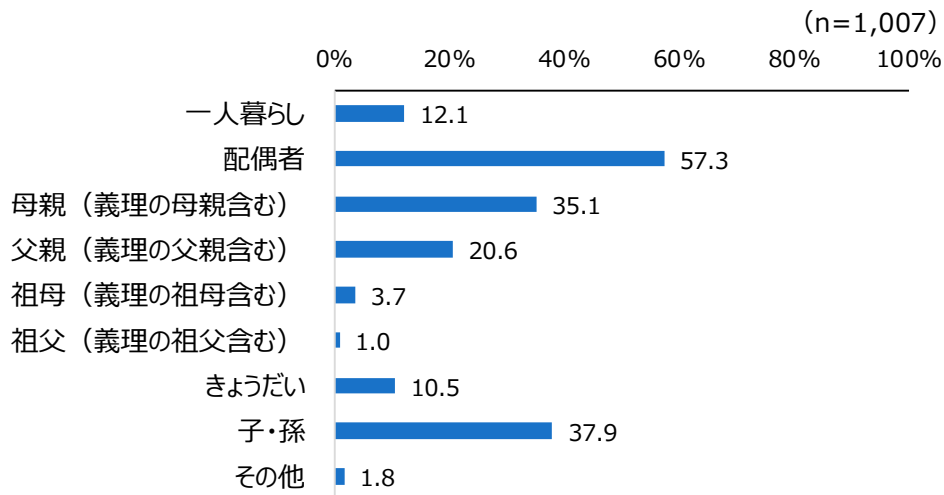
図表 3-34：回答者の性別【SA】



設問2. 現在一緒に住んでいる家族について

現在一緒に住んでいる家族は、回答割合が最も高かったのは「配偶者」(57.3%)、次いで「子・孫」(37.9%)、「母親（義理の母親含む）」(35.1%)となっている。

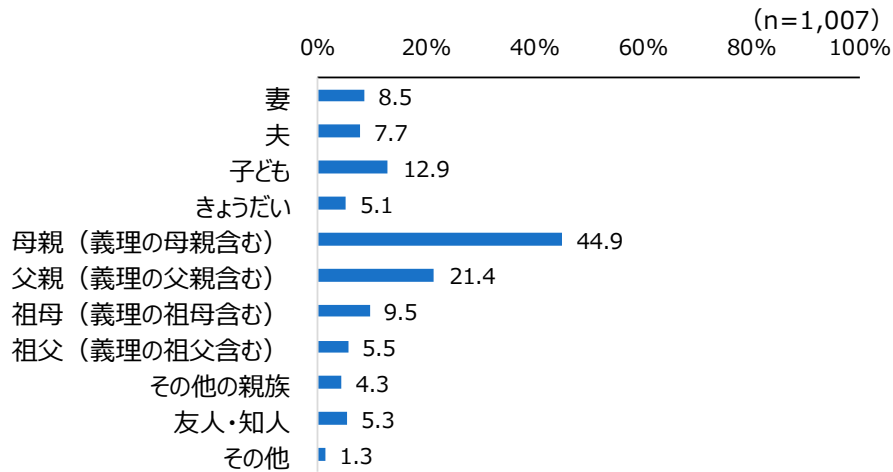
図表 3-35：一緒に住んでいる家族【MA】



設問3. ケアを必要としている人

ケアを必要としている人について回答割合が最も高かったのは、「母親（義理の母親含む）」(44.9%)、次いで「父親（義理の父親含む）」(21.4%)であった。

図表 3-36：ケアを必要としている人【MA】



年代別にみると、「10～20代」では、親に加えて祖父母が多いことが特徴であり、「30～40代」になると親に加えて子どもをケアする人も増える。そして「50代以上」になると母親のケアが51.8%と過半数を占める。

図表 3-37：年代×ケアを必要としている人【MA】

		(単位：%)					
	n数	妻	夫	子ども	きょうだい	母親（義理の 母親含む）	父親（義理の 父親含む）
10～20代	182	4.9	2.3	6.6	10.0	32.6	14.0
30～40代	315	9.0	3.5	19.5	2.8	40.9	33.3
50代以上	510	9.5	12.2	11.1	4.7	51.8	16.7

		(単位：%)				
	n数	祖母（義理の 祖母含む）	祖父（義理の 祖父含む）	その他の親族	友人・知人	その他
10～20代	182	29.7	22.4	6.2	7.8	0.6
30～40代	315	10.9	3.9	4.9	5.2	1.4
50代以上	510	1.3	0.6	3.3	4.4	1.4

設問4. ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況は「子ども」・「その他」以外は「高齢（65歳以上）」の回答の割合が最も高かった。「夫」「母親（義理の母親含む）」「父親（義理の父親含む）」「祖母（義理の祖母含む）」では「要介護（介護が必要な状態）」の回答が次に多くなっている。また、「子ども」については「知的障害」（36.6%）と「発達障害」（35.6%）の回答が高くなっている。

図表 3-38：ケアを必要としている人の状況【MA】

(単位：%)									
	n数	高齢 (65歳以上)	若い	要介護 (介護が必要な 状態)	常時医療的ケアを 要する	認知症	身体障害		
妻	84	48.3	0.0	30.2	11.3	10.0	27.9		
夫	71	65.6	0.0	57.9	9.7	16.1	38.0		
子ども	142	0.0	21.8	4.9	3.0	0.7	17.6		
きょうだい	44	32.6	22.2	26.1	15.2	5.0	23.8		
母親（義理の母親含む）	479	88.0	0.0	49.2	7.5	29.7	17.4		
父親（義理の父親含む）	235	84.9	0.0	48.2	8.0	25.5	24.3		
祖母（義理の祖母含む）	79	90.2	0.0	41.6	6.1	25.1	9.9		
祖父（義理の祖父含む）	40	85.9	0.0	25.3	8.7	18.8	31.9		
その他の親族	40	49.0	2.2	28.9	25.2	6.9	17.5		
友人・知人	45	47.4	10.2	24.0	7.3	9.2	23.0		
その他	13	31.4	11.8	0.0	0.0	19.1	27.0		

(単位：%)							
	n数	知的障害	発達障害	精神疾患 (依存症を 含む)	上記以外の 病気	その他	無回答
妻	84	4.6	2.5	14.9	17.2	5.8	5.7
夫	71	2.1	5.5	19.5	22.9	0.0	2.1
子ども	142	36.6	35.6	17.5	7.5	1.9	0.0
きょうだい	44	18.3	17.1	13.7	12.2	2.9	0.0
母親（義理の母親含む）	479	2.4	1.5	4.4	12.3	1.5	0.2
父親（義理の父親含む）	235	3.1	2.9	2.7	13.5	1.4	0.0
祖母（義理の祖母含む）	79	1.9	1.0	4.0	1.1	0.0	1.1
祖父（義理の祖父含む）	40	5.1	5.1	1.9	0.0	0.0	0.0
その他の親族	40	8.4	6.6	15.7	10.4	1.8	0.0
友人・知人	45	1.8	2.0	19.0	12.5	0.0	0.0
その他	13	26.0	41.8	43.7	13.7	9.5	0.0

※その他についてはn数が少ないことに留意。

設問5. ケアの内容

ケアの内容は、いずれの対象者においてもさまざまな種類のケアが行われていることがうかがわれる。対象者ごとに最も回答割合が高かったのは、「妻」・「夫」・「祖母（義理の祖母含む）」・「祖父（義理の祖父含む）」では「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」、「子ども」・「その他の親族」・「その他」では「見守り」であった。「きょうだい」・「母親（義理の母親含む）」・「父親（義理の父親含む）」では「通院の付き添い」、「友人・知人」では「外出の付き添い（買い物、散歩など）」が高く、「祖母（義理の祖母含む）」については、「家事（食事の準備や掃除、洗濯など）」と同程度の割合で「外出の付き添い（買い物、散歩など）」も回答割合が高かった。

図表 3-39：ケアの内容【MA】

	n数	(単位：%)						
		家事 (食事の準備や 掃除、洗濯など)	身体的な介護 (入浴やトイレ、 食事のケアなど)	外出の付き添い (買い物、 散歩など)	通院の付き添い	感情面のサポート (愚痴を聞く、 話し相手になる など)	見守り	通訳 (日本語や 手話など)
妻	84	65.8	27.2	51.2	51.3	29.4	26.8	4.8
夫	71	80.8	40.3	55.6	72.1	46.5	57.9	2.0
子ども	142	51.3	32.1	50.6	53.0	50.1	58.3	3.1
きょうだい	44	41.0	19.8	35.0	47.5	39.0	45.7	8.6
母親（義理の母親含む）	479	58.6	37.3	54.5	60.8	47.6	54.0	3.3
父親（義理の父親含む）	235	52.0	31.2	45.5	54.3	33.1	50.8	4.7
祖母（義理の祖母含む）	79	59.5	36.9	59.3	51.5	46.5	42.4	9.6
祖父（義理の祖父含む）	40	70.5	41.7	65.0	42.0	38.5	59.4	6.4
その他の親族	40	40.5	19.9	32.0	37.4	35.1	47.3	2.4
友人・知人	45	41.6	7.6	61.0	27.6	32.6	37.1	3.4
その他	13	41.9	28.2	58.3	49.5	50.4	65.6	0.0

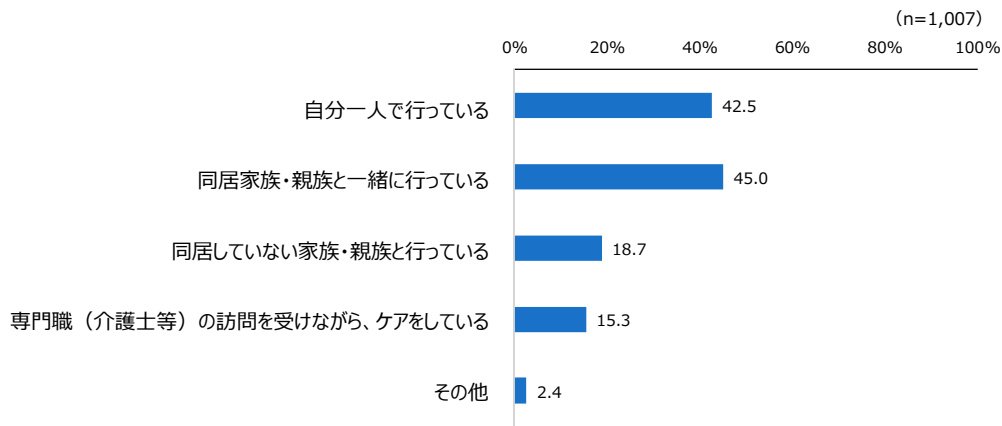
	n数	(単位：%)					
		金銭管理	薬の管理	上記のケアを 行うために 遠方に通っている (実家など)	幼いきょうだいの ケアや保育所等 への送迎など	家計を助ける (働く)	その他
妻	84	33.4	29.0	5.7	0.0	0.0	3.6
夫	71	59.1	53.1	2.7	0.0	0.0	0.0
子ども	142	37.1	38.2	4.2	0.0	0.0	3.2
きょうだい	44	39.3	20.8	11.3	8.3	0.0	2.3
母親（義理の母親含む）	479	43.3	36.1	16.4	0.0	0.6	1.4
父親（義理の父親含む）	235	30.3	24.1	16.3	0.0	0.0	3.7
祖母（義理の祖母含む）	79	23.3	33.8	18.1	0.0	0.0	1.1
祖父（義理の祖父含む）	40	23.4	34.1	12.0	0.0	0.0	0.0
その他の親族	40	15.3	17.1	15.0	0.0	0.0	4.0
友人・知人	45	8.1	9.9	5.8	0.0	0.0	2.9
その他	13	29.0	42.7	0.0	0.0	0.0	4.7

※その他についてはn数が少ないことに留意。

設問6. 誰とケアを行っているか

誰とケアを行っているか聞いたところ、回答割合が最も高かったのは、「同居家族・親族と一緒にやっている」(45.0%)、次いで「自分一人で行っている」(42.5%)であった。

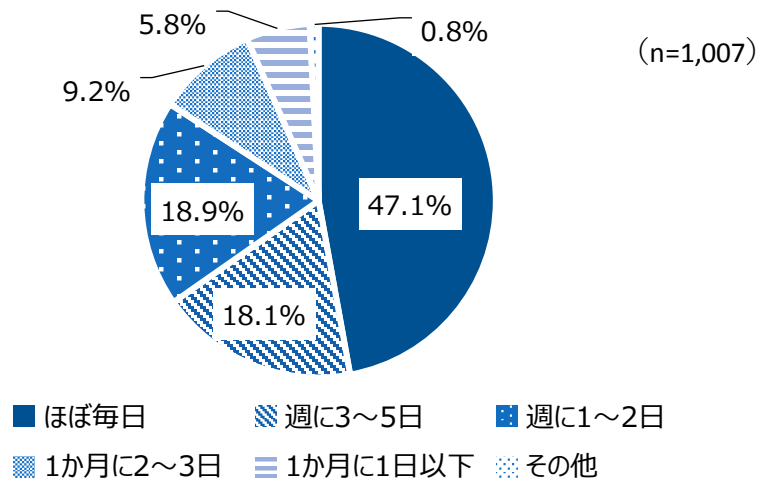
図表 3-40：誰とケアを行っているか【MA】



設問7. ケアを行っている頻度

ケアを行っている頻度について回答割合が最も高かったのは、「ほぼ毎日」(47.1%)、次いで「週に1～2日」(18.9%)、「週に3～5日」(18.1%)であった。

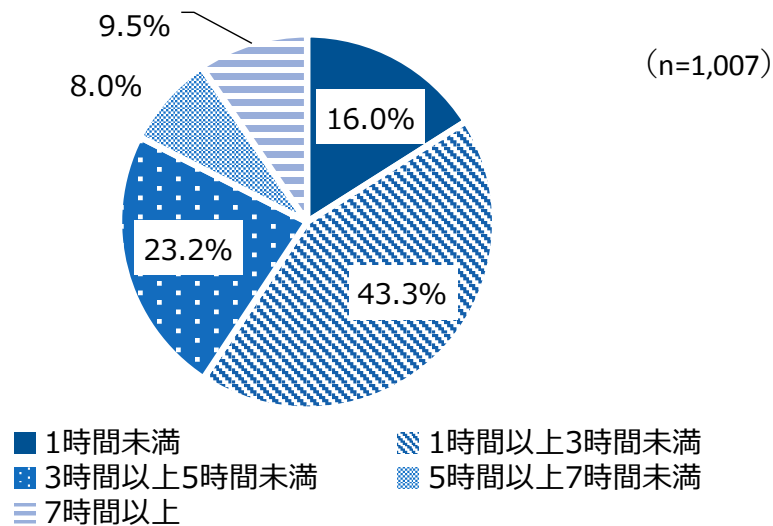
図表 3-41：ケアを行っている頻度【SA】



設問8. 1日にケアを行っている時間（直近1カ月の1日あたりの平均時間）

1日にケアを行っている時間について最も回答割合が高かったのは、「1時間以上3時間未満」（43.3%）、次いで「3時間以上5時間未満」（23.2%）であった。

図表 3-42：1日にケアを行っている時間【SA】



職業別にみると、「専業主婦（主夫）」は「7時間以上」と「5時間以上7時間未満」との回答が合計約30%であり、他と比べて長時間ケアを行っている人が多い。一方「学生」は、「1時間未満」と「1時間以上3時間未満」の合計が80%を超えている。

図表 3-43：職業×1日にケアを行っている時間【SA】

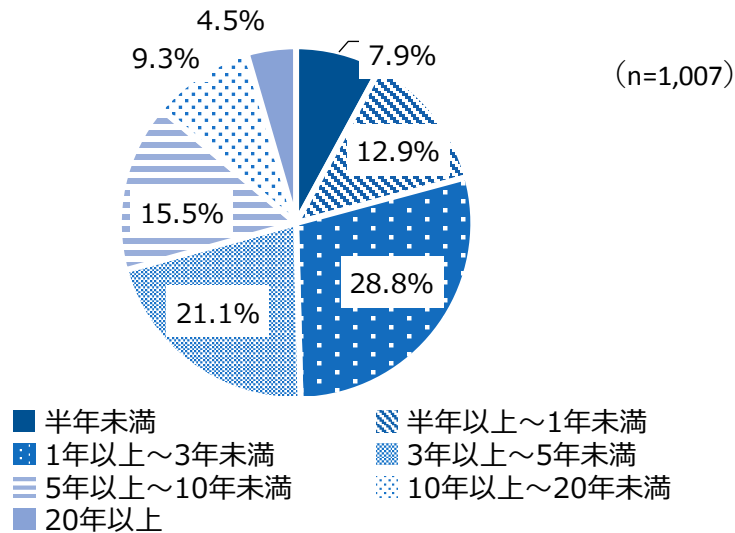
(単位：%)

	n数	1時間未満	1時間以上 3時間未満	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上
有職者（フルタイム）	509	14.3	47.9	23.9	7.0	7.1
有職者 （パート・アルバイト）	88	11.7	43.2	27.4	8.7	9.0
専業主婦(主夫)	165	12.0	35.9	22.2	13.6	16.3
学生	70	38.6	43.2	8.7	7.0	2.6
その他	175	17.9	36.9	25.8	6.1	13.3

設問9. ケアを行っている期間

ケアを行っている期間について最も回答割合が高かったのは、「1年以上～3年未満」(28.8%)、次いで「3年以上～5年未満」(21.1%)であった。

図表 3-44：ケアを行っている期間【SA】



年代別にみると、「10代～20代」で最も回答割合が高かったのは、「1年以上～3年未満」(40.0%)であった。

図表 3-45：年代×ケアを行っている期間【SA】

(単位：%)

	n数	半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～3年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
10～20代	182	15.0	21.4	40.0	12.4	8.0	2.7	0.6
30～40代	315	6.4	11.8	28.5	25.9	17.3	7.4	2.7
50代以上	510	6.3	10.5	25.0	21.2	17.1	12.8	7.1

男女別でみると、「20年以上」と回答した女性は7.5%であり男性の約3倍、「10年以上～20年未満」と回答した女性は13.0%で男性の約2倍であり、長期間ケアを行っている人の割合は女性の方が多くなっている。

図表 3-46：性別×ケアを行っている期間【SA】

(単位：%)

	n数	半年未満	半年以上～1年未満	1年以上～3年未満	3年以上～5年未満	5年以上～10年未満	10年以上～20年未満	20年以上
男性	585	9.7	14.4	30.8	22.0	14.0	6.6	2.4
女性	422	5.5	10.7	26.0	19.8	17.6	13.0	7.5

職業別にみると、「専業主婦（主夫）」は「20年以上」と「10年以上～20年未満」の回答が合計25.6%であり、他と比べて長い期間ケアを行っている人が多い。一方「学生」は、「半年未満」（35.1%）が最も高かった。

図表 3-47：職業×ケアを行っている期間【SA】

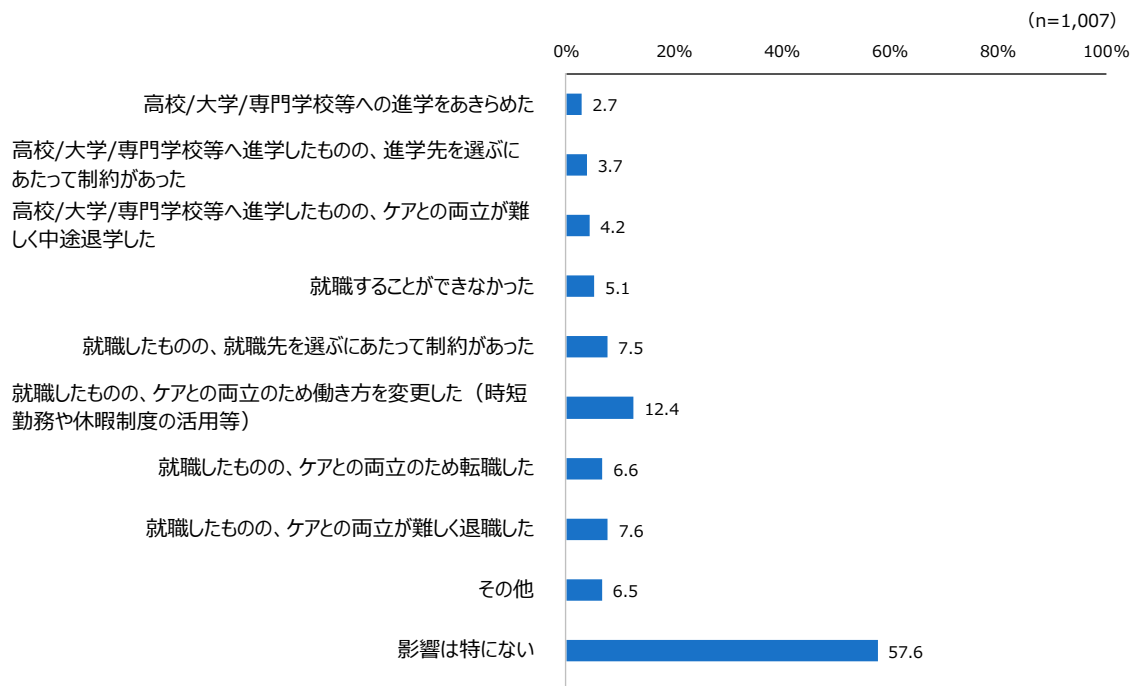
(単位：%)

	n数	半年未満	半年以上～ 1年未満	1年以上～ 3年未満	3年以上～ 5年未満	5年以上～ 10年未満	10年以上～ 20年未満	20年以上
有職者（フルタイム）	509	5.2	14.6	34.2	22.8	13.4	7.4	2.4
有職者 （パート・アルバイト）	88	10.4	6.6	29.2	19.3	18.5	10.1	6.0
専業主婦(主夫)	165	5.4	8.3	22.2	17.7	20.8	14.2	11.4
学生	70	35.1	20.9	23.9	15.1	5.0	0.0	0.0
その他	175	6.1	12.1	21.1	22.5	19.4	13.4	5.5

設問10. ケアをしていることによる学業や仕事への影響

ケアをしていることによる学業や仕事に影響は、「影響は特にない」の回答の割合が57.6%と最も高いものの、何かしらの影響があったとの回答が各項目数%～十数%みられる。影響として最も高かったのは、「就職したものの、ケアとの両立のため働き方を変更した（時短勤務や休暇制度の活用等）」が12.4%であるほか、「高校/大学/専門学校等への進学をあきらめた」が2.7%、「就職することができなかった」が5.1%であり、ケアの負担が重く、進学や就職に大きな影響を与えている場合もあったことが確認された。

図表 3-48：学業や仕事への影響【MA】



年代別にみると、「10～20代」では、「進学をあきらめた」（9.7%）、「進学先を選ぶにあたって制約があった」（10.4%）、「進学したものの中退した」（17.9%）という回答が見られた。「30～40代」では、「働き方を変更した」という回答が20.3%であり、仕事や学業への影響があることがうかがわれる。

図表 3-49：年代×学業や仕事に影響【MA】

(単位：%)

	n数	高校/大学/専門学校等への進学をあきらめた	高校/大学/専門学校等へ進学したもの、進学先を選ぶにあたって制約があった	高校/大学/専門学校等へ進学したもの、ケアとの両立が難しく中途退学した	就職することができなかった	就職したものの、就職先を選ぶにあたって制約があった
10～20代	182	9.7	10.4	17.9	6.6	11.3
30～40代	315	2.4	5.3	2.3	8.9	10.3
50代以上	510	0.4	0.2	0.6	2.2	4.4

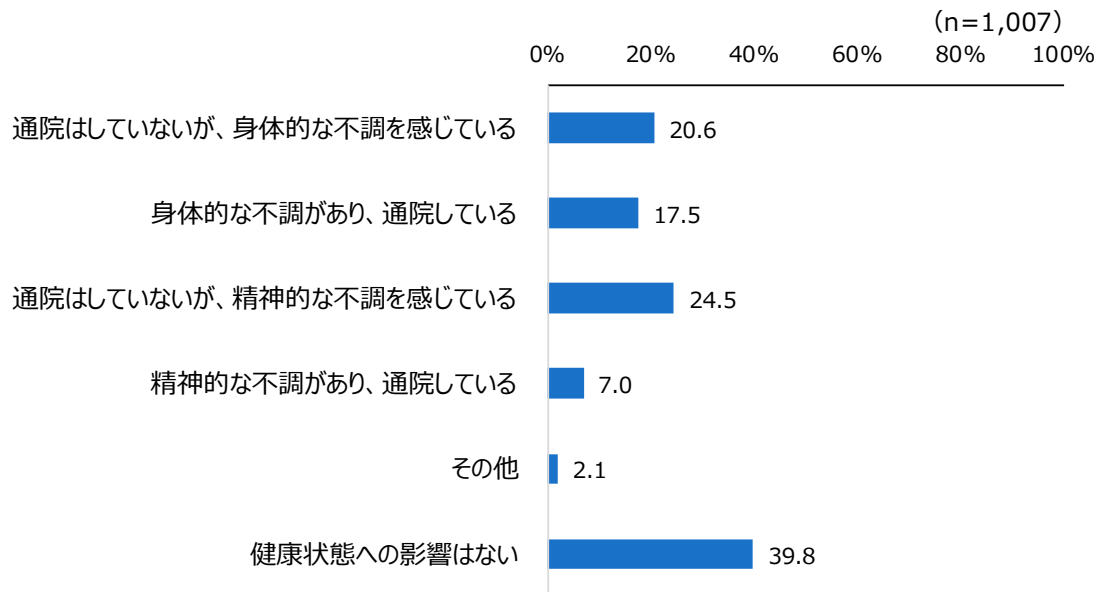
(単位：%)

	n数	就職したものの、ケアとの両立のため働き方を変更した（時短勤務や休暇制度の活用等）	就職したものの、ケアとの両立のため転職した	就職したものの、ケアとの両立が難しく退職した	その他	影響は特にない
10～20代	182	11.3	8.0	4.1	1.6	45.4
30～40代	315	20.3	9.7	6.3	5.0	50.3
50代以上	510	7.9	4.1	9.8	9.1	66.6

設問11. ケアをしていることによる心身の健康状態への影響

心身の健康状態への影響について最も回答割合が高かったのは、「健康状態への影響はない」(39.8%)、次いで「通院はしていないが、精神的な不調を感じている」(24.5%)であった。

図表 3-50：心身の健康状態への影響【MA】



年代別にみると、「10～20代」は身体的な不調を感じている人の割合が他と比べて高く、「30～40代」は精神的な不調を感じている人の割合が他の世代と比べて高い。

図表 3-51：年代×心身の健康状態への影響【MA】

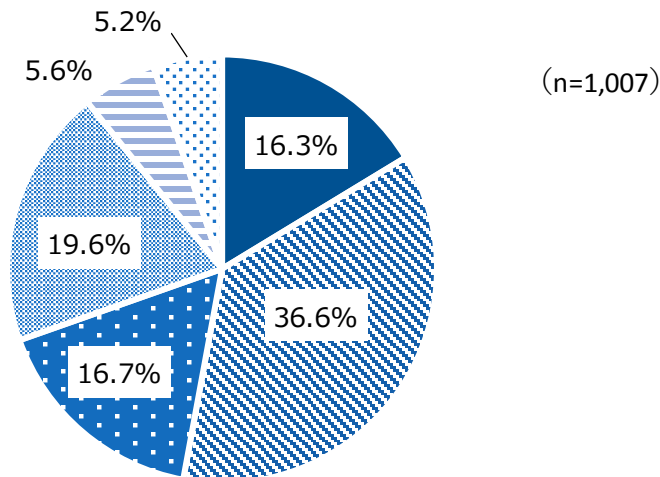
(単位：%)

	n数	通院はしていないが、 身体的な不調を感じている	身体的な不調があり、 通院している	通院はしていないが、 精神的な不調を感じている	精神的な不調があり、 通院している	その他	健康状態への 影響はない
10～20代	182	28.2	22.2	25.2	4.6	1.0	32.7
30～40代	315	21.2	15.3	28.6	10.7	1.7	38.2
50代以上	510	17.5	17.1	21.8	5.5	2.8	43.4

設問12. 自身の健康維持（食事、睡眠、運動、気分転換、通院など）にかかる時間

自身の健康維持（食事、睡眠、運動、気分転換、通院など）にかかる時間について、最も回答割合が高かったのは「必要に感じておりまあまあできている」（36.6%）であり、「必要に感じており十分にできている」（16.3%）と合わせて、5割超の人がある程度時間を確保できている。その一方で、「必要に感じているがあまりできていない」、「必要に感じているがまったくできていない」が合計25.2%おり、4人に一人は自身の健康維持に十分な時間をかけることができていないことが確認された。

図表 3-52：自身の健康維持にかかる時間【SA】



- 必要に感じており十分にできている
- 必要に感じておりまあまあできている
- どちらともいえない
- 必要に感じているがあまりできていない
- 必要に感じているがまったくできていない
- 特に必要性を感じない

年代別にみると、「必要に感じているがあまりできていない」「必要に感じているがまったくできていない」と回答したのは「30～40代」が最も多かった。

図表 3-53：年代×自身の健康維持にかかる時間【SA】

(単位：%)

	n数	必要に感じて おり十分に できている	必要に感じて おりまあまあ できている	どちらとも いえない	必要に感じて いるがあまり できていない	必要に感じて いるがまったく できていない	特に必要性を 感じない
10～20代	182	21.7	36.0	17.8	13.3	5.6	5.6
30～40代	315	15.3	28.7	20.7	25.4	5.9	4.0
50代以上	510	15.0	41.6	13.8	18.3	5.5	5.8

職業別にみると、「有職者（パート・アルバイト）」は「必要に感じているがあまりできていない」（30.6%）が他と比べて高くなっている。一方「学生」は、「必要に感じているが十分にできている」（33.9%）が最も多かったものの、「必要に感じているがまったくできていない」と回答した人が8.0%であり、この割合は職業別では「学生」が最も多かった。

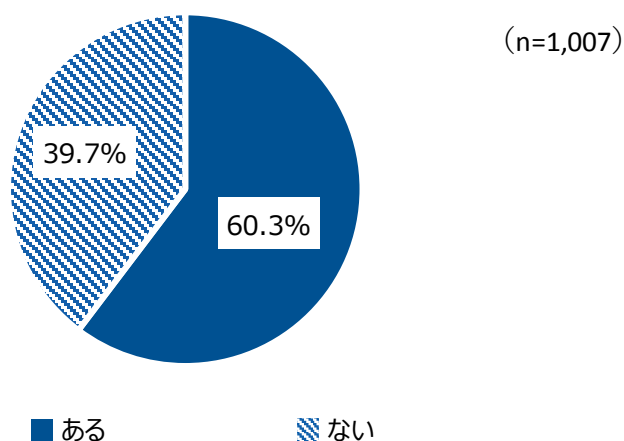
図表 3-54：職業×自身の健康維持にかかる時間【SA】

(単位：%)

	n数	必要に感じ おり十分に できている	必要に感じて おりまあまあ できている	どちらとも いえない	必要に感じて いるがあまり できていない	必要に感じて いるがまったく できていない	特に必要性を 感じない
有職者（フルタイム）	509	13.1	36.0	19.9	20.1	5.0	5.9
有職者 （パート・アルバイト）	88	15.1	28.1	19.2	30.6	4.4	2.6
専業主婦(主夫)	165	15.1	42.6	14.2	19.6	6.2	2.4
学生	70	33.9	29.6	6.7	8.5	8.0	13.2
その他	175	20.4	39.7	12.4	17.1	6.6	3.8

設問13. ケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを誰かに相談したことがあるか
 ケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを誰かに相談したことがあるかについては、「ある」が60.3%、「ない」が39.7%となっている。

図表 3-55：ケアについての相談経験の有無【MA】



職業別にみると、「ある」との回答が最も高かったのは「専業主婦（主夫）」（71.6%）であった。また、「学生」の約6割が「ない」と回答している。

図表 3-56：職業×ケアについての相談経験の有無【MA】

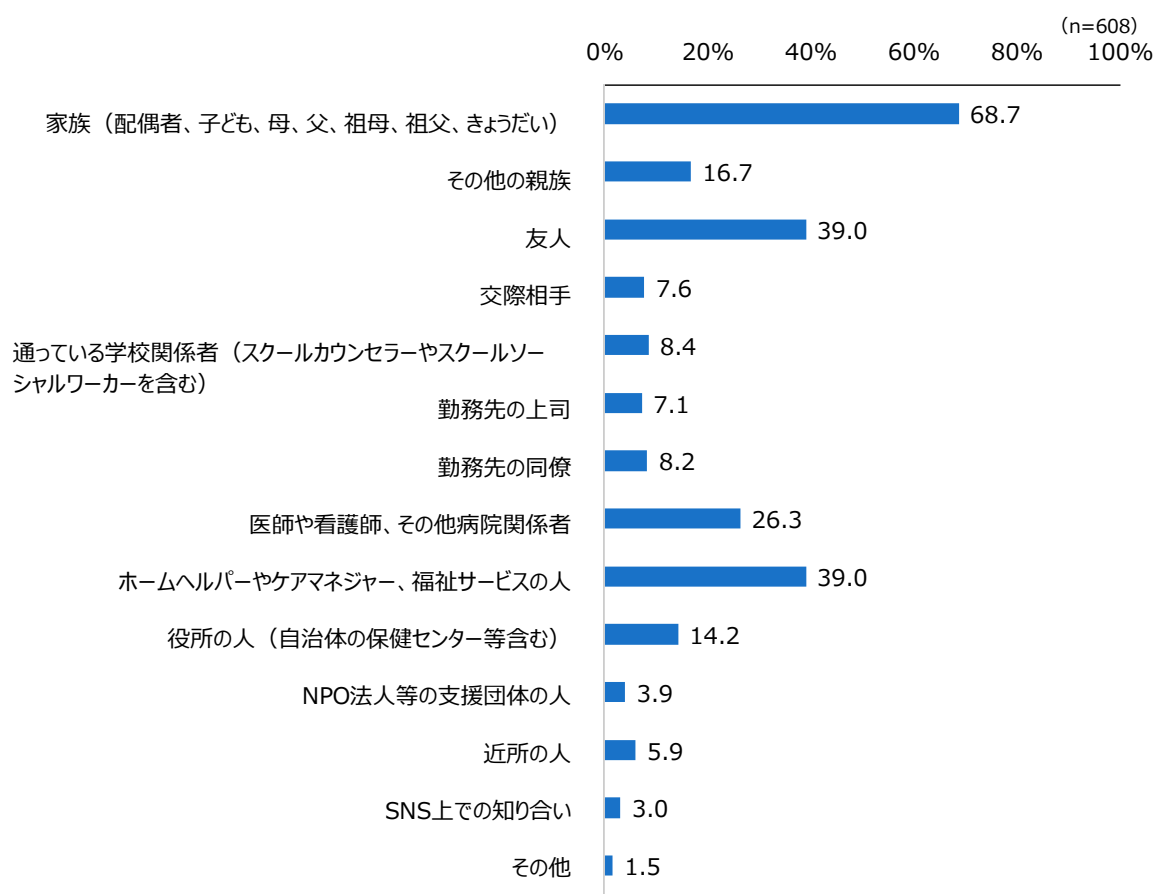
(単位：%)

	n数	ある	ない
有職者（フルタイム）	509	61.0	39.0
有職者（パート・アルバイト）	88	59.5	40.5
専業主婦(主夫)	165	71.6	28.4
学生	70	38.5	61.5
その他	175	56.7	43.3

設問14. 相談した主な相手

ケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを誰かに相談したことがあると回答した人が相談した主な相手について最も回答割合が高かったのは、「家族（配偶者、子ども、母、父、祖母、祖父、きょうだい）」（68.7%）、次いで「友人」・「ホームヘルパーやケアマネジャー、福祉サービスの人」（ともに39.0%）であった。

図表 3-57：相談した主な相手【MA】



年代別にみると、「50代以上」は「ホームヘルパーやケアマネジャー、福祉サービスの人」や「役所の人（自治体の保健センター等を含む）」への相談割合が高くなっている。これは「50代以上」は介護保険制度を利用しながらケアを行っている人が多いためと推察される³¹。

図表 3-58：年代×相談した主な相手【MA】

(単位：%)

	n数	家族（配偶者、子ども、母、父、祖母、祖父、きょうだい）	その他の親族	友人	交際相手	通っている学校関係者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む）	勤務先の上司	勤務先の同僚
10～20代	104	70.8	21.5	37.3	16.8	14.1	6.2	9.9
30～40代	196	69.3	16.5	40.6	9.6	12.0	10.7	9.6
50代以上	308	67.6	15.2	38.5	3.2	4.2	5.2	6.8

(単位：%)

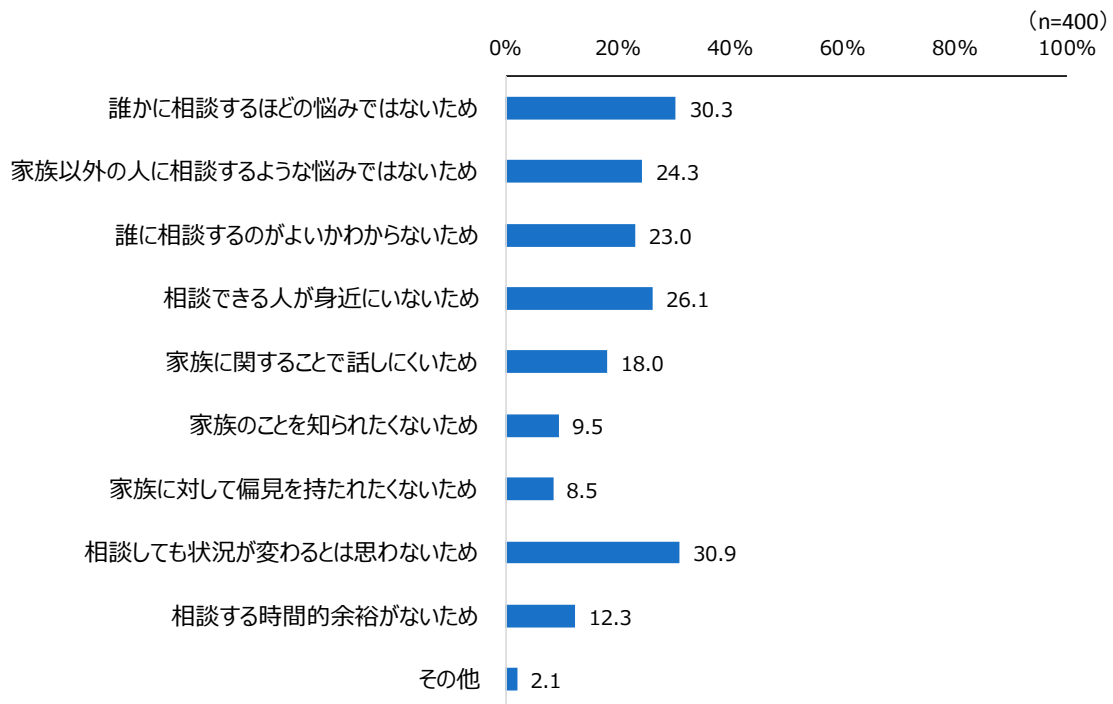
	n数	医師や看護師、その他病院関係者	ホームヘルパーやケアマネジャー、福祉サービスの人	役所の人（自治体の保健センター等含む）	NPO法人等の支援団体の人	近所の人	SNS上での知り合い	その他
10～20代	104	21.8	16.8	7.9	8.9	7.2	8.9	0.0
30～40代	196	24.6	31.8	12.7	4.1	5.8	2.8	0.8
50代以上	308	28.9	51.1	17.3	2.0	5.4	1.1	2.3

31 なお、介護保険制度は65歳以上（第1号被保険者）で要介護・要支援の状態にある人と、40歳から64歳（第2号被保険者）で特定疾病により要介護・要支援の状態にある人が利用できる。

設問15. 相談したことがない理由

ケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを誰かに相談したことがない人について、相談したことがない理由で最も回答割合が高かったのは、「相談しても状況が変わると思わないため」(30.9%)、次いで「誰かに相談するほどの悩みではないため」(30.3%)であった。

図表 3-59：相談したことがない理由【MA】



年代別にみると、「10～20代」では「誰かに相談するほどの悩みではないため」が多く、「30～40代」では「相談できる人が身近にいないため」、「50代以上」では「相談しても状況が変わると思わないため」がそれぞれ最も高くなっている。

図表 3-60：年代×相談したことがない理由【MA】

(単位：%)

	n数	誰かに相談する ほどの悩みでは ないため	家族以外の人に 相談するよう な悩みでは ないため	誰に相談するの がよいかわ からないため	相談できる人が 身近に いないため	家族に 関することで 話しにくい ため
10～20代	79	43.5	27.6	27.5	18.2	20.2
30～40代	119	22.2	24.2	26.7	33.1	22.9
50代以上	202	30.0	23.2	19.1	25.1	14.2

(単位：%)

	n数	家族のことを 知られたくない ため	家族に対して 偏見を持たれ たくないため	相談しても 状況が変わる と思わないため	相談する 時間的余裕が ないため	その他
10～20代	79	7.2	9.5	22.6	15.3	0.0
30～40代	119	15.0	11.0	31.1	16.6	2.2
50代以上	202	7.2	6.7	34.1	8.7	3.0

職業別にみると、有職者では、「相談できる人が身近にいないため」「誰に相談するのがよいかわからないため」という回答が他と比べて高い傾向にあり、仕事を抱えながら相談先を探すことができていないことがうかがわれる。専業主婦（主夫）では、「相談しても状況が変わると思わないため」の回答割合が最も高かった。学生では「誰かに相談するほどの悩みではないため」との回答割合が最も高い一方で、「誰に相談するのがよいかわからないため」が次に高く、悩みがあっても相談できていない人が一定数いることが示唆されている。

図表 3-61：職業×相談したことがない理由【MA】

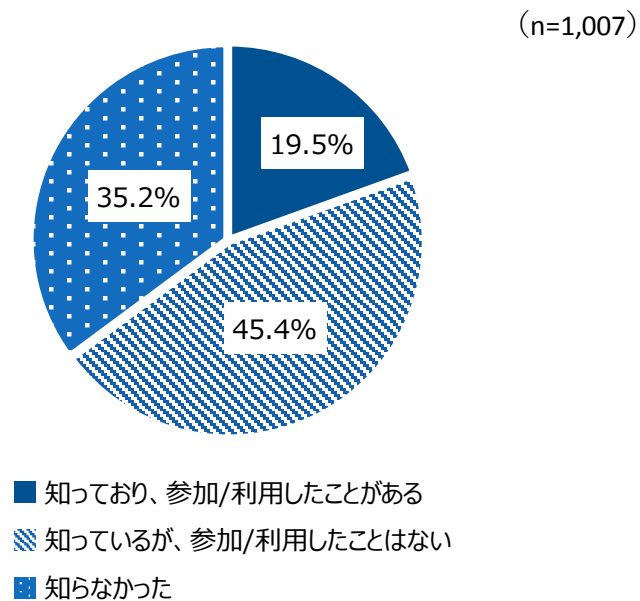
(単位：%)						
	n数	誰かに相談するほどの悩みではないため	家族以外の人に相談するようないないため	誰に相談するのがよいかわからないため	相談できる人が身近にいないため	家族にすることで話しにくい
有職者（フルタイム）	198	28.7	26.6	27.6	30.6	23.3
有職者（パート・アルバイト）	36	26.2	18.7	27.1	21.6	21.1
専業主婦(主夫)	47	16.3	27.8	18.2	22.8	16.4
学生	43	45.4	16.5	22.3	10.0	2.4
その他	76	36.7	23.3	12.7	27.9	12.4

(単位：%)						
	n数	家族のことを知られたくないため	家族に対して偏見を持たれたくないため	相談しても状況が変わると思わないため	相談する時間的余裕がないため	その他
有職者（フルタイム）	198	11.6	9.7	28.1	13.2	2.0
有職者（パート・アルバイト）	36	11.9	7.3	32.7	20.3	0.0
専業主婦(主夫)	47	4.9	4.2	51.5	6.9	4.2
学生	43	2.4	6.5	19.9	14.9	0.0
その他	76	9.7	9.6	31.1	8.3	3.5

設問16. 自治体・NPO等によるケアラー支援施策の認知度及び参加/利用状況

自治体・NPO等によるケアラー支援施策の認知度や参加/利用状況は、「知っており、参加/利用したことがある」の回答の割合が19.5%、「知っているが、参加/利用したことはない」が45.4%、「知らなかった」が35.2%となっている。

図表 3-62：自治体・NPO 等によるケアラー支援施策の認知度及び参加 / 利用状況 【SA】



年代別にみると、「知っており、参加/利用したことがある」との回答は「10～20代」が最も高く、「知っているが、参加/利用したことはない」との回答は「50代以上」が最も高くなっている。

図表 3-63：年代×自治体・NPO 等によるケアラー支援施策の認知度及び参加 / 利用状況 【SA】

(単位：%)

	n数	知っており、 参加/利用した ことがある	知っているが、 参加/利用した ことはない	知らなかった
10～20代	182	45.9	26.7	27.3
30～40代	315	21.5	42.6	35.9
50代以上	510	8.7	53.7	37.5

職業別にみると、「知っており、参加/利用したことがある」との回答割合が最も高かったのは「学生」(41.7%)であり、次いで「有職者（フルタイム）」(25.3%)であった。

図表 3-64：職業×自治体・NPO 等によるケアラー支援施策の認知度
及び参加 / 利用状況【SA】

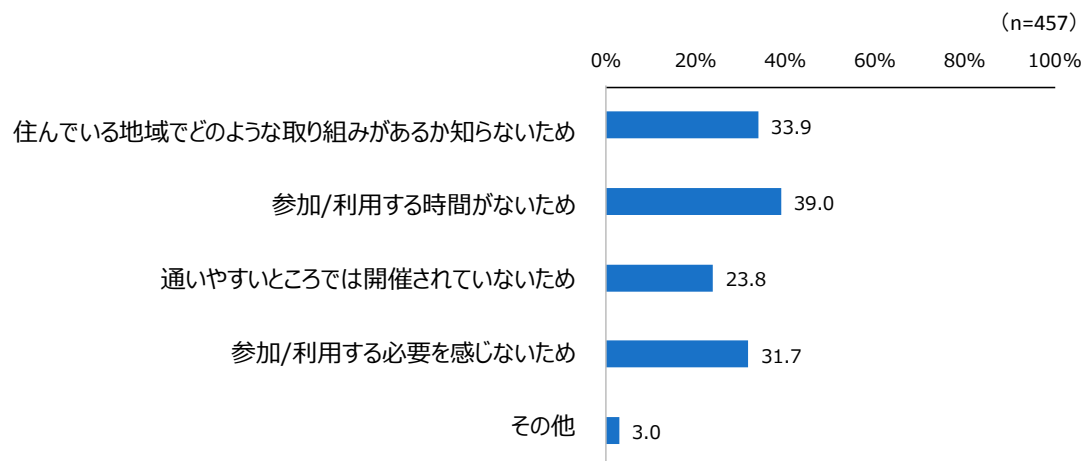
(単位：%)

	n数	知っており、 参加/利用した ことがある	知っているが、 参加/利用した ことはない	知らなかった
有職者（フルタイム）	509	25.3	40.7	34.0
有職者 （パート・アルバイト）	88	13.0	50.2	36.9
専業主婦(主夫)	165	9.3	53.5	37.2
学生	70	41.7	29.3	29.0
その他	175	6.5	55.2	38.2

設問17. 自治体・NPO等による支援について参加/利用していない理由

自治体・NPO等支援に参加/利用していない人について、参加/利用していない理由で最も回答割合が高かったのは、「参加/利用する時間がないため」(39.0%)、次いで「住んでいる地域でどのような取組があるか知らないため」(33.9%)、「参加/利用するの必要を感じないため」(31.7%)であった。

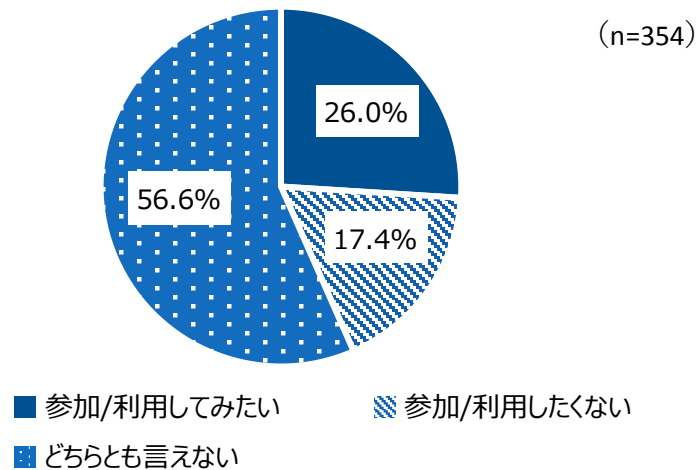
図表 3-65：自治体・NPO 等による支援について参加 / 利用していない理由【MA】



設問18. 支援について「知らなかった」と回答した人の支援の場への参加意向

自治体・NPO等によるケアラー支援を「知らなかった」と回答した人が支援の場に参加してみたいと思うかについて聞いたところ、「参加/利用してみたい」の回答の割合が26.0%、「参加/利用したくない」が17.4%「どちらとも言えない」が56.6%となっている。

図表 3-66：支援の場への参加意向【SA】



年代別にみると、「10～20代」、「30～40代」の方で「参加/利用してみたい」との回答が多い。

図表 3-67：年代×支援の場への参加意向【SA】

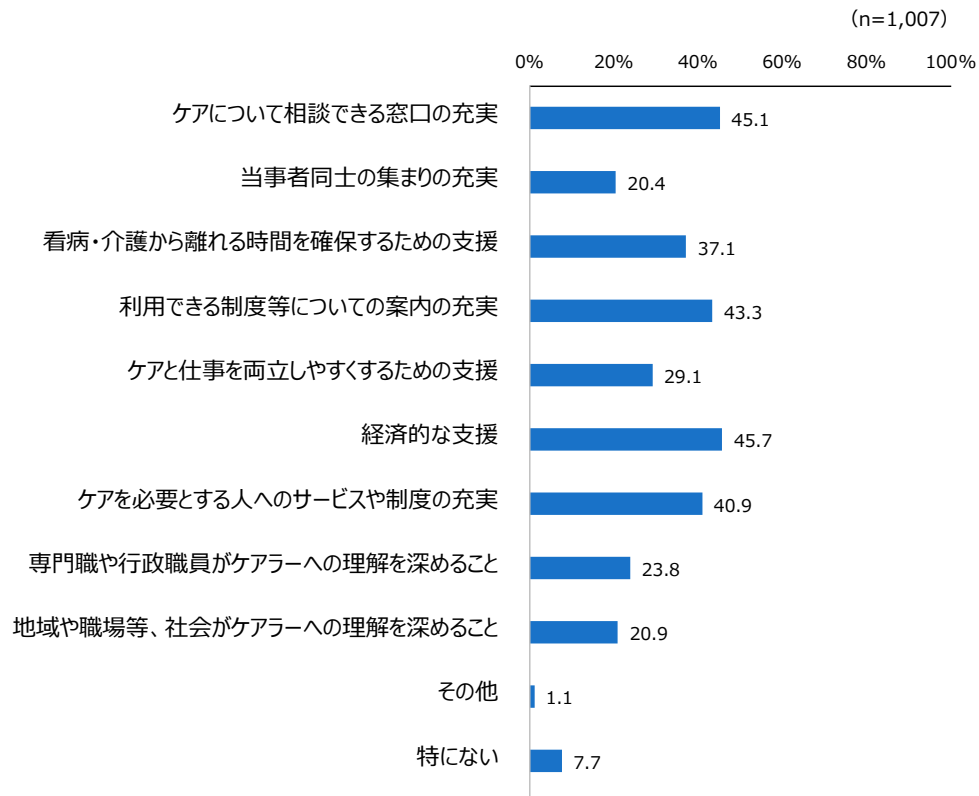
(単位：%)

	n数	参加/ 利用してみたい	参加/ 利用したくない	どちらとも 言えない
10～20代	50	31.9	11.9	56.2
30～40代	113	31.9	16.0	52.0
50代以上	191	21.0	19.6	59.4

設問19. 心や体に不調を抱える家族等のケアをする立場から、行政や支援団体、社会に期待する支援や変化

期待する支援や変化は、いずれの選択肢についても20%以上の回答者が選択しており、さまざまな支援や変化を期待していることがうかがわれる。特に回答割合が多かったのは、「経済的な支援」(45.7%)や「ケアについて相談できる窓口の充実」(45.1%)であった。

図表 3-68：行政や支援団体、社会に期待する支援や変化【MA】



年代別にみると、「10～20代」では「ケアについて相談できる窓口の充実」が、「30～40代」では「経済的な支援」、「50代以上」では「利用できる制度等についての案内の充実」を期待する意見が最も高かった。

図表 3-69：年代×行政や支援団体、社会に期待する支援や変化【MA】

(単位：％)

	n数	ケアについて 相談できる 窓口の充実	当事者同士の 集まりの充実	看病・介護から 離れる時間を 確保するための 支援	利用できる制 度等についての 案内の充実	ケアと仕事を 両立しやすくす るための支援	経済的な支援
10～20代	182	47.5	30.2	28.3	31.2	29.6	42.2
30～40代	315	48.6	27.2	39.8	43.2	36.3	52.8
50代以上	510	42.0	12.8	38.6	47.6	24.5	42.5

(単位：％)

	n数	ケアを必要とす る人への サービスや制度 の充実	専門職や行政 職員がケアラー への理解を 深めること	地域や職場 等、社会がケア ラーへの理解を 深めること	その他	特にない
10～20代	182	30.3	20.1	20.1	0.0	9.9
30～40代	315	37.5	27.1	22.6	0.6	5.3
50代以上	510	46.7	23.0	20.1	1.7	8.4

設問20. ケアの不安や悩み、ケアラーへの支援についての意見や行政や福祉関連団体等への期待についての自由記述

ケアについての悩みや不安等
今後もっとケアが必要になったとき、仕事と両立できるか、生活できる収入が確保できるか不安。
ケアを続ければいつまで続くのかの不安もあるけど、終わるときは母親が亡くなるときなので終わってほしくない気持ちもあり葛藤している。
相談体制の充実を求める意見
気軽に相談できる場をもっと増やしてほしい。(複数意見)
行政の窓口や相談場所がばらばらなので、適合する窓口や相談窓口・福祉機関などを案内する統合窓口を設置してほしい。

個々の相談が長いのか窓口で長い時間待たされます。出直すには距離的に負担が大きく、待つしかない。ただ待つ間も、家に残した家族が気になって仕方がなく、良い方法があればいいなと思う。
ケアの状況はそれぞれ違うと思うのでゆっくりと時間をかけて相談に乗ってくださる相談窓口があれば良い。
行政からの情報提供の充実を求める意見
自分の住んでいる自治体において、どのような制度・サービスが利用できるか分からないので、もっと周知してほしい。(複数意見)
こちらから行政や福祉関連のことを調べる余裕はないので、行政が保有している情報をもとに支援者側からアプローチがあるとありがたい。
ケアラーの集いの場（当事者が語り合う場）を求める意見
ケアをしている人が気軽に集まれて、話したり情報交換したりできる場所をもっと作ってほしい。
経験したことがある人でないと介護の過酷さは到底理解できないと思うので、経験者と話す機会がほしい。
ケアラーへの理解を求める意見
老老介護だったので、目に見えない、人には言えない苦労がある。地域社会にはそうした事情を抱える人がいることを十分啓発してほしい。
ケアを行って実感したことは身の回りの世話ではなく、愚痴などによる精神的な疲れが深刻である。親族などを切り離して、ケアラーに対する支援を行うことを期待する。
家庭内の事情だと思って相談することが恥ずかしいと考えているし、高齢者として仕方のないこととして片づけられている。各家庭の事情を理解してもらえるとありがたいと思う。
経済的支援を求める意見
金銭的な支援を期待している。(複数意見)
両親の面倒を見ながらの仕事なのでお金が貯まらず、私自身の老後の貯蓄ができない。
若いケアラーは金銭面や将来のことでものすごく不利な状態なので何らかの支援があればいいと思う。
その他行政に対する要望
困りごとがあっても行政に相談しても、相談内容によってさらに問合せや相談が必要になり手間と時間がかかる。行政が取りまとめて必要な支援をマッチングしてもらいたい。
障害児の介護は期間がずっと続くため職場に利用できる休暇の制度がない。障害のある子を育てている社員の前例がなく、療育などに通うのが大変だった。現在も有給休暇を無理矢理使いながら働いているが、子の送迎や病院などで使用できる休暇制度を整えてほしい。

今の介護制度は、同居者がいると利用できず、時間制約があり働きながら介護をするために十分なサービスを受けられない。要介護者やケアラーの現場の立場に深く寄り添って判断してほしい。

その他ケアラー支援に関する要望

ケアをしている人の心のケアをしてほしい。社会で孤立しないような取組も必要だと思う。

余計なお世話だという人にも常に声かけをしてあげてほしい。心が弱くなる瞬間が必ず訪れるから、めげずに継続的な声かけや見守りをしてほしい。

「間」の支援が必要と感じる。高齢者の場合要支援や要介護の認定は受けるに至らないが、ちょっとした体調不良のときに使えるサポートが行政にはない。結果家族が引き受けることになるが、高齢者自身が家族にそのサポートの責務を担わすことに抵抗感があり、手遅れになることがある。介護の手前の支援の充実が望まれる。

第 4 章

事例分析

第4章 事例分析

1. 先進事例調査の概要

多摩・島しょ地域の自治体の人口規模や面積、福祉分野での他機関連携の状況等は多様であるため、ケアラー支援の方策についてもさまざまな取り組み方が考えられる。そこで、今後ケアラー支援に取り組む自治体の参考になるよう、また既に取り組んでいる自治体が取組を充実させるのに役立つよう、多摩・島しょ地域及び全国でケアラー支援に取り組んでいる先進的な自治体・団体へヒアリングを行い、ケアラー支援の取組経緯や取組内容、今後の展望等について調査した。

(1) 自治体事例

ケアラー支援に先進的に取り組んでいる自治体の中には、図表4-1のとおり自治体独自にケアラー支援条例を制定している自治体がある。ケアラー支援に関する条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目指し、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を規定している。

図表 4-1：ケアラー支援条例の策定状況

自治体名	条例の名称	公布日	施行日
北海道	北海道ケアラー支援条例	2022年3月31日	2022年4月1日
北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	2021年3月19日	2022年4月1日
北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	2021年12月14日	2021年12月14日
福島県白河市	白河市ケアラー支援の推進に関する条例	2022年9月30日	2022年9月30日
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	2021年12月14日	2021年12月14日
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	2020年3月31日	2020年3月31日
埼玉県さいたま市	さいたま市ケアラー支援条例	2022年7月1日	2022年7月1日
埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	2022年6月27日	2022年7月1日
三重県名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年6月30日	2021年6月30日
岡山県総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年9月9日	2021年9月9日
岡山県備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年12月24日	2021年12月24日
栃木県那須町	那須町ケアラー支援条例	2022年3月14日	2022年3月14日
長崎県	長崎県ケアラー支援条例	2022年10月14日	2023年4月1日

※埼玉県、茨城県、那須町及び長崎県の条例は議員提案により制定され、栗山町、名張市、総社市、浦河町、備前市、北海道、入間市、さいたま市及び白河市の条例は首長提案により制定されている。(2022年12月時点)

出所：一般財団法人地方自治研究機構ウェブサイトを基に株式会社日本総合研究所作成

本調査研究では、上記ケアラー支援条例を策定している自治体の中から、都道府県単位の実施事例として埼玉県、市町村自治体単位の実施事例として三重県名張市を取り上げている。それに加えて多摩・島しょ地域の中で重層的支援体制整備事業の枠組みにおいてケアラーに対する支援も行っている八王子市、ヤングケアラー / 若者ケアラーへの支援について先進的な取組をしている兵庫県神戸市についても先進事例として調査対象とした。

図表 4-2：調査対象とした先進自治体

自治体名	特色	ヒアリング実施
埼玉県	日本初のケアラー支援条例制定	●
東京都八王子市	重層的支援体制整備事業の枠組みにおいてケアラー支援に取り組む	●
三重県名張市	地域共生社会の取組とともにケアラー支援に取り組む	●
兵庫県神戸市	ヤングケアラー・若者ケアラー支援が充実	

(2) 支援団体事例

ケアラー支援にあたっては自治体の取組のみならず社協やNPO法人による支援活動も行われていることから、先進的な取組を行っている3団体についての取組事例を取りまとめた。

図表 4-3：調査対象とした中間支援組織、民間団体等

団体名	特色	ヒアリング実施
社会福祉法人 栗山町社会福祉協議会	社会福祉協議会が主体となりケアラー支援を推進。自治体とも連携している	●
社会福祉法人 昭島市社協会福祉協議会	地域包括支援センターと連携し、介護者の会等を実施	●
NPO法人介護者サポート ネットワークセンター・アラジン	ケアラー向け相談支援や、支援者養成、交流の場づくり、調査研究等を実施	●

2. 自治体におけるケアラー支援の先進事例

(1) 埼玉県

1) 概要

人口 面積	7,344,765人（高齢化率27.1％）（2020年10月1日現在） ³² 3,797.75 km ² （2022年10月1日現在） ³³
自治体概要	全国で最も低い昼夜人口比率 ³⁴ であり、県南東部を中心に首都圏のベッドタウンとして知られている。
所管部署	福祉部 地域包括ケア課
取組開始年度	2017年度
ケアラーの定義	高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
ケアラー支援の 取組概要	● 2020年3月に「埼玉県ケアラー支援条例」を制定、2021年3月「埼玉県ケアラー支援計画」を策定している。 ● 「埼玉県ケアラー支援計画」に掲げる5つの基本目標の達成に向けて、広報啓発や人材育成等、多角的に取り組んでいる。 ● 庁内の部署間の連携を図るため、「ケアラー支援に関する庁内連絡会議」を設置している。 ● 2020年9月より、ヤングケアラー向けLINE相談「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設している。

2) 取組開始のきっかけ・経緯

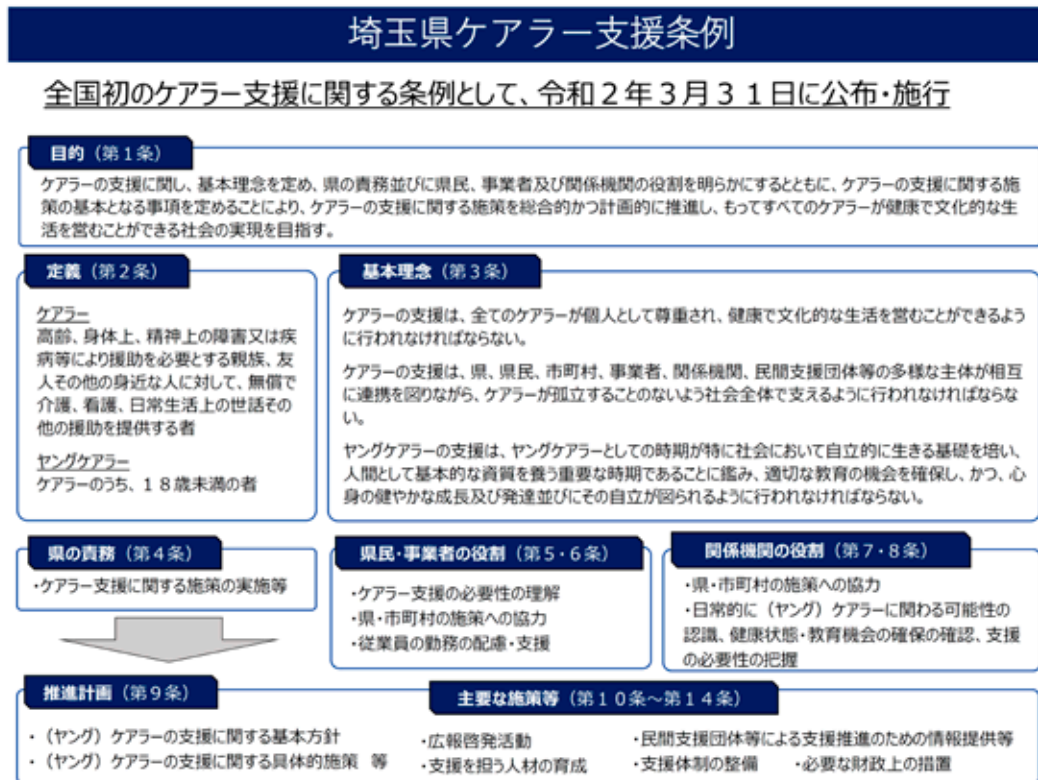
埼玉県は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年にかけて、後期高齢者人口が全国トップクラスのスピードで増加すると見込まれている。一般的に介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者は、2040年までに現在と比較して約2倍に増加し、介護サービスの需要とともに、介護等を担うケアラーも増加することが予想されている。このような状況のなか、埼玉県議会においてケアラー支援に関する検討が行われ、ケアラー支援に関する法令として全国初となる「埼玉県ケアラー支援条例（以下、条例）」が2020年3月31日に公布・施行された。

32 総務省「令和2年国勢調査」。人口には外国人も含む。

33 国土地理院「令和4年全国都道府県別市区町村別面積調（10月1日時点）」

34 総務省「平成27年国勢調査」

図表 4-4：埼玉県ケアラー支援条例の概要



出所：埼玉県提供資料

条例制定後の2020年7月～11月に、地域包括支援センター、介護者サロン、障害者相談支援事業所を対象にケアラーの実態調査を行うとともに、ヤングケアラーについても、県内国公立高校2年生を対象に調査を行った。その後、「埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」や「埼玉県ケアラー支援に関する庁内連絡会議」での議論等を経て、2021年3月に「埼玉県ケアラー支援計画」を策定した。

図表 4-5：埼玉県ケアラー支援計画の概要

施策		主な取組
ケアラーを支えるための広報啓発の推進	● ケアラーに関する啓発活動	● ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動
行政におけるケアラーの推進体制の構築	● 相談支援体制の整備 ● 多様なケアラーへの支援 ● 子育てをしながら介護を担うダブルケアへの支援 ● ケアラーの生活支援	● 市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築 ● 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアするケアラーへの支援 ● 地域子育て支援拠点の整備と質の充実 ● 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援
地域におけるケアラーの支援体制の構築	● ケアラーが孤立しない地域づくり ● 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充 ● 仕事と介護の両立支援の推進	● 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援 ● 民生委員・児童委員のケアラー支援に関する理解促進 ● 県内企業の雇用環境整備や支援制度導入に関する助言
ケアラーを支える人材の育成	● ケアラー支援への対応力の向上・連携強化 ● ケアラー支援を担う県民の育成	● 地域包括支援センター職員等に対するケアラーからの相談対応研修の実施 ● 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発
ヤングケアラーの支援体制の構築・強化	● 教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築 ● 地域におけるヤングケアラー支援体制の構築	● 教職員対象研修の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修による理解促進 ● 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置

出所：埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画（2021年度～2023年度）」³⁵

「埼玉県ケアラー支援計画」においては、5つの基本目標として、1) ケアラーを支えるための広報啓発の推進、2) 行政におけるケアラー支援体制の構築、3) 地域におけるケアラー支援体制の構築、4) ケアラーを支える人材の育成、5) ヤングケアラー支援体制の構築・強化、を掲げている。

35 埼玉県「埼玉県ケアラー支援計画（2021年度～2023年度）」

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195872/keikaku-carer.pdf>) (2023年1月24日確認)

ケアラー支援における埼玉県の主な役割としては、普及啓発と人材育成に加えて、市町村が主体的にケアラー支援に取り組めるような後方支援を行うことを目指している。

3) 取組内容

本節では、「埼玉県ケアラー支援計画（2021年度～2023年度）」に基づき、実施が進められている取組について紹介する³⁵。

基本目標1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

「ケアラー」「ヤングケアラー」という言葉の認知度を高めるため、県では毎年11月をケアラー月間として、集中的な広報啓発を行っている。また、啓発リーフレットや小中高生向けにヤングケアラーハンドブックを作成し、配布している。

基本目標2 行政におけるケアラー支援体制の構築

市町村におけるケアラーの相談も含めた窓口のワンストップ化を目指し、各市町村での総合相談窓口等の設置に向け、アドバイザー派遣や研修会・情報交換会を実施している。

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラー同士が気軽に集まり、ケアのこと、日々の悩みや不安など何でも話し合える場である介護者サロンの普及を進めるため、「関係機関・民間団体等による介護者サロン事例集～立ち上げ・運営マニュアル～」を作成し、地域包括支援センターや市町村社協等へ配布している。

基本目標4 ケアラーを支える人材の育成

ケアの対象者に直接的に関わる地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、市町村職員等を対象に、ケアラーへの相談支援を効果的に行うための研修を行っている。

基本目標5 ヤングケアラー支援体制の構築・強化

ヤングケアラー支援にあたってスムーズな連携を図れるよう、教職員や市町村の福祉部門の職員等と一緒にグループワーク等を行う教育・福祉合同研修を実施している。また、ヤングケアラーが気軽に集い、交流を図れるようオンラインサロンを開催している。

2022年度の新たな取組

2022年度は、特にヤングケアラー支援に注力して新たな施策を進めている。

予定している取組	取組の概要
埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会の設置	● 県、市町村、社協、教育委員会、民間支援団体等を構成員とした協議会を立ち上げ、地域におけるヤングケアラーの支援体制の整備や生活支援サービスの創出・拡充等を検討
ヤングケアラー支援コーディネーターの設置	● 支援体制や生活支援サービスに関する市町村・市町村社協との意見交換・助言等を行うとともに、協議会での議論を踏まえ、市町村における支援のための手引きを作成
ヤングケアラー LINE相談窓口「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」の開設	● ヤングケアラーや保護者等が抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようにするため、LINEを活用した相談窓口を開設 ● 元ヤングケアラーが相談に対応
主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者向けの研修の実施	● 地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等地域で活動している方向けに研修を実施

コラム

埼玉県におけるケアラー支援の課題と今後の展望

～埼玉県地域包括ケア課へのヒアリングから～

後期高齢者や障害のある方や精神疾患を抱える方など、ケアが必要な方が増加している。一方で、核家族化等による世帯員数の減少や共働き世帯の増加などにより、ケアの担い手が減っており、ケアラーに掛かる負担が増加している。

大切な人をケアすることはとても大事なことだが、一方でその悩みを家族や自身だけで抱え込んで孤立してしまうケアラーの方がいる。

埼玉県では、行政や福祉・医療などの専門職向けの研修も進めるとともに、隣近所や友人など家族以外の身近な方にケアラーの存在を知ってもらい、ケアラーの方がもっと気軽にケアの悩みを話すことができるよう県民向けの啓発や当事者同士のピアサポートである介護者サロンの普及も進めている。

また、ヤングケアラーについては将来への影響も大きいため、早期に発見し必要な支援につなげていくことが重要である。ヤングケアラーの支援は、家族全体の支援であるため、様々な機関の連携が必要であるが、まだまだ連携が進んでおらず、個人情報共有も課題となっている。さらに、行政による公的支援に限らず、ボランティアによる見守りや子ども食堂等のインフォーマルな支援も含めて検討し、あらゆる資源を活用して家族全体を支えていくという視点も必要だが、地域の資源の共有もまだまだ進んでいない。埼玉県では、支援にあたってのポイントをまとめ、地域におけるヤングケアラーの支援にあたってヒントとなるような手引きの作成を進めている。

誰もが誰かを支える時代である。一人ひとりが「自分事」として、みんなで支えあう社会を実現していきたい。

(2) 東京都八王子市

1) 概要

人口 面積	579,355人（高齢化率 27.3%）（2020年10月1日現在） ³² 186.38km ² （2022年10月1日現在） ³³
自治体概要	東京都心から西へ約40km、新宿から電車で約40分の距離に位置する。東京都初の中核市となり、人口約58万人の多摩地区のリーディングシティとして、21の大学等を抱えた学園都市として発展してきた。
所管部署	重層的支援体制整備事業：福祉部 福祉政策課 若者ケアラー支援：子ども家庭部 青少年若者課 ヤングケアラー支援：子ども家庭部 子ども家庭支援センター
取組開始年度	2021年度（重層的支援体制整備事業）
ケアラーの定義	（独自の定義なし）
ケアラー支援の 取組概要	● 重層的支援体制整備事業の枠組みの中でケアラーを含む包括的な相談に対応している。（2021年度から社会福祉協議会に委託し、相談事業やアウトリーチでケアラーを必要な支援につなげている。また、複雑的・複合的な課題には、支援会議にて検討支援している。） ● 若者ケアラー支援は、若者向け総合相談窓口（若者総合相談センター）にて相談を受け付けるとともに、併設の地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）では、就労支援も実施している。 ● ヤングケアラー支援は、子ども家庭支援センターを一義的な相談支援窓口位置付けて対応している。

2) 取組開始のきっかけ・経緯

①重層的支援体制整備事業におけるケアラー支援

八王子市では重層的支援体制整備事業の枠組の中で、支援対象の一つとしてケアラー支援に対応している。

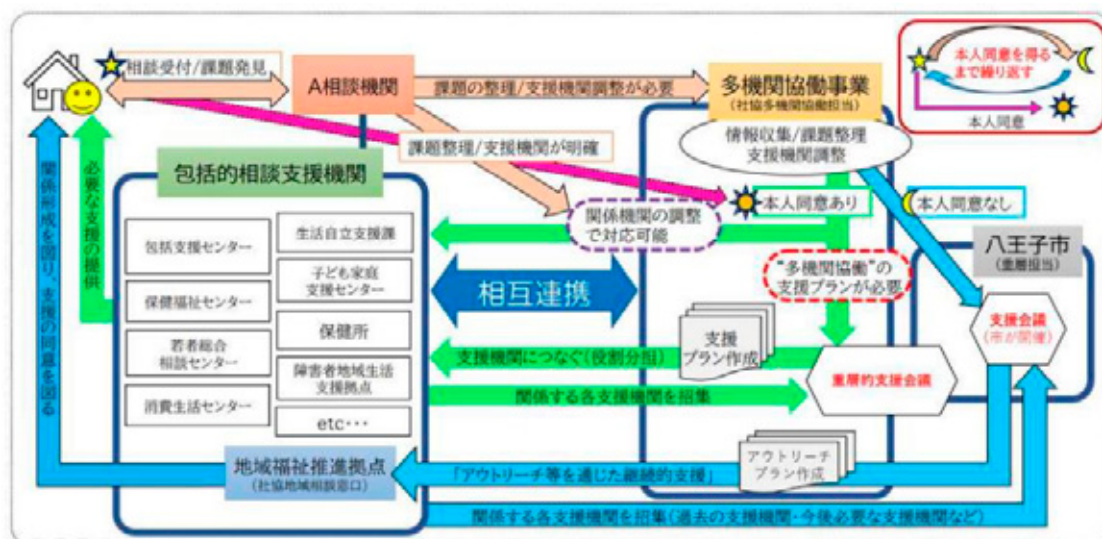
市域が広いため、行政の窓口に加えて2014年度から社協が市の協力を得ながら地域福祉推進拠点の整備を進めてきた。地域福祉推進拠点では主に相談事業を行っており、これまであまり整備されていなかった高齢者以外の年代の相談窓口として機能している。相談者に伴走的に関わり、適切な他機関へつなぐ役割を果たしている。

また、市では多機関連携を目指すべきという考え方により、2019年から1機関では対応できない課題に対応することを目指し、包括的な地域福祉ネットワーク会議を開催している。

その後、徐々に地域福祉推進拠点数を増やし9カ所まで整備した段階で2021年度から重層的支援体制整備事業を開始した。開始に伴い、地域福祉推進拠点の運営を市の委託事業に変更するとともに、認知度を高め、市民にとってより親しみやすく利用しやすい窓口とするため、施設の名称及び愛称を公募により「八王子まるごとサポートセンター（愛称：はちまるサポート）」とした。現在は市内に12カ所あり、どのような困りごとでもここに行けば相談することが可能であり、関連する支援機関と連携しながら支援にあたっている。

また、複雑的・複合的な課題を抱えている事例に対しては、重層的支援体制整備事業の一部である多機関協働事業（社協へ委託）において課題をアセスメントし、支援機関の調整を行っている。

図表 4-6：相談から支援までの流れ



出所：八王子市福祉部福祉政策課³⁶

会議体については、社会福祉法第106条の6に規定された支援会議³⁷において、会議の構成員に対する守秘義務を設け、相談者に関する情報の共有を図り、役割分担や支援の方向性を整理している。

重層的支援体制整備事業を開始するにあたり、地域共生社会を目指す等の背景を理解してもらうことを目的に、2021年度に職員を対象としたeラーニング形式での研修を実施した。そのほか、2020年には市職員・専門職向けに子育て・介護のダブルケアをテーマとし、講師による講義やグループワークを行う「ダブルケアサポート研修」を実施した。研修では庁内からは子育てや福祉部門の窓口職員、外部機関からは社協、高齢者あんしん相談センターの職員が参加した。

36 八王子市「2021年度重層的支援体制整備事業実施計画」

https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/ab005/ac769652/jyuusou/p029080_d/fil/R3keikaku.pdf
(2023 年 1 月 24 日確認)

37 支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議体

②若者ケアラー支援

これまでは義務教育が終了する15歳、児童福祉法の対象外となる18歳といった年齢によって支援が区切れてしまうことが課題であったため、高校生世代以上の若者を継続的に支援することができるよう、2020年11月に若者総合相談センターを立ち上げた。運営はNPO法人青少年自立援助センター（以下「援助センター」という。）に委託している。

3) 取組内容

本節では、2022年度時点で実施が進められている取組について紹介する。

①相談窓口の設置

相談窓口は、はちまるサポートだけでなく市内の各相談機関に幅広く設けており、複合的課題である場合には多機関協働事業につないでいる。

ア) はちまるサポートにおける包括的な相談対応

重層的支援体制整備事業の一環として市福祉政策課から社協への委託事業であり、市内12カ所に地域住民の複雑的・複合的な課題に対応するための包括的な相談窓口として設置している。各はちまるサポートには、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が2名常駐している。

元々社協独自事業の地域福祉推進拠点として2014年より取組を開始していたが、社協が窓口で受けた事案を他機関と連携することは個人情報保護の観点から難しかった。2021年より市の委託事業に移行したことでその課題が解消された。

また、当事者が相談窓口に出向くことが難しい場合には、CSWによる訪問支援（アウトリーチ）を通して、当事者や家族と信頼関係を構築しながら、個々の状況に応じた継続的な支援を行っている。

イ) 支援会議における複雑的・複合的な相談への対応

社会福祉法第106条の6に規定された支援会議を開催し、さまざまな分野の庁内関係部署や庁外の支援機関などを招集し、多機関が参加できるようになっている。また支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定している。

支援会議を開催するまでのフローは、各相談・支援機関で受け付けた相談が複雑的・複合的な課題を抱えている場合は相談受付・申込票を使い、多機関協働事業所につないでいる。多機関協働事業所が各支援機関へ情報収集し、課題のアセスメントを行い、必要に応じて支援会議を開催する。なお、相談受付・申込票は、厚生労働省の重層的支援体制整備事業にて例示されたアセスメントシートを参考に作成している。

ウ) 在宅医療相談窓口の設置

2017年1月に開設。運営を地区医師会に委託している。

エ) ヤングケアラーの支援について

子ども家庭支援センターは、0～18歳未満の子どもとその家族を対象とした総合相談窓口となっており、相談対応の中でヤングケアラーと思われる子どもがいた際には、個別で面談を実施し必要な支援につなげている。また、ヤングケアラーに対する取組みとして、市内の小・中・高校生へのヤングケアラーに関する周知チラシ兼チェックリストの配布及び市民向けの講演会等のイベントを開催して周知啓発を行っている。

オ) 若者向け総合相談窓口の設置

若者向け支援については、ケアラー／ヤングケアラーに相談内容を限定することなく、多様な相談を受け付ける若者向け総合相談窓口（若者総合相談センター。以下「相談センター」という。）を2020年に開設している。若者ケアラーを含む、市内在住・在勤・在学中の高校生世代から39歳までの若者やその家族等がなんでも相談できる窓口として、適切な支援機関につなげている。

同センターでは、若者の自立に向けた支援として、生活リズムを整える、コミュニケーション力をつける等、就労をはじめとした専門分野の支援につないでいくための前段階となる様々なプログラムを実施している。また、就労支援は、併設するサポステと密に連携していることから、就職に向けて活動するまで長期にわたって一貫して支援できることが特長である。

これらの運営は特定NPO法人青少年自立援助センターが受託している。相談センター独自様式の「個別応援・支援計画書」を用いて相談支援をしており、他機関との連携にあたっては、必要に応じて同相談センター及びサポステでの情報を取りまとめた上で対応している。

若者ケアラーについては、ケアラー状態を解消することによって、若者が学びや就労への意欲を取り戻し、自立できるように環境を整えていけるよう支援している。また、家族内の状況に応じて、市内の障害者及び高齢者福祉の相談機関につないでいる。

相談センターは開設後2年と日が浅いため、現在も相談員が市内の関係各所を訪問して相談センターの周知をしている。将来的には関係機関を集めた（仮称）若者支援協議会を立ち上げ、地域の若者支援機関のさらなる連携強化を図る予定である。

②集いの場の設置

ア) 認知症家族サロンの設置

2014年より、認知症家族サロン実施事業で、認知機能の低下がみられる方とその介護者が気軽に交流でき、認知症に関するさまざまな相談等を行う常設の認知症家族サロンを設置し、ヤングケアラーを含む介護者の負担感の緩和や、認知症を発症しても安心して生活することができる支援環境を整備している。

常設の認知症家族サロン以外にも市内にいくつもの「家族介護者の会」があり、その代表が集まって情報交換をする「結ぶ会」という会議がある。

イ) 若者向けフリースペース

若者総合相談センターでは、支援が長期化する場合であっても、利用者との関わりを持てるよう、利用者が自分の好きなように時間を過ごすことができるフリースペースを設置している。相談ブースでの面談よりも、穏やかな形での相談員と会話や、他の利用者との交流をすることができる。

③就職支援

ア) 仕事と介護の両立のためのセミナー・相談会を開催

ハローワーク、社会保険労務士会、地域包括支援センター、認知症家族サロン、認知症疾患医療センター共催で開催している。

イ) 若者向け就職相談

若者総合相談センターでは、就労を希望する方に対して、併設している若者サポートステーションを紹介している。また、若年無業者就労促進事業を実施し、就職を希望する主婦や学生等も支援対象とすることで、サポステの支援を補完している。

④専門職を対象とした研修

在宅医療相談窓口において、多職種（ケアマネジャー、介護士、管理栄養士、薬剤師、訪問看護師等）を対象として研修を実施している。

ケアラーに特化した研修ではないが、ケアラーを含む事例を取り上げて、在宅医療における相談対応について研修を行っている。

はちまるサポートの職員向けの研修を社協で独自に行っている。ケアラーに特化している訳ではないが、相談援助技術を高めるため、内部研修、外部研修の両方を行っている。頻度としては1カ月に2回程度開催している。

⑤啓発・広報

認知症に関する講演会の実施のほか、子ども家庭支援センターでは、市内の小・中・高校生へのヤングケアラーに関する周知チラシ兼チェックリストの配布及び市民向けの講演会等のイベントを開催して周知啓発を行っている。

4) 取組の工夫や課題

①アウトリーチの工夫

自ら相談に来ないが支援ニーズがある潜在的な層に対する支援が課題であり、そこには地域の目が必要になる。はちまるサポートと地域の人を有機的につなげていくことが重要と考えている。自ら相談に来ない層へのアプローチとして、例えば、8050問題を抱えた家庭では、80代の方が介護サービスにつながっていることが多いので、介護の専門職が家庭に入ったときに、他の家族の課題に気づくことがある。単身者と接点を持つことは難しいが、はちまるサポートでは手紙等の配布やCSWによる訪問を行っている。

②重層的支援体制整備事業における連携のしやすさの向上

重層的支援体制整備事業の支援会議にて、ヤングケアラーを含む事案に対応したことがある。その際、子ども家庭支援センターや学校関係者にも出席してもらい、問題なく連携することができた。前提として、重層的支援体制整備事業においては、ケアラー／ヤングケアラー支援に特化している訳ではなく、高齢者介護であれば高齢者あんしん相談センターが中心になって対応し、ヤングケアラーについては子ども家庭支援センターを中心とした相談体制を構築している。

重層的支援体制整備事業に取り組む前は、個人情報保護の観点から多機関連携が難しく担当者の俗人的なネットワークの中で対応しているのが実態だった。要対協の枠組みでも他機関の担当者と呼ぶことができるが、実態としては運用が難しかった。重層的支援体制整備事業の仕組みを作るのは大変だが、多機関が（高齢や子どもといった特定のテーマに偏ることなく）ニュートラルに集まることのできる点で意義が大きいと考えている。

③包括的な相談窓口の良い点と課題

重層的支援体制整備事業の仕組みができたことによって各支援機関では対応しきれないケースについても支援につなげるという形ができている。従って、ケアラー支援についてもこの枠組みで対応することが可能である一方で、複雑的・複合的な課題というのはさまざまであり、ケアラー、ヤングケアラーに特別に焦点を当てて対応を強化しているわけではない。

一方で、はちまるサポートにおける属性を問わない相談への対応は、相談者側の視点に立つと自分の相談事を相談しても良いのかかえって迷ってしまうことも懸念され、意外と利用しづらい面もあると考える。また、令和3年度は重層的支援体制整備事業の中で650件（延相談件数ではなく案件数）の相談を受けたが、潜在的にはもっと多くの課題があると考えており、この仕組みをもっとアピールしていかなければならない。そのため広報でケアラーやヤングケアラーを取り上げることで、必要な方に情報が届きやすくなる等、焦点を当ててもよいと考えている。

④相談に対応できる人員体制整備

はちまるサポートの周知が進み相談件数が増えると対応の負担も増えるため、人員体制の整備が今後の課題である。

(3) 三重県名張市

1) 概要

人口 面積	76,387人（高齢化率 32.8%）（2020年10月1日現在） ³² 129.77 km ² （2022年10月1日現在） ³³
自治体概要	三重県西部に位置する。関西方面のベッドタウンとして発展してきた経緯があり、農村集落と成熟した住宅地が共存している。
所管部署	条例制定：福祉子ども部医療福祉総務室 まちの保健室、認知症カフェ事業：福祉子ども部 地域包括支援センター
取組開始年度	2021年度
ケアラーの定義	高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者。
ケアラー支援の 取組概要	● ケアラー支援条例を制定している。 ● 子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口である「まちの保健室」や、相談支援包括化推進員（エリアディレクター）、学校などが連携・協働する「名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク」を活用しながら、「ヤングケアラー」を含めた「ケアラー」の支援に取り組んでいる。 ● 支援に携わったりつないだりする人材「リンクワーカー」や有償ボランティアの養成に取り組むなど、さまざまな人や団体・機関がつながることで、ケアラーに必要な支援につなげている。

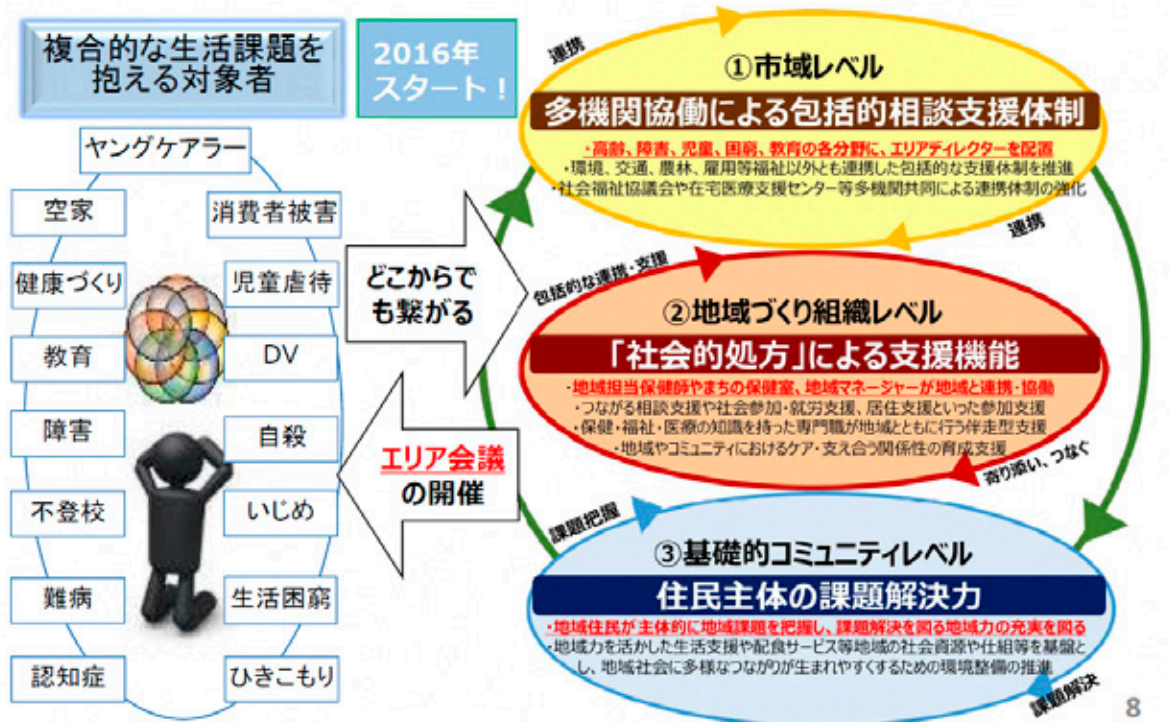
2) 取組開始のきっかけ・経緯

名張市におけるケアラー支援の背景には、これまで約20年間にわたる地域共生社会の実現に向けた取組がある。名張市では2003年に行われた住民投票の結果、近隣市と合併せず単独の市として存続する道を選んだことを受け、将来的な財政のひっ迫が見込まれる中、住民を主体とした地域共生社会の実現を目指していくこととした。そして2003年公表の名張市総合計画の中で、「若いも若きも男性も女性も障害や難病のあるなしにかかわらず、すべての市民の社会参加が叶う地域共生社会の実現」を目標に掲げた。

そうした取組の一環として、2005年には市内15カ所（概ね小学校の学区単位）に「まちの保健室」（取組詳細については後述）を設置した。まちの保健室には福祉の専門資格を持つ市の会計年度任用職員が数人常駐し、健康・福祉に関する相談対応や健康づくりに向けた活動を行っており、地域の福祉資源を結ぶ拠点としての役割を果たしている。

そして2016年からは、複合的な課題を抱える市民に対し、周囲のどこからでも必要な支援につなげる循環型システム、すなわち全世代・全対象型包括支援センター機能を持つネットワークである「名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク」を構築している。図表4-7の①の市域レベルでは、高齢、障害、児童、困窮、教育の5分野に多機関協働の窓口となるエリアディレクター（市職員）を配置し、包括的相談支援体制を構築している。②の地域づくり組織レベルでは、地域担当保健師やまちの保健室等が地域と連携・協働を行い、地域のつながりをつくることで課題解決を目指す「社会的処方」による支援機能の強化を目指している。そして③の基礎的コミュニティレベルでは、地域住民が主体的に地域課題を把握し、住民主体の課題解決力の充実に図る取組が行われている。こうした複数の階層の取組が有機的につながっていることが名張市の取組の特長であり、ケアラー支援についても、この名張市地域福祉教育総合支援ネットワークの枠組の中で対応している。

図表 4-7：名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク



出所：名張市提供資料

ヤングケアラーが社会的に注目される中、2020年8月に名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会の構成機関や市内小中学校等においてヤングケアラーの実態調査を行い、エリアディレクターの訪問によるケースの聞き取り等を実施した。その結果、小学校低学年から高校生までの計28件のケースを確認し、継続的に情報収集や見守りを実施している。

このような取組を背景に、名張市では2021年6月にヤングケアラーを含めた全世代のケアラーを支援するため、「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」を制定した。家族や身近な人の世話や介護を担うケアラーを個人として尊重することを基本理念とし、地域社会全体で支援することを目的としている。

その後も、ケアラー支援を含め、地域でさまざまな課題を抱える人を地域社会につなげていく役割を担う「リンクワーカー養成研修（県委託）」を実施する等、人材育成も進めている。また、普及啓発活動としては、市広報紙へヤングケアラー啓発を掲載する等の活動も行っている。

図表 4-8：名張市「ケアラー支援」のイメージ



地域全体で「ケアラー」を支援します

出所：広報なばり 2021/7-2号

3) 取組内容

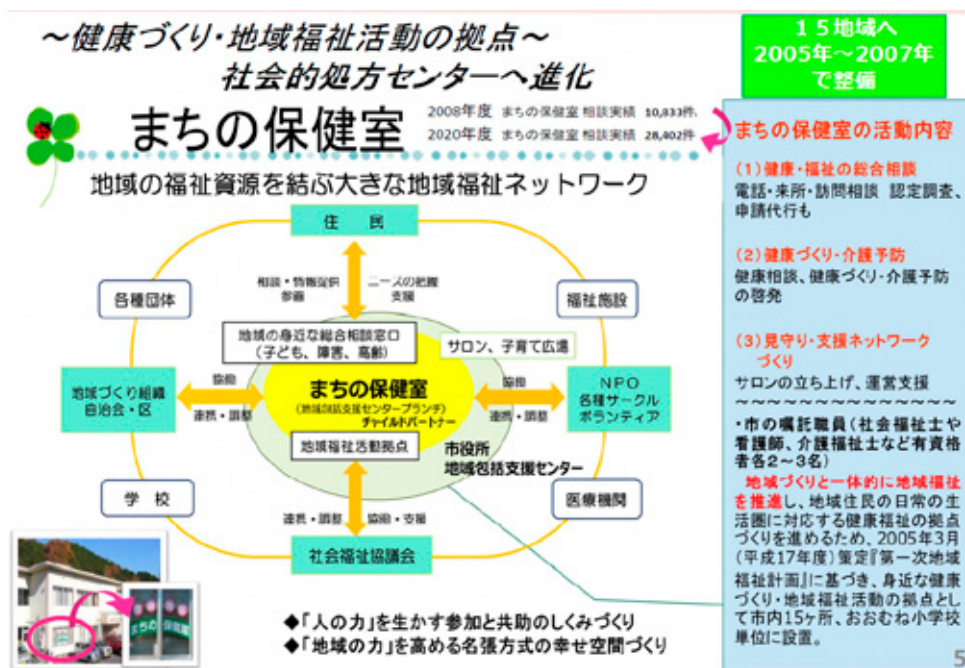
本節では、2022年度時点で実施が進められている取組について紹介する。

① 「まちの保健室」における相談窓口の設置

まちの保健室は子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として2005年から2007年にかけて市内15カ所に設置されている。地域包括支援センターのランチとして概ね小学校区単位で設置され、住民が日常生活の中で歩いて訪問できることが特徴である。まちの保健室には、市の嘱託職員であり看護師、社会福祉士、介護福祉士等の資格を持つ人が2～3人ずつ配置されている。市民センター内に設置されていることで、自然と地域住民との関わりが生まれている。

活動内容は「健康・福祉の総合相談」、「健康づくり・介護予防（地区担当の保健師と一緒に実施）」、「見守り・支援ネットワークづくり（民生・児童委員や地域づくり組織とともに実施）」であり、地域の夏祭りや子ども会にも参加することで地域の人と普段から顔見知りの関係を作っている。ケアラー支援についても、包括的支援の一環として、まちの保健室が相談窓口の機能を果たしている。

図表 4-9：まちの保健室の概要



出所：名張市提供資料

② ケアラーの集いの場の開設

市内の認知症カフェ（名張市認知症カフェ事業）では、認知症の方だけでなく、その家族に対する相談や支援も行っている。また、認知症の普及啓発や地域での支え合いの推進、レクリエーションや勉強会等を通じた交流機会も提供している。所管は地域包括支援センターである。

③ ヤングケアラーへの支援

ケアラーのうち特にヤングケアラーについては、ケアによって子どもの学習の権利や成長の機会が奪われることのないよう、実態調査の結果を踏まえ、「早期発見・福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進」、「子どもの見守り・居場所づくり」、「さまざまな相談や生活支援」、「広報啓発・研修」の4点について、これまでつくりあげてきた地域支援ネットワークも活用しながら計画・対応を進めている。

図表 4-10：ヤングケアラー支援の概要

類型	施策名等	内容
早期発見・福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進	地域福祉教育総合支援ネットワーク	複合的な課題を抱える家庭への包括的な相談・支援
	リンクワーカーの養成	ヤングケアラーの早期把握等に向けた人材育成・寄り添い伴走型支援
	学校における相談支援体制の拡充	教職員への研修・スクールソーシャルワーカー等との連携
子どもの見守り・居場所づくり	コミュニティ・スクール等と連携した見守り支援	地域との情報共有・連携・見守り支援の拡大
	子どもの居場所づくり	「ゆめづくり地域交付金」を活用した独自の教室やイベントの企画
	要支援対象児童等見守り強化事業	子ども食堂との連携・食事の提供等を通じた見守り支援
さまざまな相談や生活支援	ひとり親家庭支援	ひとり親家庭への就業支援、子育て・生活支援、経済的支援等
	不登校等の児童生徒への支援	不登校児童生徒への学習指導や体験を通じた指導
	要援護者等日常生活支援事業	ケアラーに対する有償ボランティアによる生活支援等
	SNS等を活用した子ども相談支援	SNS等を活用した子ども相談窓口の設置等
広報啓発・研修	—	—

出所：名張市提供資料を基に作成

コラム

名張市におけるケアラー支援の今後の展望

～名張市福祉子ども部医療福祉総務室へのヒアリングから～

名張市の地域福祉は行政主導ではなく、「主役は現場・地域の皆さん」という考え方があることが特徴である。市民が近隣市と合併しない道を選択したことを受け、「みんなで地域を支えて、行政はその取組を支援する」という考え方が浸透している。地域の人たちをどのように巻き込んでいるのかについては、行政が地域を巻き込むというよりも、市内の各地域が行政と協働して、相互に交流・情報共有する中で、ある地域の好事例を他の地域が参考にする等、自然と取組が広がってきたと感じている。

ケアラーは包括的な支援の取組における一つの課題という位置づけだが、その中でもヤングケアラー支援は学びや成長の機会の観点から特に重視している。教育と福祉の連携は難しいといわれるが、エリアディレクターの配置による連携体制を整備し、教員に研修をする中で情報も円滑に共有されるようになってきた。民生・児童委員からも会合の場で研修をしてほしいという要望も受ける等、地域の中でも支援の取組が広がっている。

名張市では、包括的な相談支援体制づくりを進めてきており、それを基盤としてケアラーや8050問題等、個別のニーズへのアプローチ・支援方法を検討している。今後名張市では益々高齢化が進むので、個別課題へのアプローチや支援につながりにくい方へのアプローチ、地域づくりを支えてきた方の高齢化による後継者の問題は喫緊の課題であり、引き続き検討する必要がある。また、ケアラー支援については、家庭内では当たり前と思われていることに対しアプローチしていく難しさがあり、民生・児童委員等地域の身近な方に関わってもらうことも重要である。リンクワーカーや有償ボランティア等の人材育成を進めるとともに、ケアラー支援単独ではなく、さまざまな日常生活の相談や生活支援、配食サービスといった接点も活かしながら対応していきたい。

(4) 兵庫県神戸市

1) 概要

人口 面積	1,525,152人（高齢化率 29.2%）（2020年10月1日現在） ³² 557.03 km ² （2022年10月1日現在） ³³
自治体概要	兵庫県南部に位置する指定都市。 神戸港を有する港町で、海と山が近距離に存在する。
所管部署	神戸市福祉局政策課
取組開始年度	2020年度
ケアラーの定義	こども・若者ケアラーの定義： 障がいや病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。 神戸市では20代も含めて、「こども・若者ケアラー」と呼んでいる ³⁸ 。
ケアラー支援の 取組概要	● こども・若者ケアラーへの支援の取組を、2020年度から実施している。 ● 2021年度にヤングケアラー支援マニュアルを作成したほか、全国初のこども・若者ケアラー専門の相談窓口の設置、交流と情報交換の場の運営、事例検討会議の開催等を実施している。 ● 2022年度、こどもケアラー世帯への訪問支援事業を開始している。

2) 取組開始のきっかけ・経緯

神戸市では2019年10月に、20代女性が介護していた認知症がある90歳の祖母を殺害した事件の判決が2020年9月に出たことをきっかけにヤングケアラー支援の取組を進めてきた。2020年11月には、福祉局・こども家庭局・健康局・教育委員会が参加する庁内プロジェクトチームを設置した。

関係機関・元こども・若者ケアラーの方等へのヒアリングを踏まえ、以下の方針を決定した。

- ①相談・支援窓口を設置すること。
- ②学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通してこども・若者ケアラーへの理解の促進を図ること。
- ③高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくりをすること。

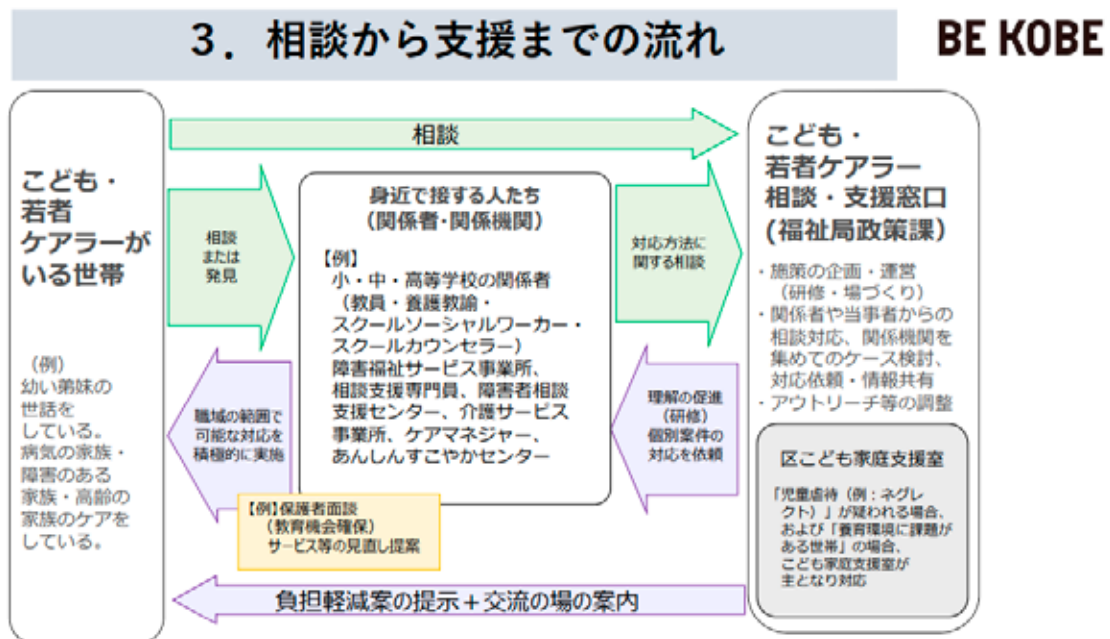
なお小・中学生には、子どもらしく過ごせる場として市内団体が実施する「こどもの居場所（「食事の提供」や「学習支援」等を実施）」を紹介している。また、2021年3月には市民向けセミナーを開催した。

2021年度には専門組織として、神戸市福祉局政策課内に「こども・若者ケアラー支援担当」を設置した。その後、啓発のためマニュアル策定・職員向け研修を実施するとともに、アセスメントシート、チェックシートを作成した。マニュアルには図表のとおり、「相談から支援」までの関係機関の連携を掲載している。2022年5月にはマニュアルを「市民のみなさまに知っていただきたいこども・若者ケアラー（ヤングケアラー）のこと」「神戸市 こども・若者ケアラー支援関係者（福祉・教育・医療）用マニュアル」の2部編成に改訂した。

38 神戸市「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）の方の相談窓口」

https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono_carer.html（2023年1月24日確認）

図表 4-11：「相談から支援までの流れ」

出所：神戸市福祉局政策課³⁹

39 神戸市福祉局政策課「神戸市における子ども・若者ケアラーへの支援の取り組み」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/documents/02_shiryou2-yoshimurainsetumeishiryo1108.pdf
 （2023年1月24日確認）

図表 4-12：アセスメントシートの一部⁴⁰

神戸市こども・若者ケアラー相談・支援窓口 アセスメントシート

【様式4-1】

1-4. 家族・家庭環境（ケアの背景要因・ケアの状況）

1) ☐ 介護・介助が必要な家族がいる（	）
2) ☐ 障がいを持つ家族がいる（	）
3) ☐ 疾病、依存傾向を有する家族がいる（	）
4) ☐ 未就学・小学低学年などの幼い子どもがいる（	）
5) ☐ 日本語が十分理解できない家族がいる（	）
6) ☐ 一人親・共働きで親が忙しくしている（	）
7) ☐ 生活保護・生活困窮など経済的に苦しい環境（	）
8) ☐ その他（ケアの具体的な内容など）	）

1-5. 家族へのケアに費やしている頻度・期間・内容

1) 時間数（平日）	☐ 1H未満	☐ 1～3H	☐ 3H～5H	☐ 5H～7H	☐ 7H以上
（休日）	☐ 1H未満	☐ 1～3H	☐ 3H～5H	☐ 5H～7H	☐ 8H以上
2) 回数（1週間）	☐ 1～2日 ☐ 3～5日 ☐ 毎日 ☐ その他（ ）				
3) 家族等へのケアの期間（いつ頃から関わっているのか）					
☐ 小学校（入学前・低学年・高学年） ☐ 中学生 ☐ 高校生 ☐ 大学生 ☐ その他（ ）					
4) 現在のケアの内容・種類					
☐ 掃除・洗濯・買い物などの家事援助（ ）					
☐ 幼い子どもの見守りや送迎					
☐ 入浴やトイレ介助などの身体的な介護や介助（ ）					
☐ 家計支援のためのアルバイトなど（ ）					
☐ ケアを要する家族の見守り、話し相手（ ）					
☐ ケアを要する家族の感情面のサポート（ ）					
☐ 日本語の理解が難しい・または障害等のある家族の通訳やコミュニケーションの補助					
☐ その他（気になる状況について）：					

アセスメントシート・課題整理【本来守られるべき「こども・若者の権利」が守られているか】

2-1. 健康に生きる権利

1) ☐ 必要な通院・受診ができていない（	）
2) ☐ 身体的症状などの問題がある（	）
3) ☐ 精神的症状などの問題がある（	）
4) ☐ 栄養面などに問題がある（	）
5) ☐ 衛生面などに問題がある（	）
6) ☐ その他（	）

市内連絡体制の強化のため「こども・若者ケアラー支援連絡会」を設置するとともに、外部のアドバイザーを招き定期的な事例検討会議を実施した。また、こども・若者ケアラーの交流と情報交換の場『ふうのひろば』を設置した。

また神戸市のウェブサイトには、市内高校生が制作した「決してあなたは一人じゃない」と題した啓発動画を公開している。

40 5枚つづりのアセスメントシートのうち、一部を抜粋して掲載。本アセスメントシートの項目を使用の際は、出典として神戸市アセスメントシートであることを明記すること。

3) 取組内容

本節では、2022年度時点で実施が進められている取組について紹介する。

①相談窓口設置

2021年6月に、全国の自治体で初の専門相談窓口を開設した。

「こども・若者ケアラーの相談・支援窓口」では、こども・若者ケアラー当事者や、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へつなげている。

図表 4-13：「こども・若者ケアラーの相談・支援窓口」の概要

設置場所	神戸市立総合福祉センター内
受付時間	平日 9 時～17 時（土日祝日・年末年始除く）
受付方法	電話、Eメール、来所
担当者	配置相談員：4 名（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師など） 管理職：課長・係長は福祉専門職で、介護保険課、障害者支援課、障害者更生相談所も兼務
対応業務	相談への対応、相談ケースに応じた支援方針や支援計画の検討・決定 介護保険サービスや障害福祉サービス等の公的サービスの活用に向けた調整、家族に対するアプローチ、学校等における見守り、寄り添い ケアラー同士の交流・情報交換のための居場所づくり

出所：神戸市ウェブサイト⁴¹

設置から1年半経った2022年11月末時点で、相談窓口を通じて251件の相談を受けた。うち、匿名や市外からの連絡などを除いた102件について支援を実施した。支援の対象となった当事者の内訳は、小学生24人、中学生36人、高校生19人、大学生・大学院生9人、社会人14人であり、小中学生のケースが半数以上を占めた。

この相談窓口への、本人からの相談はわずか7%で、学校などの関係機関からが約77%を占めた。また、家族の世話を当たり前と認識していたり、他人を家に入れたくないなどの理由により、53件では本人や家族と面会できなかったことから、直接の支援が難しい課題も明らかになった。

41 神戸市「こども・若者ケアラーの相談・支援窓口を設置します」

https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamonocarer_press.html（2023年1月24日確認）

②ケアラーの交流と情報交換の場

こども・若者ケアラー同士が交流・情報交換ができる場『ふうのひろば』を2021年10月に開設し、毎月第2土曜日に、神戸市青少年会館にて開催している。

所管課は福祉局政策課で、「こども・若者ケアラー当事者の交流・情報交換の場づくり事業」にて選定された事業者に委託しており、神戸市内に在住または在勤、在学中の概ね16～30歳のこども・若者ケアラーが対象となる。参加希望者は委託先の特定非営利活動法人こうべユースネットに申し込むことができる。

③こどもケアラー世帯への訪問支援事業

2022年8月より、18歳未満のこどもケアラーがいる世帯を対象に、ヘルパーを派遣する「こどもケアラー世帯への訪問支援事業」を開始した。こどもケアラーの負担軽減のための家事や育児の支援などを行う。派遣期間は原則3カ月以内で料金は無料である。こども・若者ケアラー相談・支援窓口や区の保健福祉課（こども家庭支援室）に相談のあった中から、市が支援の必要性を判断し、ヘルパーを派遣している。

図表 4-14：「こどもケアラー世帯への訪問支援事業」の主な援助内容

実施できる援助の例	実施できない援助の例
食事の準備及び後片付け 衣類の洗濯、補修 居室等の清掃、整理整頓 生活必需品の買い物 家庭の児童の世話 育児環境の整備	特別な家事の援助 （大掃除・衣替え等） 医療行為 等

出所：神戸市ウェブサイト⁴²

④民間事業者との連携

2022年度には、介護事業を展開する民間事業者が行う、ケアラーのための「レスパイト（息抜き）支援」「中間的就労（就労訓練）支援」「奨学金支援」とも連携している。

42 神戸市「最終更新日：2022年7月19日こどもケアラー世帯への訪問支援事業の開始」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/552553991648.html>（2023年1月24日確認）

3. 支援団体の取組動向

(1) 北海道 社会福祉法人栗山町社会福祉協議会

1) 概要

団体概要	社会福祉法人 栗山町社会福祉協議会 所在地：栗山町朝日4丁目9番地36 栗山町総合福祉センター「しゃるる」内 職員数：事務局19人 ⁴³
所在市区町村の人口・面積	11,272人（高齢化率41.2%）（2020年10月1日現在） ³² 203.93 km ² （2022年10月1日現在） ³³
ケアラー支援の取組概要	2010年度における実態調査の実施以降、ケアラー支援 ⁴⁴ を社会福祉協議会の重点事業と位置付け、ケアラーズカフェの運営のほか、ケアラー支援専門員による相談対応等を実施。町内悉皆のケアラー実態調査も実施。
取組開始年度	2010年度
支援対象	栗山町全域のケアラー世帯や高齢者世帯約580世帯に「いのちのバトン」を配布し、電話相談を行う等の重点的な支援を実施している。

43 栗山町「社会福祉協議会 法人組織図」

<http://kuriyama-shakyo.or.jp/info/002.html>（2023年1月24日確認）

44 栗山町社会福祉協議会「栗山町社会福祉協議会ケアラー支援事業」

<https://kuriyama-carer.jimdofree.com>（2023年1月24日確認）

2) 取組開始のきっかけ・経緯

2010年9月に東京の現・一般社団法人日本ケアラー連盟からの協力依頼に応える形で実施した全世帯調査の結果を受け、以後、社協活動の重点事業にケアラーへの支援を置いている。

2010年当時の調査では、ケアラーが全世帯の15%に存在することが分かり、ケアラーズカフェのオープンや在宅サポーターを採用した訪問活動、いのちのバトンやケアラー手帳の配布などを実施した。

その後、ケアラー支援の取組を継続する中で、2020年度に独立行政法人福祉医療機構「社会福祉振興助成事業「カフェから発信するケアラー支援と包括的生活支援体制基盤整備事業」を受託した。同年4月からは同事業内で、気軽に相談できるケアラー支援専門員「スマイルサポーター」が相談対応を開始した。

さらに、上記事業の中で、栗山町に暮らす全世帯を対象としたアンケート調査を実施したところ、ケアラーに該当する人が19%、ケアを要する家族を気づかう「気づかいケアラー」が15%おり、計34%が誰かのケアをしていることが確認された⁴⁵。

図表 4-15：栗山町社会福祉協議会が実施したケアラー調査の概要⁴⁶

調査名	地域における支えあいの可能性とケアをする人の生活に関する調査
実施時期	2020年11月～2020年12月
調査目的	地域における支えあいの可能性とケアをする人（ケアラー）の生活に関して、現状やニーズ、課題等を把握し、住みやすい地域づくりのための支援体制の構築や新たな制度を考えるための基礎資料とすること
協力	栗山町・北海道科学大学
対象・方法	郵送による町全世帯調査
調査結果	● 回答者は、60代以上の一人暮らしや高齢夫婦世帯が多かった。 ● ケアラーの割合が19%、気づかいケアラー⁴⁷が15%と、回答者の34%の方が誰かをケアしている結果であった。 ● ケアをしている相手の続柄は実母が多く、次いで配偶者であった。 ● ケアラーの3割近くがサービスを使っていないと回答した。

45 栗山町社会福祉協議会「地域における支えあいの可能性とケアをする人の生活に関する調査」

<https://kuriyama-carer.jimdofree.com/>

%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E8%AA%BF%E6%9F%BB/

(2023年1月24日確認)

46 配布者数 5,561件、回収数 1,455件（有効回収数 1,442件）回収率 26%

47 気づかいケアラーとは、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のうち、気づかいのみをしている方をいう。

3) 取組内容

本節では、2022年度時点で実施が進められている取組について紹介する。

①ケアラーの集いの場運営、家族介護者交流会の開催

栗山町いきいき交流プラザにて、ケアラーズカフェ「^{ほほえみ}サンタの笑顔」を指定管理で運営している。支える側も支えられる側も自由に集まり交流する地域の「たまり場」となっており、ケアラーにとっては、いざというときに相談できる場としての安心感や不安の解消につながっている。また、「サンタの笑顔」にて、毎月第4火曜日に家族介護者交流会⁴⁸を開催している。

図表 4-16：ケアラーズカフェ「サンタの笑顔」



出所：栗山町ウェブサイト⁴⁹

②支援組織・人材

「サンタの笑顔」に、介護経験者であるケアラー支援専門員2名(通称:スマイルサポーター)を配置している。スマイルサポーター自身は福祉の専門職ではないため、必要に応じて他機関と連携してケアラー支援にあたっている。カフェでの休息時に小さなことでも相談できる安心を加えることで、ケアラーの不安や負担の軽減につなげている。親や配偶者の介護や介護保険制度等の福祉サービス、あるいは近所の方を心配する相談、日常生活の過ごし方等、さまざまな相談に応じている。

スマイルサポーターのほかに、ボランティアで独居高齢者の自宅に訪問して見守りを行う等の活動を行う「ケアラーサポーター」が存在し、現在15名程度が登録している。

③電話相談・出張相談窓口

2021年5月から電話による相談ダイヤルを開設している。また、カフェまでは遠くて来られない方のため、2021年6月より出張相談にも対応している。スマイルサポーターによる相談は、月・水・金(午前)の電話相談に加えて、月数回の公民館等での出張相談を実施している。

相談実績は、2021年3月末時点で、カフェの来所相談が延べ29名、出張相談延べ12名、電話相談延べ25名となっている。

48 栗山町社会福祉協議会「介護者交流会」

<https://kuriyama-carer.jimdofree.com/%E3%82%A4%E3%83%99%E3%83%B3%E3%83%88/>
(2023年1月24日確認)

49 栗山町「ケアラー支援の活動紹介」

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/43/14330.html> (2023年1月24日確認)

④いのちのバトン配布、配布世帯へ電話連絡・訪問

ケアラー世帯や高齢者世帯に、急病など緊急時、病気やかかりつけ医師、連絡先を記入した安心カードをバトンの中に入れて冷蔵庫に保管する「いのちのバトン」という取組を2010年より行っている。救急隊が自宅に駆けつけたときに、冷蔵庫の中にある「いのちのバトン」を確認することで、すみやかな緊急対応ができる仕組みで、現在約580世帯に配布している。

2020年5月～2020年7月は、コロナ禍でカフェ運営・集いの場が十分に実施できない中で、安心を届けるため配布世帯に電話連絡し安否確認や、不安や悩みごとの相談に応じた。

社協には、独居高齢者に関する情報等があるわけではないため、「いのちのバトン」を通じて得られた情報を社協として管理して、適宜ケアラーサポーターが訪問を行っている。半年から1年ごとに基礎疾患等の情報の更新も必要になるため、その依頼も兼ねて訪問している。心配な様子があれば、地域包括支援センターに連携している。

⑤啓発

ケアラー支援専門員が介護事業所連絡会議や地域の集会、高校等に出向き、ケアラー支援の必要性や各種事業の周知などの情報発信をしている。

2021年3月には、栗山町ボランティア連絡協議会、栗山町老人クラブ連合会とともに、ケアラー支援学習会を開催した。家族を介護した経験を持つ方や、現在介護を行っている人を中心に76名が参加した。当協議会が実施したケアラー支援に関するアンケート調査の結果を報告したほか、ケアラー支援専門員「スマイルサポーター」の2人が活動報告を実施した。また、栗山町ケアラー支援推進協議会委員より「ケアラーを地域で支えるために」をテーマに講演いただいた。

⑥有償ボランティア

ケアラーを含め、日常生活での困りごとや手伝いを必要とする人への支援を目的として、2022年4月から有償ボランティア制度の運用を開始した。現在は栗山町内の2つの町内会単位でモデル運用をしており、町内会の役員が利用者と支援者のマッチングをしている。支援内容としては、介護保険サービスを受けられない方に対して、生活支援サービスを補完することを目的としている。10分100円程度の金額かつ1回30分程度の時間で、照明器具の取り換えや買い物代行等のサービスを行っている。民間の事業者と競合しないような内容になるよう留意している。

4) 自治体との連携状況

栗山町は昔から「福祉のまちづくり」を推進してきた自治体である。1989年に町立の介護福祉士養成学校を立ち上げたことが高齢者福祉に取り組むきっかけとなり、介護保険制度創設以前から福祉サービスの充実に努めてきた。そのような素地がある中で、ケアラー支援について社協が主体的に取り組み始め、町は後方支援の役割を担ってきた。

2019年3月には、社協が中心となり栗山町ケアラー支援推進協議会を立ち上げた。ケアラー支援事業を進めるため、行政や老人クラブ、ボランティア団体、民生児童委員、介護事業所、地域包括支援センターとの連携を深め、かつ事業推進にあたっての意見交換を目的として、2021年3月までに計6回開催した。

2010年度 of 取組開始から約10年が経ち、社協単独でケアラーの支援を続けてきたが、行政や関係機関、関係団体との連携を強化することで、より包括的な支援につなげられる支援拠点や推進体制の整備に踏み出すこととした。2021年4月の栗山町ケアラー支援条例の施行を機に、栗山町との連携を進める機運が醸成された。町が「栗山町ケアラー支援推進協議会」を設置・主催し、12月に「栗山町ケアラー支援推進計画」が策定された。

現在は、スマイルサポーターが受ける相談のうち、相談の内容によっては地域包括支援センターや介護支援事業所につないでいる。また、栗山町のウェブサイトにて、栗山町社会福祉協議会の連絡先を掲載している。このように、行政とも連携・役割分担をしながら、ケアラー支援に取り組んでいる。

なお、前述のケアラーサポーターによる戸別訪問にあたっては、地域包括支援センターから個人情報の提供を受けている。

5) 今後の展望

これまでの取組内容を踏まえ、今後は以下の点に注力して取組を推進していく方針である。

①ケアラズカフェを中心としたケアラー支援の強化

スマイルサポーター、ケアラーサポーターとの協働にあたり、社協として多様な情報を持つておく必要がある。また、サポーター自身は支援の専門家ではなく必要に応じて関係機関につなぐ役割を果たしているが、社協としては専門知識を有する人材の配置等により、機能を補完していく方向性で検討を行っている。

加えて、ケアラズカフェの運用について、現在は社協職員がカフェを運営しているが、理想的にはボランティアにも運営に関わってもらいながら、地域の中での支え合いの居場所となることを目指している。

②重層的支援体制整備事業の活用

ケアラー支援については、地域包括支援の一部に位置付ける方向で検討を進めている。社協ではケアラー支援拠点の準備室のような位置付けでケアラー支援室を設置しているところであるが、今後の地域包括支援センターや重層的支援体制整備のあり方と合わせて、ケアラー支援のあり方についても検討していく。

③地域のサロン・カフェの充実

町内会単位で行っているサロン・カフェがあり、それをさらに増やしていく意向である。ケアラー支援においては、地域で地域の支え合いの輪を作っていく、サロンを増やしていくことが重要と考えている。社協としては、「地域の課題は地域の中で対応できる」ような地域社会づくりを目指している一方で、地域の中ではなかなか打ち明けられない問題もある。ケアラーが抱える悩みは隣近所には相談できない性質があるため、ケアラーサポーターが訪問する際にも、サポーター自身が住んでいる地域の家庭には訪問しないよう配慮している。

現在、栗山町の中部、南部で既にカフェが開催されているところであるが、「サンタの笑顔」以外は地域住民や団体に運営をお願いしている。カフェ運営については、町から財政支援があり、社協が運営をサポートしている。今後、このようなサロン・カフェが全町的に開催されることを目指している。

(2) 東京都 社会福祉法人昭島市社会福祉協議会

1) 概要

団体概要	社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会 所在地：昭島市昭和町4丁目7番1号（昭島市保健福祉センター 2階） 職員数：25名
所在市区町村の人口・面積	113,949人（高齢化率26.6%）（2020年10月1日現在） ³² 17.34km ² （2022年4月1日現在） ³³
ケアラー支援の取組概要	介護者の会及び男性介護者学習会・交流会を実施している。
取組開始年度	2007年度
支援対象	昭島市全域の家族介護者、介護経験者

2) 取組開始のきっかけ・経緯

2007年に介護者の会が発足した。当時、成年後見制度や権利擁護事業に関連する部署が社協内に設置され、認知症のことを話せる場所として認知症支援連絡協議会を立ち上げた。市の高齢者担当、民生・児童委員、地域包括支援センター、NPO法人等がそれぞれの取組の共有やイベントの企画を行うようになり、合わせて介護者の会も始めた。当初は誰でも参加できる会とすることを企図しており、認知症支援連絡協議会に参加する民生委員や地域包括支援センターの職員に対して、地域の介護者に対する周知を依頼する際に参加者の感想や発言をまとめた内容をチラシに掲載して配布した。一時期参加者が増えないこともあったが、会を継続していく中で地域包括支援センターからの紹介もあり、参加者も徐々に増えていった。

男女が混在していると、男性は女性に圧倒されて話しづらい様子があったため、男性は別に開催するようにした。また、ただ話をするのではなく、目的があった方が参加しやすくなると考えられたため、会の名称は「男性介護者学習会・交流会」とした。現在では学習という目的にとらわれず、介護者同士で自発的に悩みや質問を共有できる場になってきている。

また、男性介護者学習会・交流会を続ける中で、自身の介護を振り返り、妻を亡くして心に悩みを抱えている人が一定数見られるようになり、新たに「グリーフと向き合う会」を立ち上げた。市内の教会牧師を交えて会話ができる機会を用意している。

3) 取組内容

以下の会をすべて昭島市社会福祉協議会内で実施している。それぞれの会において、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターが同席しており、参加者の話を聞く中で、個々にお話を伺い、情報提供をしている。

①介護者の会

家族の介護をしている方、または過去に介護をされていた方を対象としている。月1回、同じ立場の方々同士が集まりお茶を飲みながら交流することができる。同じ経験をしたからこそ言える悩みや愚痴を、お互いの経験をもとに安心して意見交換できる場となっている。

②男性介護者の会（男性介護者学習会・交流会）⁵⁰

上記「介護者の会」の男性のみを対象としたものである。同じ立場の参加者同士が集まり、男性ならではの視点で、日々の困りごとや心配なこと、工夫していることを話せる場となっている。話をするだけでなく、料理教室や手打ちそば体験、認知症や成年後見制度の勉強会、施設見学や介護保険制度の勉強会を実施したこともある。

③グリーフ（深い悲しみ）と向き合う会

介護をされ、大切な方を亡くされた方を対象としている。月1回、市内の教会牧師と会話できる場を提供している。

図表 4-17：昭島市社会福祉協議会による広報

昭島社協では、毎月、家族介護者の会や男性介護者交流会などの当事者の会を開催しています。同じ立場の方々とお話してみませんか。	
▽場所	あいばつく
▽問合せ	社協 地域支援係
【介護者の会】	
▽日時	毎月第2火曜日 13時30分～15時
▽対象	ご家族の介護をされている方、また過去に介護をされていた方
【男性介護者交流会・学習会】	
▽日時	毎月第1金曜日 13時30分～15時
▽対象	ご家族の介護をされている、過去に介護をされていた男性
【グリーフ（深い悲しみ）と向き合う会】	
▽日時	毎月第3火曜日 13時30分～15時
▽対象	介護の経験があるなしにかかわらず、大切な人を亡くされた方

出所：昭島市社会福祉協議会だより「ふれあい」（2021年9月15日号）

50 図表 4-17 の「男性介護者交流会・学習会」と同じものを指している。

4) 自治体との連携状況

前述の①から③の会の運営については、社協が主体となっている。昭島市内の5つの地域包括支援センターは、月ごとに順番で介護者の会へ同席することに加えて、各地域での参加希望者に同行して参加を行うことがある。また、地域包括支援センターの職員は、参加者からの相談を踏まえ、介護サービスが必要と考えられる場合には適宜紹介している。

日常的に連携しているのは、生活支援コーディネーターを所管している介護福祉課や、地域福祉コーディネーターを所管している福祉総務課である。

会の実施にあたっては、社協で作成したチラシを市の担当課で配布している。

5) 今後の展望

男性介護者の会は、コロナ禍以前では年に1回程度、外出を含むイベントを実施しており、参加者と近くの介護施設見学等を実施していた。以前、都内他地域の男性介護者の会を訪問し、その会の参加者が別の介護者の自宅で手伝いをする様子などを伺った。そのような経験を踏まえ、昭島市の男性介護者の会についても、お互いに助け合えるような取組に発展することを期待している。

なお、市内には市民が立ち上げた104カ所のサロンがあり、社協では運営支援をしている。高齢、異世代、子育て世代、認知症等の対象者ごとに、趣味や学びに特化したサロンが開催されている。サロンの運営支援は、2013年にスタートし、現在は99ある自治会と同数程度のサロンが運営されている状況である。コロナ禍でサロンが開催できなくなり、参加者が家にこもりがちになる時期もあったが、サロンの運営者が自発的に参加者に電話や手紙で声かけするケースも見られたことから、地域の力を実感しているところである。

社会福祉協議会としては、地域における助け合いの素地を活かした支援を今後も検討していく考えである。

(3) NPO 法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン

1) 概要

団体概要	NPO法人 介護者サポートネットワークセンター・アラジン 所在地：東京都新宿区新宿1丁目24-7 ルネ御苑プラザ5階513号室 人数：27名（うちケアラズカフェ関係業務従事者は10名程度） 事業内容： 介護者及び介護家族支援に関する以下の事業を実施している。訪問・電話による相談・援助、人材養成、交流の場づくりと運営支援及びネットワーク、研修・講演会等の開催、調査研究等。
ケアラー支援の取組概要	ケアラー向け、ケアラー支援者向け、自治体等向け等、多角的にケアラー支援に関する事業活動に取り組んでいる。
取組開始年度	2001年度
支援対象	主に都内のケアラー及びケアラー支援者

2) 取組開始のきっかけ・経緯⁵¹

2001年度から取組を開始し、2004年に特定非営利活動法人の認証を取得した。

2005年には、介護者の会ネットワーク会議が中心となり、「市民発！介護なんでも文化祭」を開催した。介護者自身が自分たちの目線で展示、相談、セミナー等を実施した。以後年1回開催している。2005年以降は杉並区等の自治体との協働で、地域における介護者支援の取組を進めていった。

2010年に、全国の介護者支援を行っている団体や個人が集まり情報交換会を実施した。その後、この会は2014年の全国介護者支援団体連合会の設立に結実した。

2012年4月～2014年12月に、杉並区阿佐谷に「ケアラズカフェ&ダイニングアラジン」を開設していた。従来、介護者の会は月1回しか開催されず、参加者が都合を合わせて参加するのが難しい状況があったことを踏まえ、従来と異なる常設型スペースとして運営している点が特徴的であった。

その後、現在まで都内各地でケアラズカフェの立ち上げ支援等を実施している。なお、従来は店舗型のカフェが中心であったが、一部の地域では、民家の空きスペースを活用した「住み開き型」カフェの形態等でも展開されている。

51 参加型システム研究所「介護者サポートネットワークセンター・アラジンの活動紹介」

<http://www.systemken.org/pdf/s95b.pdf>（2023年1月24日確認）

図表 4-18：ケアラズカフェの様子（左が「店舗型」、右が「住み開き型」）

出所：アラジンウェブサイト⁵²

3) 取組内容

①ケアラー向けの取組

ケアラー向けの取組内容としては、ケアラーが悩みごとを相談したり、ケアラー同士で共感、共有したりできる場を提供し、多様な方法でケアラーを支えている。

相談事業としては、2つの事業を運営している。一つは、介護者のための相談電話「心のオアシス」であり、誰かに話を聞いてほしい、相談したいときに相談できる電話窓口を設置している。もう一つは、介護者のための訪問相談「ケアフレンド」（首都圏限定）であり、ケアフレンドが自宅や近くの喫茶店などに出向き、じっくりと話を聞いてもらうことができる相談である。アラジンが主催する介護者の集いとしては、「介護者サロン」において、地域を越えて、同じ立場の人とつながり、介護についての不安や悩みを語り、共感、共有する場を提供している。独身で実父母を介護する人を対象とした「娘サロン」・「息子サロン」のように、ケアラーの属性ごとの集いの場も開催している。そのほかにも、地域ごとの「介護者の会」として身近な地域で介護者が集まって話したり、地域の情報を交換する場を用意している。アラジンが立ち上げを支援した会のほか、地域で立ち上がった会もある。

②ケアラー支援者向けの取組

ケアラー支援者向けの取組内容としては、ケアラー支援に求められる知識や心構え、スキル等の養成研修や、ケアラー支援者同士のネットワーク形成支援を行っている。

ケアラー支援に求められるスキルの養成については、サポーター養成講座を実施している。介護者のための電話相談である「聴き手ボランティア」の養成、介護者を訪問し、気持ちに寄り添う「ケアフレンド」の養成、介護者同士が集う「介護者の会」の支援者養成等の介護者支援ボランティアである「介護者サポーター」を養成する講座がある。また、「介護者サポーター」であるボランティアのフォローアップのための研修も実施している。

ケアラー支援者同士のネットワーク形成支援については、「介護者の会ネットワーク会議」として、主に首都圏の介護者の会のリーダーが集まり、交流・情報、課題の共有、意見交換を行う場を提供している。

52 介護者サポートネットワークセンター・アラジン「業務内容」

<https://arajin-care.net/service/>（2023年1月24日確認）

③自治体・住民グループ向けの取組

市区町村自治体との協働・委託事業としてさまざまなインフォーマルな地域資源づくりの支援を行っている。その他、カフェづくり（ネットワークを含め）等のコンサルティング等も実施している。

住民の人材づくりとして、次のような事業を実施している。「介護者の会」の立ち上げ及びその会を支援する住民の人材づくりを地域包括支援センターと協働して行っており、2005年以降、杉並区、練馬区、港区、目黒区、豊島区、府中市、新宿区、狛江市等での支援実績がある。そのほかにも、「ケアラズカフェ」や「認知症カフェ」の立ち上げと運営する人材づくり、また、まちづくりの一環として、認知症の人や家族に有益な情報を盛り込んだ「地域資源マップ」をモデルとして作成し、そのプロセスを啓発している。

4) 行政との関わり

上記のとおり、積極的に自治体と協働しながら、地域づくり（地域活動を行う人材育成も含め）を支援している。

コラム

ケアラーズカフェ運営・継続のポイント

～ NPO法人アラジンへのヒアリングから～

ケアラーズカフェは「ここに来れば情報がある、相談ができる」という目印のような場所であるべきであり、各自治体に地域住民が集えるオープンな場ができることが理想である。たとえば、アラジンが立ち上げ・支援を行うケアラーズカフェには元ケアラーの方がコーディネーターとして参加するケースが多く、直接本人に対してアセスメントを行うわけではないが、本人の様子等を観察しながら、ガイド役として、現在の状況や必要な支援を検討している。また、特定の参加者に進行が委ねられてうまくいかないケースもあるため、当事者のみの場にならないよう留意することが重要である。そこで、コーディネーターを配置することで、スムーズに会が運営できるようになる。コーディネーターの中には、地域の専門職からも非常に頼りにされており、事例の相談を受けるような方も存在する。

運営面では、スタッフ、予算、場所の確保が課題となっており、今後、自治体の予算等を活用した運営支援策の充実に期待している。開催場所について、特に東京23区内での確保は金銭的に難しいが、ケアラー本人の参加しやすさや支援へのつなぎやすさを踏まえると、立地としては、地域包括支援センターや病院の近くで、利便性の高いエリアに設置することが理想である。また、コーディネーターについても、ボランティアとして活動されている方が大半である。このような状況もあり、前述の「住み開き型」ケアラーズカフェについては、オーナーが地域の方と関わることで孤独死対策になり、地域の人にとっても居心地よく集まれる場所にもなり、ケアラー支援を行いたい人が活動できる場にもなる、三方良しの取組として推奨している。

第5章

提言

第5章 提言

本章ではこれまでの各章での調査研究内容を踏まえた提言を記す。まず、ケアラー支援の必要性を改めて確認した上で、アンケート調査やヒアリングから明らかになったケアラー及びケアラー支援の現状と課題を踏まえた支援の視点を整理する。続いて、ケアラー支援への取組体制は自治体によって多様なあり方が考えられることから、複数の類型を示す。そして、ケアラー支援の具体的取組について、その実施概要と効果的な取組とするための要点について記すこととする。

1. ケアラー支援の必要性について

第2章で述べたとおり、高齢者の増加等によりケアを必要する人が増えている一方で、核家族化や単身世帯の増加といった世帯構造にも変化が生じている。このような中で、心身の不調を抱える人の介護や看病、世話を行うケアラーは、多くの人がある立場になり得る可能性があり身近な課題であるといえる。昼夜を問わずケアを行うために十分な休息が取れない、ケアの大変さや悩みを誰にも相談できず一人で抱え込んでしまう等負担が重なった結果、ケアラー自身の心身の健康が損なわれ、仕事や学業にも支障が出る可能性がある。特にヤングケアラーは、ケアによる過度な負担により生活のリズムが乱れる、学校を欠席する、心身に不調をきたす等、子どもの権利侵害につながる恐れがあり、また進学や就職等将来にわたる影響も懸念される。家族等をケアすることは大事なことであり一方で、ケアラーの心身の健康維持や子どもの権利擁護の観点から、さまざまな負担を抱えているケアラーに対して多様な支援を行うことが必要であるといえる。

家族による介護負担が過度に大きくなったり、周囲に相談することができずに孤立したりした結果、介護する側が介護の対象者を殺害する、あるいは介護を要する人へ虐待をするといった痛ましい事件も起きている。ケアラー支援により心身の負担を軽減することは、こうした事件を予防することにもつながると考える。

ケアを行う理由は、個人でみるとケアを必要とする人の様相により高齢・認知症・障害・病気等多様である。また、世帯でみると8050問題や経済的な困窮等の複合的な課題を抱えていることも少なくない。特に、ヤングケアラーについては、18歳までは児童福祉部門が担当となるが、18歳以降もケアが続くことがあり、その後も関係機関の継続的な関わりが求められる点も留意する必要がある。従ってケアラー支援にあたっては、複合的な課題に対して自治体内の複数の部署や他機関とも連携して継続的な支援体制を整備することが求められる。政府は「地域共生社会」として、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指す方向性を示している。そして、その実現を目指すための体制整備事業として、2021年4月から市町村による任意事業として「重層的支援体制整備事業」が開始されており、一

部の自治体においてはこの枠組みの中でケアラー支援を行っている事例もある。ケアラー支援は地域共生社会の実現にもつながるものであり、地域の多様な主体をつなぐハブとして、自治体が果たすべき役割は大きいといえる。

2. ケアラー及びケアラー支援の現状と課題を踏まえた支援の視点

(1) ケアラーの現状

ケアラー支援において、以下のようなケアラーの置かれた状況や状態像を踏まえた上で、寄り添い型の支援によるニーズをくみ取る必要があると考えられる。

①自身がケアラーであるという自覚を持ちづらい

成人のケアラーの場合、ケアをしている自覚はあっても行政等の主たる支援対象は、あくまでケアを必要とする人であるため、ケアラー自身が何かの支援を受ける対象となり得るとは思っていない場合がある。

ヤングケアラーは、自身の家庭環境を当たり前のものと受け止め、本来大人が担うような責任のあるケアをしている自覚を持ちづらいことが指摘されている。従って成人のケアラー以上に、周囲の大人が気づき、本人や家族の意向を確認した上で必要な支援につなぐことが必要となる。

②継続的な支援につながることが難しい

自身がケアラーに該当するという自覚がありケアに負担を感じていても、継続的な支援につながるのが難しいことも少なくない。

例えば、ケアラー自身が「家族の状況について知られたくない」「相談するほどのことではないのではないか」といった理由から相談窓口を利用することをためらう場合がある。それ以外にも、長時間に及ぶケアに加え、仕事や学業との両立で多忙のため、相談窓口を訪れる時間を確保することが難しい人もいるだろう。ケアラーアンケート調査結果において、自治体・NPO等によるケアラー支援施策について「知っているが参加／利用したことがない」(45.4%)と回答した人にその理由を聞いたところ、最も高かったのは「参加／利用する時間がないため」(39.0%)であった。また、回答者の35.2%が自治体・NPO等によるケアラー支援施策について「知らなかった」と回答していることから、こうした支援策が十分に知られていないという課題もあると推察される。

さらに、行政の窓口相談に行っても1回では終わらず、複数の部署を訪ねなければならぬ等の状況に疲弊し相談をやめてしまう、あるいは介護関係の支援機関がケアプランを作成する際に、法制度上の課題もあり、家族にケアを行うことができる人がいる際にはそれを前提にケアプランを作成する場合があることから、相談に行っても負担が軽減されないといった声も聞かれる。ケアラー調査においてもケアについて誰かに相談したことがない理由として最も高かったのが「相談しても状況が変わると思わないため」(30.9%)であり、あきらめの気持ちを持っている人が一定数いることがうかがわれる。

さらに、ヤングケアラーの場合には、自ら申し出て支援につながることは一層難しい。子ども本人が行政の窓口等を調べて自ら相談に行くことは現実的には考えづらく、また「相談したら家族に怒られるのではないか」「誰かに相談したら（ケアを必要とする）家族と引き離されてしまうのではないか」といった不安を抱えている子どもが少なくないのが実情である。

こうしたケアラー側の事情に加えて、自治体や社協、NPO法人等によるケアラー支援体制は必ずしもすべての自治体で十分に整備されているわけではない。そのためケアに関する悩みや不安があるときにケアラーが気軽に立ち寄れる場所が少なく、ケアラー本人がケアの大変さを感じていても必要な支援につながる事が難しい状況が生まれていると考えられる。

③ケアの負担により健康状態や仕事・学業に支障が出てしまう

上記①②のように、ケアラーが自ら支援を求めることが難しく、また相談先も限られることもあり、ケアラーがケアの負担を自身で抱え込み、心身に不調をきたしてしまうこともある。ケアラー調査では、全体の約6割が何かしらの身体的・精神的な不調があると回答しており、その割合は若い世代ほど高い傾向にあった。また、ケアによる学業や仕事への影響については、全体の約4割の回答者が何かしらの影響があったと回答した。特に10代、20代の学生にとっては学業に支障が生じれば、その後の就職にも影響を与える可能性があるため、切実な課題であると言えよう。

④従来の福祉の枠組みから抜け落ちてしまう可能性がある

ケアラーは、ヤングケアラーと言われる18歳未満の子どもから18歳以上30歳代程度の若者ケアラー、それ以上の年代のケアラーと全年代にわたって存在する。ケアラーによる家族等へのケアは継続的に続く場合でも、例えば児童福祉が対象とするのは原則18歳未満とされており、年齢によって行政等から受けられる支援が区切られてしまうことが多く、その結果ケアラーに対する支援が継続されずに抜け落ちてしまうことが課題となる。

⑤ケアラーが抱える課題は複合的であることも少なくない

ケアをする対象や内容は多岐にわたることに加え、ケアラー本人あるいは世帯が複合的な課題を抱えている場合がある。例えば、8050問題のように自宅にひきこもる50代の子どもと80代の親の世帯のケースや、育児と介護を同時に担うダブルケア、ケアラー自身も病気や障害がある、もしくはケアラー自身も高齢でありいわゆる「老老介護」を行っている、そのほかにも経済困窮や児童虐待が疑われるケース等もあり、行政の複数部署での対応を必要とする場合も少なくない。

(2) 自治体におけるケアラー支援の現状と課題

自治体や社協、ケアラー調査からは、自治体におけるケアラー支援の現状と課題について以下のような示唆が得られている。

①ケアラー支援施策の実施状況と認知度・利用状況にギャップがある

多摩・島しょ地域の39市町村を対象とした自治体調査では、24自治体が何かしらのケアラー支援を実施していると回答している。また、多摩・島しょ地域の39市町村の社協を対象とした社会福祉協議会アンケート調査では、回答のあった団体のうち11団体がケアラー支援を行っていると回答した。

自治体調査では、ケアラー支援の施策として「相談窓口の設置」や「集いの場の設置」、「啓発・広報活動の実施」を約半数の自治体が実施していると回答した。しかしケアラー調査において、自治体・NPO等によるケアラー支援施策の認知度及び参加/利用状況では回答者の6割超が認知している一方で、実際に参加/利用したことがある人は19.5%にとどまった。自治体や関係機関等で行われているケアラー支援施策についての認知度をさらに高めるとともに、利用・参加しやすくする取組等を充実させる必要があると考えられる。

②ケアラー支援の実施にあたり多機関連携をより一層推進する必要がある

自治体における外部機関との連携については、21自治体が連携していると回答している。具体的な支援の実施にあたっては、特に「相談窓口の設置」や「集いの場の設置」を行う際に約半数の自治体で他機関との連携が行われている。ケアラー支援を実施している自治体のうち、20自治体が地域包括支援センターと連携している。一方で、社協や病院等医療機関と連携している自治体は9自治体、子ども家庭支援センターと連携している自治体は8自治体、NPO・ボランティア団体等の民間団体と連携しているのは6自治体にとどまっており、ケアラー支援にあたっては複合的な課題に対処する必要があることを踏まえると、地域包括支援センターとの連携が主となっており多機関連携が十分に行われていないことが課題であると言える。

(3) ケアラーのニーズを踏まえた支援の視点

ケアラーの現状及び自治体におけるケアラー支援の現状と課題を踏まえると、今後ケアラー支援を充実させていくためには、以下のような視点が必要となる。

図表 5-1：現状と課題を踏まえたケアラー支援の具体的取組とその要点



3. 取組体制

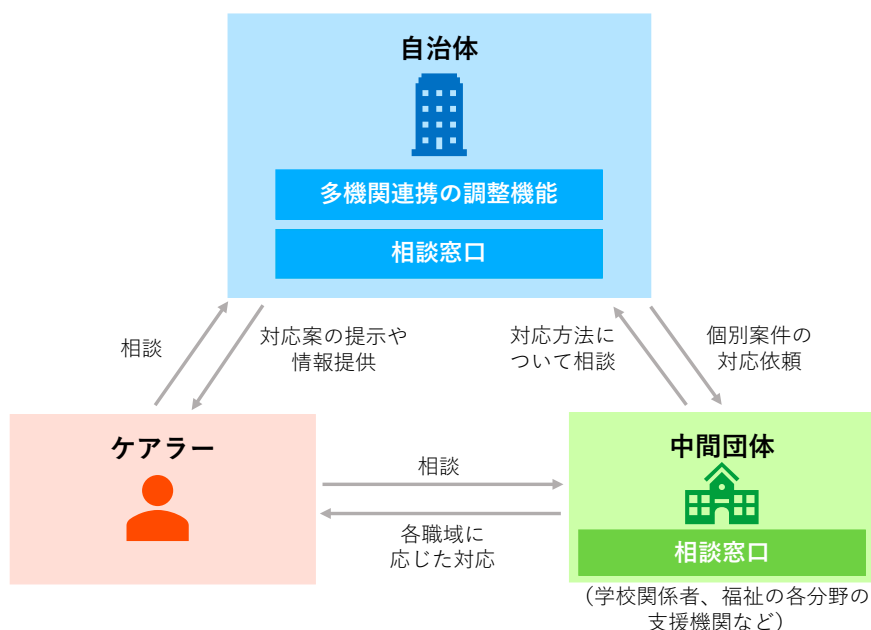
前節で述べたとおり、ケアラー支援は自治体内での複数部署の連携や社協等の福祉の支援機関や学校（以下、「中間団体」という。）、その他民間団体、地域住民等の多機関の連携が重要となる。第4章の事例として取り上げている自治体の中には、重層的支援体制整備事業の枠組みの中で多機関連携を実現している事例があるほか、社協が中心となって地域の助け合いや相談活動からケアラー支援の取組を広げ、自治体との連携に至る事例もある。自治体の福祉の領域においては、自治体ごとにこれまでの他の機関との関係性や連携の状況、住民の置かれた環境やニーズについて差異があるため、それぞれの地域特性に合った体制を構築しケアラー支援を行っていくことが重要となる。

本調査研究での事例調査やヒアリング調査を踏まえ、ケアラー支援の取組体制について3つの類型を示す。

①自治体主導型による連携体制の構築

自治体がケアラー相談窓口を設置する等の主導的役割を果たし、福祉関係の部署が中間団体等を集めて個別ケースについて協議し、必要に応じて関係機関に対応を依頼する。

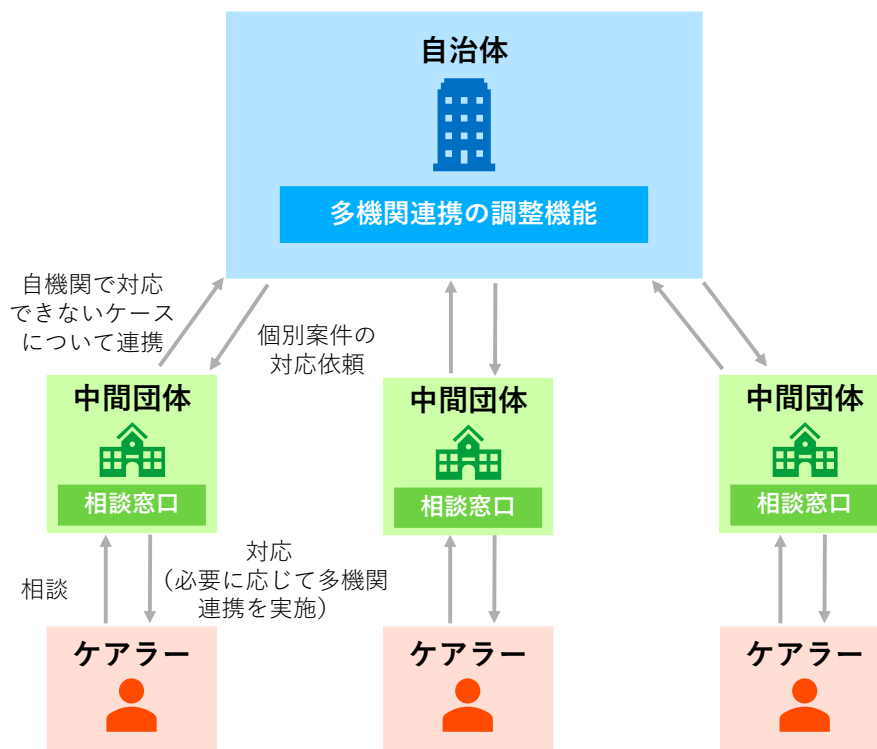
図表 5-2：自治体主導型による連携体制図



②自治体と中間団体の協力型による連携体制の構築

主に中間団体の窓口で相談を受け、自機関で対応できないケースは自治体と連携し、自治体が多機関連携の調整を行う。重層的支援体制整備事業の枠組みでケアラー支援を行っている自治体では、こうした体制で対応している事例がある。

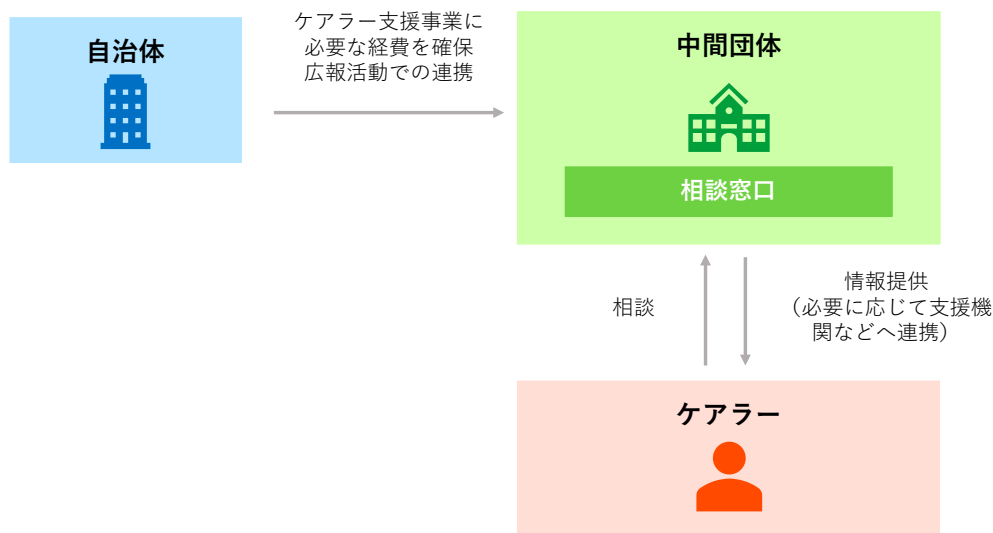
図表 5-3：自治体と中間団体協力型の連携体制図



③中間団体主導型による連携体制の構築

中間団体が地域住民に寄り添ったケアラー窓口の設置や対応、当事者の集いの場を設置する等の主導的役割を果たす。自治体はケアラー支援事業に必要な経費の確保や、市のウェブサイトや広報紙等への情報の掲載といった方法で連携する。

図表 5-4：中間団体主導型による連携体制図

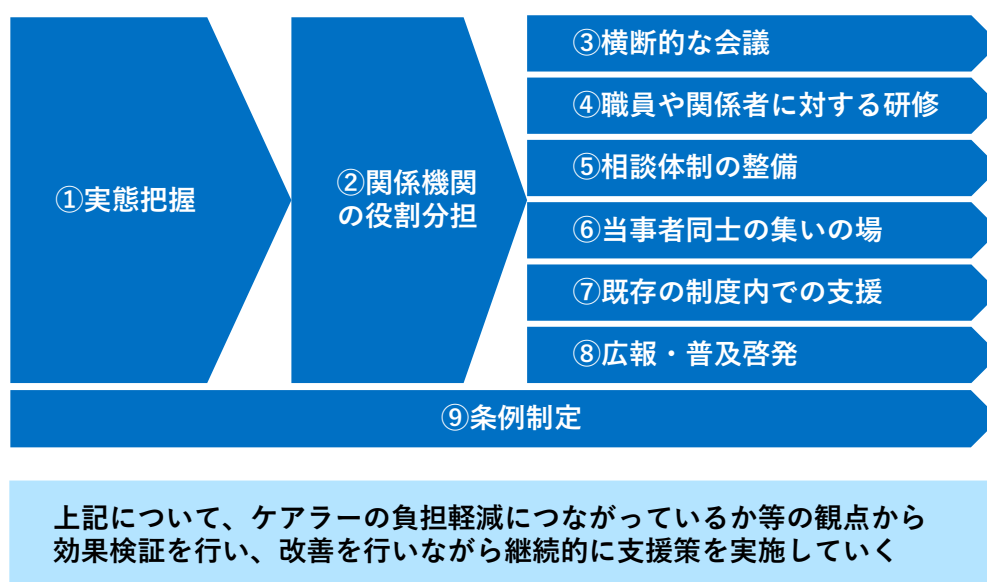


なお、便宜的に3つの類型を示しているが、上記①②③が必ずしも互いに排他的関係にあるわけではない。例えば自治体が中心的役割を担いながら、中間団体の地域密着型の支援も充実しているといったケースや、①では主たる相談窓口が自治体に設置されていることを想定しているが、中間団体等による相談窓口が存在する場合もある点には留意が必要である。

4. ケアラー支援の具体的取組について

前節で述べたとおり、ケアラー支援は自治体によってさまざまな体制で取り組むことが考えられる。本節では以下のケアラー支援の具体的取組について、その概要と取り組む上で留意すべき点や効果的な取組とするためのポイントについて記す。

図表 5-5：ケアラー支援の具体的取組について



①実態把握

Point!

- ☑ ケアラー支援の現場では、重いケアの負担によりケアラー自身が心身の健康を害しているとの声も聞かれるが、そうした実態はまだ十分に把握されておらず、ケアラーの実態を詳細に把握する必要がある。
- ☑ ケアラー、ヤングケアラーの実態把握調査を行う際の実施方法としては、自治体主体で行う、社協やNPO法人、調査会社等に委託するといった方法が考えられる。
- ☑ 想定される項目としては、ケアの対象者/ケアの状況/ケアによる学業・仕事・健康状態等への影響/必要な支援等が挙げられる。
- ☑ ヤングケアラーの場合は、家族のケアをしていることを誰かに伝えることに不安を感じている場合もあることから、回答者が特定されないようにする、困ったときに話を聞いてくれる場所があることを明示する等の配慮も重要である。
- ☑ こうした調査をきっかけとして自身がケアラーであると気づく、あるいは調査結果を公表することにより周囲の人がケアラーの存在を知る契機となる等、周知啓発の効果も期待される。

補足

- 調査の実施方法について、ヒアリング対象団体（P. 101-106）では社協が中心となり、自治体や大学と協力して郵送による町の全世帯を対象とした調査を実施した。自治体の規模によって全世帯を対象とした調査が難しい場合は、調査の目的に応じて一部の地域、特定の年代等の住民を対象とした調査、あるいはウェブアンケート形式での調査実施も考えられる。
- ヤングケアラーは、児童・生徒が回答しやすいよう教育委員会を通じて学校で調査票を配布し回答してもらう（またはウェブ上で回答を入力してもらう）ほか、要対協や子ども食堂等の子どもの居場所を運営している事業者への調査を実施している例もある。

②関係機関の役割分担

Point!

- ☑ ケアラー支援をどこの部署が中心となって実施するか検討する。ヤングケアラー支援の場合は児童福祉関係の部署が中心となるケースが多い。重層的支援体制整備事業の中で対応している自治体もある。
- ☑ 重層的支援体制整備事業において個人情報の共有が認められている会議では、そうした情報を関係者間で共有できるため多機関連携が実施しやすい。
- ☑ 特にヤングケアラー支援においては、児童福祉部門と教育部門の連携はもとより、高齢福祉、障害福祉といった多様な部門との連携が重要である。

補足

- ケアラー支援に特化した部署/担当者の設置が難しい場合は、既存の地域福祉の枠組みを活用して対応することが想定される。
- 福祉部門と教育部門の連携方法の一例として、ヒアリング対象自治体（P. 90-95）においては、高齢・障害・児童・生活困窮・教育の各分野にエリアディレクターという役職を設け、この5名が中心となって多機関協働を進めている。

③横断的な会議

Point!

- ☑ ケアラー支援は、多機関連携ための調整をする会議体があることが望ましく、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議や、ヤングケアラーの場合には要対協の会議体を活用している自治体もある。
- ☑ 高齢・障害・児童・生活困窮といった福祉の各領域について横断的に支援策を検討するためには、個人情報の観点からも自治体を中心となって自治体内の各部署や関係機関との調整を行うことが望ましい。
- ☑ 横断的な会議では、福祉の各領域について一定の知見を持ち、一つの部署では対応が難しい複合的な課題を解きほぐし、各部署と課題を共有しながら支援策の検討をすることが求められる。そのため、そうしたコーディネーターの役割を担う人材の育成・配置が必要となる。

補足

- 人材の育成・配置についてヒアリング対象自治体（P. 84-89）の重層的支援体制整備事業では、多機関協働事業を担当する社協の職員が必要な支援につなげるための連絡調整の役割を担っている。

④職員や関係者に対する研修

Point!

- ☑ 自治体職員がケアラーについて知り・理解を深めることを目的に、自治体として支援のあり方の検討に必要な知識を習得する研修や多機関連携に向けて医療・福祉の専門職が自身の専門以外の領域について学ぶための研修が想定される。
- ☑ 医療・福祉の専門職が自分の専門領域の範囲内だけでなく、広い視点で課題を捉え対応策を検討できるよう支援するため、ケーススタディ等を通して具体的に学ぶことができる内容とすることが重要である。
- ☑ 介護等でケアプランを作成する際に、家族によるケアを前提とすることが多いと考えられるが、その際に介護をする者が負担過多となっていないかという視点を持つことも求められる。
- ☑ ヤングケアラーは初対面の行政職員等と話をするのは難しい場合でも、日常的に接点を持っている人には悩みを打ち明けられる可能性があることから、家庭を訪問する可能性のある医師や看護師、ケアマネジャーや介護士等の医療・福祉の専門職等にこの点を配慮してもらうよう伝えることが大切である。

補足

- 研修におけるケーススタディの一例として、「児童については教育を受ける権利、遊ぶ権利といった子どもの権利が侵害されていたらそれは課題である」ということも、児童領域以外の専門職は気づきにくいいため、そうした説明を行った上で具体的な事例や連携可能な関係機関について理解を深めてもらうことが必要となる。
- 特にヤングケアラーは、学校生活の中で接する教職員が気づくことができるよう、学校関係者への研修を行うことも考えられる。ヒアリング対象自治体（P. 78-83）では教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修を行っている。
- さらにヒアリング対象自治体（P. 78-83）では自治体職員や学校関係者に加えて、ヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役となることが期待される民生委員や児童委員、子どもの居場所を運営する民間支援団体等の地域で活動する人を対象にヤングケアラーについての理解促進に取り組んでいる。
- 研修等を通して、既存の地域福祉に携わる人には、自機関を訪れる人に「ケアラー」がいるかもしれないという視点を持ってもらうことが重要である。
- 東京都市町村職員研修所では、自治体経営研修において、政策形成、政策法務及び政策税務の各能力の向上を図るための研修が実施されている。そのうち立法法務研修では、2022年度のテーマに「ケアラーを支えるまちづくりを考える」を取り上げ、ケアラー支援について各自治体の先進事例等を参考に考察し、効果的な施策を検討して条例づくりに取り組んでいた。このような研修機会の活用により職員の意識啓発に取り組むことも有効である。

⑤相談体制の整備

Point!

- ☑ 実施方法は、「対面」、「電話」「LINE等のSNS」といった手法による相談できる窓口が考えられる。ケアラーに特化した窓口もあれば、既存の相談窓口の相談メニューに追加して対応することもあり得る。
- ☑ さまざまな困りごとの相談ができる場を地域内に設けることで、ケアラーの相談に応じることも可能である。
- ☑ ケアラーが、ケアによる負担や仕事・健康状態への影響が深刻化する前に、気軽に相談できるということを伝えることが非常に重要である。
- ☑ 仕事や学業とケアを両立させている人を念頭に、夕方以降や休日にも相談ができる相談体制であることが望ましい。可能であれば夜間も対応可能な窓口を用意する、あるいはメールやSNSを活用し相談者からのメッセージの送信は24時間いつでも可能なようにすることが考えられる。
- ☑ ケアラーはケアや学業・仕事の合間を縫って相談に訪れていることも少なくないため、アセスメントシート等の活用により、困りごとを明確にするなど1回の相談を充実させる工夫を進めることで、「話して気持ちが楽になった」「相談してよかった」と思えるような対応が期待される。
- ☑ ヤングケアラーに関する相談は、当事者ではなく周囲の大人が気づいて連絡するケースが大半であり、学校関係者や保護者、子ども食堂や学習支援施設といった子どもの居場所を運営する事業者等への相談窓口の周知が重要である。
- ☑ ケアラー自身が相談内容について「近所の人や知り合いに知られたくない」といった思いを持つことも考ええるため、プライバシーに配慮する必要がある。

補足

- 窓口設置の具体例として、ヒアリング対象自治体（P. 78-83）ではLINEを活用した相談窓口を開設し、元ヤングケアラーの支援者が相談対応を行っている。SNSを活用することで、例えば学齢期のヤングケアラーが登校前や帰宅後の時間に相談ができる、電話の声を家族に聞かれたくない場合にも相談がしやすいといった利点がある。
- 相談できる場の設置例として、ヒアリング対象自治体（P. 84-89、90-95）では小学校区単位等地域住民が通いやすい範囲にそうした場を複数設置している例がある。
- こうした窓口の設置や場の開設にあたっては、自治体が主体となって運営にあたる場合もあれば、社協やNPO法人等へ委託する場合もある。
- プライバシーへの配慮の例として、ヒアリング対象団体（P. 101-106）ではケアラーサポーターがケアラーの自宅を訪問する際には、地域性を配慮してケアラーの居住する地域以外のサポーターが訪問するよう配慮している。
- 学校においては、ケアラーを早期発見するため、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、相談支援につなげやすい体制を作ることも必要である。そうすることで、教職員の負担を軽減するとともに総合的に支援する体制を構築することができる。

⑥当事者同士の集いの場

Point!

- ☑ 参加者は介護の悩みや自身の経験について共有や相談できる。過去に家族のケアをしていた、あるいは現在もケアを行っている人同士だからこそ打ち明けられる悩みや共感できる場は貴重であり、それによりケアラーの精神的な負担が軽減されることが期待される。
- ☑ 自治体が必要経費を負担する例もあるが、実施運営は社会福祉法人やNPO法人が主体となっている場合が多い。
- ☑ 年齢性別問わず参加可能な会もあるが、ヤングケアラー、若者ケアラー、男性介護者といった属性ごとに集いの場を設定している例もある。より近い境遇の方がお互いに相談しやすい、共感しやすい面があると考えられる。

補足

- ヒアリング対象団体（P. 107-109）では、男性介護者の場合は単に話をするために集まるよりも目的があった方が参加しやすいと考え、料理教室や認知症についての勉強会等を男性介護者の会の実施に合わせて行っている。
- その他のヒアリング対象団体（P. 110-113）では、独身で実父母を介護する人を対象とした「娘サロン」・「息子サロン」のように、ケアラーの属性ごとに集いの場を開催している。

コラム

当事者目線のヤングケアラー支援のポイント

～一般社団法人ヤングケアラー協会宮崎氏へのヒアリングから～

ヤングケアラーに関する相談窓口は徐々に増えてきているが、まだ十分に支援を必要とする人がつながれておらず、依然として相談のハードルが高いと考えられる。例えばヤングケア当事者の中には、「福祉の窓口連絡すると行政から家族に連絡が来てしまうのではないか」といった不安から相談できない人もいる。LINE相談窓口のようなヤングケアラーも利用しやすい窓口で元ヤングケアラー等に話を受け止めてもらい背中を押してもらうことで初めて、学校や福祉窓口等リアル場で相談ができるようになることも少なくない。

現在、緊急度の高いヤングケアラーは発見のポイントが明確なため、対応が進んできていると思うが、緊急度中～低の子どもに支援が届いていない状況にある。これらの子どもも家族の状況の変化により緊急度が高くなる可能性があり、こうした子どもをいかに相談や支援につなげることができるかが重要である。

そのために、行政には多くの「支援の糸」を垂らしてほしい。福祉の窓口や学校だけでなく、地域の中にもさまざまな糸があれば、ヤングケアラーが何かしらの支援の糸を引っ張ることができる。窓口を作る際には、「相談」というとかしこまった印象となりかえって利用しづらくなる可能性があるため、「話を聞いてもらえる」「情報をもらえる」といった面を強調する、アクセスしたいと思ってもらえるデザインや言葉遣いといったクリエイティブ面を含め、気軽につながれるような工夫を重ねることが求められる。

行政を含めヤングケアラーに接する人に知っておいてほしいのは信頼関係の大切さである。大人でも同じことがいえると思うが、ヤングケアラーは「信頼できる」と思える人でなければ自分のことを話そうとは思わない。そのため、いざというときに相談しようと思ってもらえるよう、日頃接する中で信頼関係を築いておくことが重要である。また支援者の人には、支援者の立場で考える「解決法」が本人の希望とは必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本人や家族の話を継続的に聞き本人の希望を大事にした関わりをしてもらいたい。

⑦既存の制度内での支援

Point!

- ☑ ケアラー支援に特化した取組を進めるのみならず、地域包括支援センターや、既存の福祉の相談窓口、有償ボランティア制度等を活用することもケアラー支援において重要な視点である。利用可能な既存の制度を活用することにより、ケアラーの負担軽減にもつながる。

補足

- ヒアリング対象団体（P. 101-106）では、介護保険サービスを利用できない人に対して生活支援サービスを補完することを目的に有償ボランティア制度の運用を開始しており、ケアラーの負担軽減につながることが期待されている。

⑧広報・普及啓発活動

Point!

- ☑ 「ケアラー」「ヤングケアラー」という概念について周知を行う。ヤングケアラーの場合、本人が自覚を持ちづらいことを踏まえ、学校関係者や保護者、子どもに関わる機会のある地域住民への周知が必要となる。
- ☑ ケアラーが利用することのできる相談窓口や集いの場といった支援施策についての周知が必要である。
- ☑ ケアを必要とする人が利用可能な支援制度等の周知についてもより一層充実させる。
- ☑ 特にヤングケアラーは、自ら相談するのは勇気を要することであり、「どんな些細なことでも相談してよい」「SNS等でつながっているだけでもよい」ということが伝わるよう、ウェブサイトやチラシなどの広報媒体の言葉づかいやデザインといったクリエイティブ面での工夫が重要となる。
- ☑ 潜在的には支援を必要としていながら、つながっていない人へのアプローチは課題であり、アウトリーチ活動の中で周知を図ることも有効と考えられる。

補足

- 市の広報紙/ウェブサイト/チラシ/動画/ケアを要する人の家庭に入る可能性のある医療・福祉の専門職からの案内/地域活動を行う人等による訪問等、多様な媒体を活用し普及啓発活動を行うことが期待される。
- ケアラー当事者や地域の多様な主体の目にとまる媒体を選択することが重要であり、ヤングケアラーであれば学校経由でチラシ等を配布してもらうことも効果があると考えられる。
- ケアラー調査結果においては、行政等によるケアラー支援施策を「知らなかった」の回答割合は年代別では50代以上が最も高かった。ケアを行う中で行政とのつながりを持つ人が多いと考えられるにも関わらず認知度が低いことから、こうした年代へのより一層の普及啓発活動が必要と考えられる。
- ケアラーへのアプローチ方法として、社協のコミュニティソーシャルワーカーが、手紙やチラシを配布する際に訪問することで接点を持てるように工夫している自治体があった。また、ヒアリング対象団体（P. 101-106）ではケアラー支援専門員が介護事業所連絡会議や地域の集会、高校等に出向き、ケアラー支援の必要性や各種事業の周知等を行っている。

⑨条例制定

Point!

- ☑ ケアラーの定義やケアラー支援の目的・理念、関係機関の役割、実施内容等について定める。
- ☑ それぞれの地域の状況を踏まえ条例が制定されることで多機関連携が進めやすくなる、ケアラー支援に関する予算の確保や事業立ての根拠になり得るため支援の継続性が担保されやすいといったメリットがある。

補足

- ヒアリング対象自治体(P. 78-83)では、基本理念として「ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならない」等を定めている。また、県民・事業者の役割として「ケアラー支援の必要性の理解」、「県・市町村の施策への協力」、「従業員の勤務の配慮・支援」の3つを定め、関係機関の役割として「県・市町村の施策への協力」、「日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握」を挙げている。

なお、上記①～⑨の具体的な取組については、計画を立案し実施した後、ケアラーの負担軽減につながっているか等の観点から効果検証を行い、取組内容の改善を行っていくことが重要である。例えば、「①実態把握」では支援を受けたケアラーのケアの負担や健康状態の変化、自治体等による施策の認知度の変化を確認する、「⑤相談体制の整備」ではどの程度具体的な支援につながり負担軽減が実現されたか、ヤングケアラーであれば学校への出席状況や本人の様子に変化がみられたか等の成果を踏まえ、より効果的な支援体制のあり方について検討するといったことが期待される。

第4章で示したとおり、長年ケアラー支援に取り組んでいる一部自治体の福祉部門や団体がある一方で、自治体として「ケアラー支援条例」が策定され始めたのは2021年であり、多くの自治体ではこれから具体的な取組が本格化する段階であると推察される。そうした自治体においては、施策開始から一定期間を経てどのような効果検証を行うのかを想定しながら、支援施策を実施していくことが望ましい。

5. 結びに

少子高齢化の急速な進展や世帯構成の変化を受け、ケアを必要とする当事者への支援の充実と合わせて、ケアラー支援の重要性はケアの社会化の観点からも今後一層高まっていくと考えられる。アンケート調査によれば、現在ケアラー支援を実施しているのは一部の自治体にとどまっているが、ヤングケアラーが国内で注目を集めたことを契機として、今後取組を検討する自治体は多くなるものと推察される。既に取り組を行っている自治体では、相談体制の整備や当事者同士の集いの場の整備等が進められていることが確認された。一方でそうした自治体においても、若者ケアラーを含め年代を問わず必要な支援につながるができる仕組みづくりやケアラーの健康状態の把握といった詳細な実態調査を行っているところは限られており、今後のさらなる取組が必要と考える。また、社協等の自治体以外の関係機関が中心となって支援を行っている事例もあるものの、ケアラー支援においては多機関連携が重要であり、個人情報を適切に取扱い、多機関の調整を行うという点、さらにケアラー向け施策や周知啓発のための予算確保を含めた取組の継続性の担保という点から、自治体の果たすべき役割は大きい。

本調査研究が、自治体がケアラー支援に新たに取り組む際や更なる充実に向けた施策立案の一助になれば幸いである。

付録資料

1 自治体アンケート調査票

ケアララーの定義について

本調査において、ケアラーとは以下のような状態にある人を指し、特に18歳未満についてはヤングケアラーと表記しています。また、18歳からおおむね30歳代までのケアラーについては若者ケアラーと表記しています。以下の定義および状態像をご確認いただいたうえで、次頁以降の質問にお答えください。

なお、本調査内では、特に断りのない限り、ケアラーという言葉にヤングケアラーや若者ケアラーも含まれているとご理解の上、ご回答をお願いいたします。

図表：ケアララー/ヤングケアラの定義および状態像



ヤングケアラーはこんな子どもたちです



(出所)一般社団法人日本ケアラー連盟

はじめに、ご回答の担当者のご連絡先についてご記入下さい。この情報は、本調査の内容に関するお問い合わせや、調査報告書の掲載先として頂く際のご連絡先とさせていただきます。

※お取組内容について、ヒアリングをさせて頂く可能性があります。

貴自治体名	
ご回答部署名	課 係
ご連絡先住所	
ご回答部署電話番号	
ご回答部署メールアドレス	

- 1 ケアララーへの支援施策の実施状況についてお尋ね致します。
- 設問1. 貴自治体では、ケアラーへの支援施策を行っていますか。(ケアラーという呼称ではなく、家族介護者等の呼び名であっても、「病氣、障がい、介護等で家族等の世話をしている人」を対象とした施策であれば、本調査の対象に含めてください。)(単一回答)
- ☐ 1. ヤングケアラー (18歳未満) もしくは若者ケアラー (18歳以上からおおむね30歳代まで) を対象とした施策を行っている
- ☐ 2. 上記年代以降のケアラー (概ね40代以降) を対象とした施策を行っている
- ☐ 3. 上記1・2両方を対象とした施策を行っている
- ☐ 4. 特に行っていない
- 1～3のいずれかを回答した場合は、設問2へお進みください。
- ※設問8～9のご回答は不要です。設問7のご回答後は設問10にお進みください。
- 4を回答した場合は、設問8、9にご回答ください。
- ※設問2～7のご回答は不要です。設問1のご回答後は設問8にお進みください。
- 設問2. 設問1で何らかの支援施策を行っているとは回答した団体にお聞きます。
- 貴自治体でケアラーへの支援施策を行っている背景・経緯をお教えてください。(複数回答可)
- ☐ 1. 家族のケアによる課題 (介護離職や老老介護、子どもの場合学校生活への影響等) が顕在化していたため
- ☐ 2. 家族のケアによる課題は顕在化していないが、高齢者等介護・看病を必要とする人が増えている状況を踏まえ、対策を講じる必要を感じていたため
- ☐ 3. 他の自治体でのケアラー/ヤングケアラー支援施策を見聞きたため
- ☐ 4. 首長が意向を持っていたため
- ☐ 5. 議会から要望があったため
- ☐ 6. 自治体の担当課が導入したいという意向を持っていたため
- ☐ 7. 家族のケアを担う当事者から要望があったため
- ☐ 8. 当事者以外の市民 (ケアラー支援団体等を含む) から要望があったため
- ☐ 9. その他 ()
- 設問3. 貴自治体では、ケアラーへの支援施策をどここの部署が行っていますか。(複数回答可)
- ☐ 1. 高齢者医療の担当部署
- ☐ 2. 介護保険 (介護予防を含む) の担当部署
- ☐ 3. 地域福祉の担当部署
- ☐ 4. 健康福祉 (保健センター) の担当部署
- ☐ 5. 児童福祉の担当部署
- ☐ 6. 子ども・子育て関連の部署
- ☐ 7. 障害福祉の担当部署
- ☐ 8. 生活福祉の担当部署
- ☐ 9. 地域づくり・コミュニティの担当部署
- ☐ 10. 教育委員会
- ☐ 11. その他 ()
- 設問4. 貴自治体では、ケアラーへの支援施策実施にあたり、外部機関と連携 (例えば、ケアラー支援施策の委託、補助、そうした自治体以外の活動についての周知・啓発への協力) をしていますか。(単一回答)
- ☐ 1. 連携している
- ☐ 2. 連携していない
- 設問4で「連携している」と回答した団体のみ
- 設問5. その連携先はどこですか。(複数回答可)
- ☐ 1. 社会福祉協議会
- ☐ 2. 地域包括支援センター
- ☐ 3. 居宅介護支援事業所
- ☐ 4. 子ども家庭センター
- ☐ 5. 要保護児童対策地域協議会
- ☐ 6. 保育所・認定こども園
- ☐ 7. 児童相談所
- ☐ 8. 障害者相談支援事業所
- ☐ 9. 病院等医療機関
- ☐ 10. NPO・ボランティア団体等の民間団体
- ☐ 11. その他 ()

設問6. ケアラー支援施策として、貴自治体が行った/行っている施策について選択肢の中から選び、その内容(担当部署、実施時期、対象者、具体的内容)についてお答えください。対象者については、「ヤングケアラー」・「(18歳～おおむね30歳代の)若者ケアラー」・「左記以外のケアラー」にチェックを入れてください(複数回答可)。いずれも該当する場合は、「他機関との連携状況」にチェックを入れてください。また、外部と連携して実施したもののについては「他機関との連携状況」にチェックを入れ、内容についてお書きください。(それぞれ複数回答可)

(1) 調査・体制整備について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)				他機関との連携状況		
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	左記以外	自治体 単独	他機関と 連携		
☐ 1. 実態調査	()	☐	☐	☐	☐	☐		
☐ 2. 条例の制定	()	☐	☐	☐	☐	☐		
☐ 3. 会議体(複数の部署が 連携)を設置	()	☐	☐	☐	☐	☐		
☐ 4. 新規部署を設置	()	☐	☐	☐	☐	☐		
具体的な内容								
施策								
1								
2								
3								
4								

(2) ケアラー本人向け施策について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)				他機関との連携 状況		
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	左記以外	自治体 単独	他機関と 連携		
☐ 1. 相談窓口の設置	()	☐	☐	☐	☐	☐		
☐ 2. 集いの場(当事者同士 の相談・語らいの場) を設置	()	☐	☐	☐	☐	☐		
☐ 3. 就職支援を実施	()	☐	☐	☐	☐	☐		
具体的な内容								
施策								
1								
2								
3								

(3) ケアラー支援者向け施策・啓発について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)			他機関との連携状況	
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	左記以外	自治体 単独	他機関と 連携
☐ 1. アセスメントシートの 作成/活用	()	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 2. 自治体職員を対象とした 研修の実施	()	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 3. 専門職(自治体職員以外) を対象とした研修の実施	()	☐	☐	☐	☐	☐
☐ 4. 啓発・広報活動の実施	()	☐	☐	☐	☐	☐
具体的な内容						
施策						
1						
2						
3						
4						

(4) その他施策について

上記(1)～(3)以外で実施されている施策があればご記入ください。

--

設問 7. ケアラー支援について、課題と感じていることがあればお聞かせください。(複数回答可)
また、それぞれの選択肢について、具体的な内容(課題の詳細あるいは検討されている対応策等)をお聞
かせください。

- ☐ 1. 支援を行う人手が足りない
具体的に ()
- ☐ 2. 支援を行う財源が足りない
具体的に ()
- ☐ 3. 支援を必要とする人をどのように見つけたらよいかわからない
具体的に ()
- ☐ 4. 支援ニーズの把握が困難である
具体的に ()
- ☐ 5. 支援ニーズが多様であり、対応が難しい
具体的に ()
- ☐ 6. 支援にあたって庁内で連携することが難しい
具体的に ()
- ☐ 7. ケアラー支援の必要性について(庁内以外の)団体等から理解を得ることが難しい
具体的に ()
- ☐ 8. 個人情報等の観点から、多機関で情報共有を行うのが難しい
具体的に ()
- ☐ 9. その他 ()

設問 1で「特に行っていない」と回答した団体のみ(それ以外の団体は設問 10へ)
設問 8. 貴自治体にて、ケアラー支援施策を行っていない理由をお聞かせください。(複数回答可)

- ☐ 1. 実施や課題を把握していないため
- ☐ 2. 行政以外の民間団体等が十分に行っているため
- ☐ 3. 担当部署が決まっていないため
- ☐ 4. 対応するための人手が足りないため
- ☐ 5. 対応するための財源がないため
- ☐ 6. その他 ()

設問 1で「特に行っていない」と回答した団体のみ(それ以外の団体は設問 10へ)
設問 9. 貴自治体では今後ケアラー/ヤングケアラーへの支援に取り組む予定はありますか。(単一回
答)

- ☐ 1. 今年度実施する
- ☐ 2. 来年度以降実施予定である
- ☐ 3. 今後検討する
- ☐ 4. わからない
- ☐ 5. その他 ()

設問 10. ケアラー/ヤングケアラーへの支援についてのご意見や今後の展望、課題等についてお聞かせく
ださい。

ご協力、ありがとうございました。

この度は、「自治体におけるクアラ－支援の方策に関する調査研究」に関するアンケート調査に御協力いただきありがとうございます。

本アンケート調査は、2022年8月29日（月）17時までにご返送ください。

選択式の設問については、当てはまる選択肢のチェックボックスに✓を入れてください。また、記述式の設問については、枠内に具体的に回答をご記入ください。

※回答内容は、統計的に処理し、団体名が特定されない形で報告書等にて公開させていただきます。

ごさいす。

※回答にあたっては、2022年8月1日現在の状況をお答えください。

【お問合せ先】

○本アンケート調査の設問の内容・回答方法等について
株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門

担当：青木、小幡、大内

TEL：[redacted] e-mail：[redacted]

○本調査の趣旨について
公益財団法人東京市町村自治調査会 企画調査部

担当：今井、亀田、小平、九鬼

TEL：[redacted] e-mail：[redacted]

貴会名	
ご回答部署名	部 課 係
ご連絡先住所	
ご担当部署電話番号	
ご担当部署メールアドレス	

ケアラーの定義について

本調査において、ケアラーとは以下のような状態にある人を指し、特に18歳未満についてはヤングケアラーと表記しています。また、18歳からおおよそ30歳代までのケアラーについては若者ケアラーと表記しています。以下の定義および状態像をご確認いただいたうえで、次頁以降の質問にお答えください。なお、本調査内では、特に断りのない限り、ケアラーという言葉にヤングケアラーや若者ケアラーも含まれているとご理解の上、ご回答をお願いいたします。

[illegible]

ヤングケアラーはこんな子どもたちです



表 1 一般型及改良人日事分子型一般型 / 1 般型 / 1 般型 / 1 般型

(出所)一般社団法人日本ケアラ一連盟

ケアラー/ヤングケアラーへの支援施策の実施状況についてお尋ね致します。

設問1. 貴会では、ケアラーへの支援施策を行っていますか。(ケアラーという呼称ではなく、家族介護者等の呼び名であっても、「病氣、障がい、介護等で家族等の世話を行っている人」を対象とした施策であれば、本調査の対象に含めてください。)(単一回答)

- ☐ 1. ヤングケアラー (18歳未満) もしくは若者ケアラー (18歳以上～30代) を対象とした施策を行っている
- ☐ 2. 上記年代以降のケアラー (概ね40代以降) を対象とした施策を行っている
- ☐ 3. 上記1・2両方を対象とした施策を行っている
- ☐ 4. 特にしていない

■ 1～3のいずれかを回答した場合は、設問2～7、10、11にご回答ください。

※設問8～9のご回答は不要です。設問7のご回答後は設問10にお進みください。

■ 4を回答した場合は、設問8～11にご回答ください。

※設問2～7のご回答は不要です。設問1のご回答後は設問8にお進みください。

設問2. 貴会でケアラーへの支援施策を行っている背景・経緯をお教えてください。(複数回答可)

- ☐ 1. 家族のケアによる課題 (介護離職や老老介護、子どもの場合学校生活への影響等) が顕在化していたため
- ☐ 2. 家族のケアによる課題は顕在化していないが、高齢者等介護・看病を必要とする人が増えている状況を踏まえ、対策を講じる必要を感じていたため
- ☐ 3. 他の社会福祉協議会でのケアラー/ヤングケアラー支援施策を見聞したため
- ☐ 4. 社会福祉協議会内で施策を実施したいという意向を持っていたため
- ☐ 5. 自治体から施策の実施について要請があったため
- ☐ 6. 家族のケアを担う当事者から支援施策を行ってほしいという要望があったため
- ☐ 7. 当事者以外の市民から支援施策を行ってほしいという要望があったため
- ☐ 8. その他 ()

設問3. 貴会では、ケアラーへの支援施策実施にあたり、外部機関 (自治体や NPO 法人等の市民団体) と連携していますか。(単一回答)

- ☐ 1. 連携している
- ☐ 2. 連携していない

設問3で「1. 連携している」と回答した団体のみ

設問4. その連携先はどこですか。(複数回答可)

- ☐ 1. 自治体担当課 (部署名: ())
- ☐ 2. 地域包括支援センター
- ☐ 3. 居宅介護支援事業所
- ☐ 4. 子ども家庭センター
- ☐ 5. 要保護児童対策地域協議会
- ☐ 6. 保育所・認定こども園
- ☐ 7. 児童相談所
- ☐ 8. 障害者相談支援事業所
- ☐ 9. 福祉事務所
- ☐ 10. 病院等医療機関
- ☐ 11. NPO・ボランティア団体等の民間団体
- ☐ 12. その他 ()

設問5. ケアラー支援施策として、貴会が行った行っている施策について選択肢の中から選び (複数回答可)、その内容 (実施時期、対象者、具体的内容) についてお答えください。

対象者については、「ヤングケアラー」・「(18歳からおおむね30歳代までの) 若者ケアラー」・「左記以外のケアラー」にチェックを入れてください (複数回答可。いずれも該当する場合は、いずれもチェックを入れてください)。

自治体との連携状況については、「社協単独」もしくは「自治体と連携」のいずれかにチェックを入れてください。(単一回答)

(1) 調査・体制整備について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)				自治体との連携状況 (単一回答)	
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	左記以外	社協 単独	自治体と 連携	
☐ 1. 実施に関する調査	()	☐	☐	☐	☐	☐	()
☐ 2. 支援のための会議体の設置	()	☐	☐	☐	☐	☐	()
☐ 3. 支援のための部署を設置	()	☐	☐	☐	☐	☐	()
具体的な内容							
1	()						
2	()						
3	()						

(2) ケアラー本人向け施策について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)		自治体との連携状況 (単一回答)	
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	社協 単独	自治体と 連携
☐ 1. 相談窓口の設置		☐	☐	☐	☐
☐ 2. 本人を対象とした集いの場（当事者同士の相談・語らいの場）を設置		☐	☐	☐	☐
☐ 3. 本人を対象とした就職支援を実施		☐	☐	☐	☐
具体的な内容					
1					
2					
3					

設問5で(2)ケアラー本人向け施策をいづれか実施していると回答した団体のみ
設問6. 支援を必要とするケアラーを見つける（把握する）ための工夫点があればお聞かせください。
(複数回答可)

☐ 1. 社会福祉協議会の職員やケアラーと接する福祉分野の専門職に対して、ケアラー支援に関する研修を実施している

☐ 2. 社会福祉協議会の職員やケアラーと接する福祉分野の専門職に対して、ケアを要する本人のみならずケアラーにも目を向けるよう周知・啓発を行っている

☐ 3. 社会福祉協議会の職員等が地域活動に参加し、相談しやすい関係づくりを構築している

☐ 4. ケアラーの側からアプローチしてもらえよう、広報活動に注力している

☐ 5. 相談窓口が分かりやすいように一本化している

☐ 6. 相談窓口は分野・部署ごとに設け、部署間での相談内容の共有を図っている

☐ 7. 部署間・機関間での連携を図るため、調整役の人材（コーディネーター等）を配置している

☐ 8. その他

設問7. ケアラー支援について、課題と感じていることがあればお聞かせください。(複数回答可)
また、それぞれの選択肢について、具体的な内容（課題の詳細あるいは検討されている対応策等）をお聞かせください。

- ☐ 1. 支援ニーズの把握が困難である
- 具体的に
- ☐ 2. 支援を行う人手が足りない
- 具体的に
- ☐ 3. 支援を行う財源が足りない
- 具体的に
- ☐ 4. 支援を必要とする人をどのように見つけたらよいのかわからない
- 具体的に
- ☐ 5. 支援ニーズが多様であり、対応が難しい
- 具体的に
- ☐ 6. ケアラー支援の必要性について他団体等から理解を得ることが難しい
- 具体的に
- ☐ 7. 個人情報等の観点から、多機関で情報共有を行うのが難しい
- 具体的に
- ☐ 8. その他

(3) ケアラー支援者向け施策・啓発について

施策	実施時期 (年度)	対象としているケアラーの年代 (複数回答可)		自治体との連携状況 (単一回答)	
		ヤング ケアラー	若者 ケアラー	社協 単独	自治体と 連携
☐ 1. 支援のためのアセスメントシート作成/活用		☐	☐	☐	☐
☐ 2. 支援のための専門職（自治体職員以外）を対象とした研修の実施		☐	☐	☐	☐
☐ 3. 啓発・広報活動の実施		☐	☐	☐	☐
具体的な内容					
1					
2					
3					

(4) その他施策について
上記(1)～(3)以外で実施されている施策があればご記入ください。

設問 1 で「4. 特に行っていない」と回答した団体のみ（それ以外の団体は設問 10 へ）
設問 8. 貴会にて、ケアラー支援施策を行っていない理由をお聞かせください。（複数回答可）

- ☐ 1. 支援を行う人手が足りない
- ☐ 2. 支援を行う財源が足りない
- ☐ 3. 支援を必要とする人をどのように見つけたらよいかわからない
- ☐ 4. 支援ニーズが多様であり、対応が難しい
- ☐ 5. 支援にあたって多機関で連携することが難しい
- ☐ 6. その他

設問 1 で「4. 特に行っていない」と回答した団体のみ（それ以外の団体は設問 10 へ）
設問 9. 貴会では今後ケアラーへの支援に取り組む予定はありますか。（単一回答）

- ☐ 1. 今年度実施する
- ☐ 2. 来年度以降実施予定である
- ☐ 3. 今後検討する
- ☐ 4. わからない
- ☐ 5. その他

設問 10. ケアラーへの支援にあたり、次の団体に対して期待することがあればお聞かせください。
（複数回答可）

（1）自治体に対して期待すること

- ☐ 1. 支援に関する情報提供（好事例の共有等）
- ☐ 2. 支援のための財政的な支援
- ☐ 3. 支援のための財政的な支援
- ☐ 4. 支援に関する普及・啓発活動の推進
- ☐ 5. 支援に関する多機関との連携・調整
- ☐ 6. その他
- ☐ 7. 特にない

（2）民間企業に対して期待すること

- ☐ 1. 支援のための財政的な支援
- ☐ 2. 支援のための財政的な支援
- ☐ 3. 支援に関する普及・啓発活動の推進
- ☐ 4. その他
- ☐ 5. 特にない

（3）社会福祉法人や NPO 法人等に対して期待すること

- ☐ 1. 支援に関する情報提供（好事例の共有等）
- ☐ 2. 支援のための財政的な支援
- ☐ 3. 支援のための財政的な支援
- ☐ 4. 支援に関する普及・啓発活動の推進
- ☐ 5. 支援に関する多機関との連携・調整
- ☐ 6. その他
- ☐ 7. 特にない

設問 11. ケアラー・ヤングケアラーへの支援についてのご意見や今後の展望、課題等についてお聞かせください。

設問は以上です。ご協力、ありがとうございます。

「自治体におけるケアラー支援の方策に関する調査研究」
都内在住のケアラーアンケート調査

I 回答者自身のことについてお尋ね致します。

設問1.

性別（単一回答）

- ① 男性
② 女性

年齢（単一回答）

- ① 12才～19才
② 20才～24才
③ 25才～29才
④ 30才～34才
⑤ 35才～39才
⑥ 40才～44才
⑦ 45才～49才
⑧ 50才～54才
⑨ 55才～59才
⑩ 60才以上

職業（単一回答）

- ① 公務員
② 経営者・役員
③ 会社員（事務系）
④ 会社員（技術系）
⑤ 会社員（その他）
⑥ 自営業
⑦ 自由業
⑧ 専業主婦（主夫）
⑨ パート・アルバイト
⑩ 学生
⑪ その他無職

婚姻状況（単一回答）

- ① 未婚（離別・死別含む）
② 既婚

子ども有無（単一回答）

- ① 子どもなし
② 子どもあり

3 都内在住ケアラーアンケート調査票

現在、あなたが住んでいる区市町村をお答えください。（単一回答）

【東京23区】

千代田区/中央区/港区/新宿区/文京区/台東区/墨田区/江東区品川区/目黒区/大田区/世田谷区/渋谷区/中野区/杉並区/豊島区/北区/荒川区/板橋区/
練馬区/足立区/葛飾区/江戸川区

【市町村】

八王子市/立川市/武蔵野市/三鷹市/青梅市/府中市/昭島市/調布市/町田市/小金井市/小平市/日野市/東村山市/国分寺市/国立市/福生市/狛江市/東大和市/清瀬市/東久留米市/武蔵村山市/多摩市/稲城市/羽村市/あきる野市/西東京市/瑞穂町/日の出町/檜原村/奥多摩町/大島町/利島村/新島村/神津島村/三宅村/御蔵島村/八丈町/青ヶ島村/小笠原村

II 家族等のケアの状況についてお尋ね致します。

設問2. 現在一緒に住んでいる家族について教えてください。あなたから見た続柄をお答えください。（複数回答可）

- ① 一人暮らし
② 配偶者
③ 母親
④ 父親
⑤ 祖母
⑥ 祖父
⑦ きょうだい
⑧ 子・孫
⑨ その他（ ）

設問3. ケアを必要としている人は誰ですか。あなたから見た続柄をお答えください。（複数回答可）

※いずれも、看護師、介護士、保育士といった専門職として業務の一環で行っている場合を除きます。

私生活の中で当てはまる項目のみ選んでください。

※ここで言うケアとは、「こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」などを指します。

- ① 妻
② 夫
③ 子ども
④ きょうだい
⑤ 母親（義理の母親含む）
⑥ 父親（義理の父親含む）
⑦ 祖母（義理の祖母含む）
⑧ 祖父（義理の祖父含む）
⑨ その他の親族
⑩ 友人・知人
⑪ その他（ ）

設問 4. ケアを必要としている方の状況を教えてください。(複数回答可)

- ① 高齢 (65 歳以上)
- ② 若い
- ③ 要介護 (介護が必要な状態)
- ④ 常時医療的ケアを要する
- ⑤ 認知症
- ⑥ 身体障害
- ⑦ 知的障害
- ⑧ 発達障害
- ⑨ 精神疾患 (依存症を含む)
- ⑩ 上記以外の病気
- ⑪ その他 ()

設問 5. あなたが行っているケアの内容を教えてください。(複数回答可)

- ① 家事 (食事の準備や掃除、洗濯など)
- ② 身体的な介護 (入浴やトイレ、食事のケアなど)
- ③ 外出の付き添い (買い物、散歩など)
- ④ 通院の付き添い
- ⑤ 感情面のサポート (愚痴を聞く、話し相手になるなど)
- ⑥ 見守り
- ⑦ 通訳 (日本語や手話など)
- ⑧ 金銭管理
- ⑨ 薬の管理
- ⑩ 上記のケアを行うために遠方に通っている (実家等)
- ⑪ 幼いきょうだいのケアや保育所等への送迎など (※回答者が 18 未満の場合)
- ⑫ 家計を助ける (働く) (※回答者が 18 歳未満の場合)
- ⑬ その他 ()

設問 6. ケアは誰と行っていますか。(複数回答可)

- ① 自分一人で行っている
- ② 同居家族・親族と一緒にいる
- ③ 同居していない家族・親族と行っている
- ④ 専門職 (介護士等) の訪問を受けながら、ケアをしている
- ⑤ その他 ()

設問 7. ケアをしている頻度を教えてください。(単一回答)

- ① ほぼ毎日
- ② 週に 3 ～ 5 日
- ③ 週に 1 ～ 2 日
- ④ 1 か月に 2 ～ 3 日
- ⑤ 1 か月に 1 日以下
- ⑥ その他 ()

設問 8. ふだん 1 日に何時間程度ケアを行っていますか。(日によって異なる場合は、直近 1 か月の 1 日あたりの平均時間をお答えください) (単一回答)

- ① 1 時間未満
- ② 1 時間以上 3 時間未満
- ③ 3 時間以上 5 時間未満
- ④ 5 時間以上 7 時間未満
- ⑤ 7 時間以上

設問 9. ケアはどのくらいの期間行っていますか。(はっきりとわからない場合は、だいたいであいいません) (単一回答)

- ① 半年未満
- ② 半年以上 ～ 1 年未満
- ③ 1 年以上 ～ 3 年未満
- ④ 3 年以上 ～ 5 年未満
- ⑤ 5 年以上 ～ 10 年未満
- ⑥ 10 年以上 ～ 20 年未満
- ⑦ 20 年以上

設問 10. ケアをしていることにより、学業や仕事に影響が出ていますか。(複数回答可)

- ① 高校/大学/専門学校等への進学をあきらめた
- ② 高校/大学/専門学校等へ進学したものの、進学先を選ぶにあたって制約があった
- ③ 高校/大学/専門学校等へ進学したものの、ケアとの両立が難しく中途退学した
- ④ 就職することができなかった
- ⑤ 就職したものの、就職先を選ぶにあたって制約があった
- ⑥ 就職したものの、ケアとの両立のため働き方を変更した (時短勤務や休暇制度の活用等)
- ⑦ 就職したものの、ケアとの両立のため転職した
- ⑧ 就職したものの、ケアとの両立が難しく退職した
- ⑨ その他 ()
- ⑩ 影響は特にならない

設問 11. ケアをしていることにより、あなたの心身の健康状態に影響はありますか。(複数回答可)

- ① 通院はしていないが、身体的な不調を感じている
- ② 身体的な不調があり、通院している
- ③ 通院はしていないが、精神的な不調を感じている
- ④ 精神的な不調があり、通院している
- ⑤ その他 ()
- ⑥ 健康状態への影響はない

設問 12. ご自身の健康維持（食事、睡眠、運動、気分転換、通院など）に時間をかけることはできていますか。（単一回答）

- ① 必要に感じており十分にできている
- ② 必要に感じておりまあまあできている
- ③ どちらともいえない
- ④ 必要に感じているがあまりできていない
- ⑤ 必要に感じているがまったくできていない
- ⑥ 特に必要性を感じない

設問 13. ケアを必要としている家族のことや、ケアの悩みを誰かに相談したことはありますか。（単一回答）

- ① ある
- ② ない

設問 14. 設問 13 で①あると回答した人にお聞きします。相談した主な方は誰ですか。（複数回答可）

- ① 家族（配偶者、子ども、母、父、祖母、祖父、きょうだい）
- ② その他の親族
- ③ 友人
- ④ 交際相手
- ⑤ 通っている学校関係者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む）
- ⑥ 勤務先の上司
- ⑦ 勤務先の同僚
- ⑧ 医師や看護師、その他病院関係者
- ⑨ ホームヘルパーやケアマネジャー、福祉サービスの人
- ⑩ 役所の人（自治体の保健センター等含む）
- ⑪ NPO 法人等の支援団体の人
- ⑫ 近所の人
- ⑬ SNS 上での知り合い
- ⑭ その他（ ）

設問 15. 設問 13 で②ないと回答した人にお聞きします。それはなぜですか。（複数回答可）

- ① 誰かに相談するほどの悩みではない
- ② 家族外の人に相談するような悩みではない
- ③ 誰に相談するのがよいかわからない
- ④ 相談できる人が身近にいない
- ⑤ 家族のこのため話しにくい
- ⑥ 家族のことを知られたくない
- ⑦ 家族に対して偏見を持たれたくない
- ⑧ 相談しても状況が変わると思わない
- ⑨ 相談する時間的余裕がない
- ⑩ その他（ ）

設問 16. 自治体や NPO 法人等の市民団体の中には、病気や障害等を抱える家族の看病や介護を行う人を対象とした支援を行っているところがあります。こうした支援があることを知っていますか。（単一回答）
支援内容の例：当事者同士の語り合いの場（カフェ、サロン等）の開設、相談窓口の設置、ケアラー向け講座の実施、等

- ① 知っており、参加/利用したことがある
- ② 知っているが、参加/利用したことはない
- ③ 知らなかった

設問 17. 設問 16 で「②知っているが、参加/利用したことはない」と回答した人にお聞きします。参加/利用していない理由をお聞かせください。（複数回答可）

- ① 住んでいる地域でどのような取り組みがあるか知らないため
- ② 参加する時間がないため
- ③ 通いやすいところでは開催されていないため
- ④ 参加する必要があると感じないため
- ⑤ その他（ ）

設問 18. 設問 16 で「③知らなかった」と回答した人にお聞きします。前述のような支援の場に参加してみたいと思いますか。（単一回答）

- ① 参加/利用してみたい
- ② 参加/利用したくない
- ③ どちらとも言えない

設問 19. 心や体に不調を抱える家族等のケアをする立場から、行政や支援団体、社会にどのような支援や変化を期待しますか。（複数回答可）

- ① ケアについて相談できる窓口の充実
- ② 当事者同士の集まりの充実
- ③ 看病・介護から離れる時間を確保するための支援
- ④ 利用できる制度等についての案内の充実
- ⑤ ケアと仕事を両立しやすくなるための支援
- ⑥ 経済的な支援
- ⑦ ケアを必要とする人へのサービスや制度の充実
- ⑧ 専門職や行政職員がケアラーへの理解を深めること
- ⑨ 地域や職場等、社会がケアラーへの理解を深めること
- ⑩ その他（ ）
- ⑪ 特になし

III ケアラー/ヤングケアラー支援施策に関するご意見をお伺い致します。

設問 20. ケアを行う中での不安や悩み、ケアラーへの支援についてのご意見、行政や福祉関連の団体等に期待することについてお聞かせください。（自由記述）

以上

公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986（昭和61）年10月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に東京都全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援等を行っています。

本書は、公益財団法人東京市町村自治調査会及び株式会社日本総合研究所による共同調査方式で作成しました。

公益財団法人東京市町村自治調査会

小町 邦彦 参与 （元立川市教育長）
松尾 尚之 企画調査部長（東京都派遣）
今井 亮太 主任研究員（東京都派遣）
亀田 奈那 研究員（西東京市派遣）
小平 円 研究員（日野市派遣）
九鬼 統一郎 研究員（狛江市派遣）

株式会社日本総合研究所

青木 梓 マネジャー
小幡 京加 マネジャー
大内 亘 コンサルタント

2023年3月発行

自治体におけるケアラー支援の方策に関する調査研究報告書

発 行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1 東京自治会館内
TEL：042-382-7722 FAX：042-384-6057
URL：https://www.tama-100.or.jp

発行責任者 小暮 実
調 査 委 託 株式会社 日本総合研究所
〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1
大崎フォレストビルディング
TEL：03-6833-0990 FAX：03-6833-9480
URL：https://www.jri.co.jp/

印 刷 プリンティングイン株式会社
〒180-0012 東京都武蔵野市緑町1-5-1
東海グリーンパークビル 2F
TEL：0422-54-0051 FAX：0422-56-2951

自治体における
ケアラー支援の方策に関する
調査研究報告書



再生紙を使用しています